

快乗和尚の時に及んで眞言に改宗す建久五年源範頼の長子範國寺領五百石を寄附す天正中羽柴氏の兵火に由り全山灰燼に歸したりしも其の後再建し池田氏の封國以來寺領若干を寄附せらる或は傳ふ範頼伊豆に死せず難を避けて當寺に來り難髮命を終ふと古墳あり範頼の墓と稱す本寺より西北五町餘の山腹神の御子石なる岩あり方六尺許猿田彦命の靈を祀れりと傳稱す

大安興寺 (鳥取より四里三十三町)

大村に在り眞言宗親王院末にして藥師如來を本尊とす智頭川に傍へる峻嶺の上にあり四望雄濶にして直に天風を呼吸するの概あり由緒を案するに大化元年の開基に係り法道仙人之に住し醫王と稱す和銅二年僧行基住山の時勅して號を大安興寺と賜はる往昔は寺内に院坊三院内に十六坊舎あり佛塔經藏諸堂守護神社磨王法門隆起し寺領七千石國家鎮護の祈願所たりしか戰國時代の兵亂以來屢々火災に罹り復た舊觀を留めず池田氏の入國後一山の再興を得て法燈連綿今に至れり

豐乘寺 (鳥取より八里三十町)

富澤村大字新見村に在り眞言宗なり本尊は無量壽佛にして創立年月詳かならざるも舊寺たり寶物には普賢菩薩の畫像及楊柳觀音の畫像あり共に國寶に編入せらる其の他有名なる畫幅頗る多し

若櫻城跡

一名を鬼ヶ城と云ふ八東郡若櫻宿(今八)にあり矢野若櫻守の創始にて子孫相傳へ十六代に及へり天正三年尼子勝久の掠取する所となりしか後吉川元春の有に歸せり同八年羽柴秀吉播磨より攻め來りて先づ本城を陥れ木下備中守に授く慶長五年關ヶ原の役後徳川氏之を山崎家盛に與ふ元和三年山崎氏移轉の後本城亦廢す

岩屋堂 (鳥取より八里三十一町)

池田村に在り大同元年の創立に屬す本尊は不動明王にして弘法大師の彫刻に係り黒皮不動と稱せらる目黒不動目赤不動と共に日本三昧不動と呼はると云ふ堂は山上の奇怪なる岩洞中に在り梯に由て上下す人を

して其の昇降に股栗せしむ飛彌内匠の建造に係れり境内幽深真に奇観なり

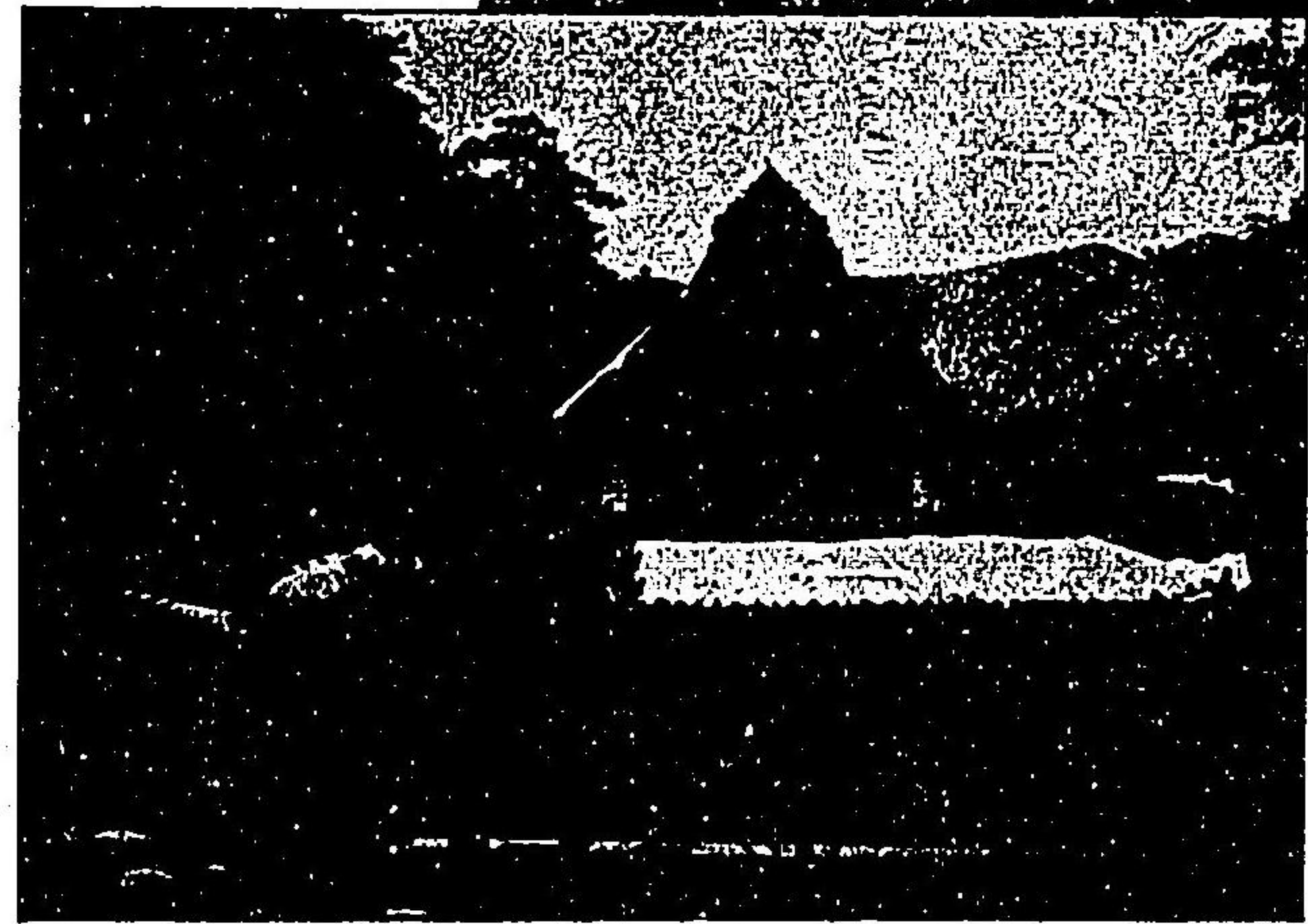
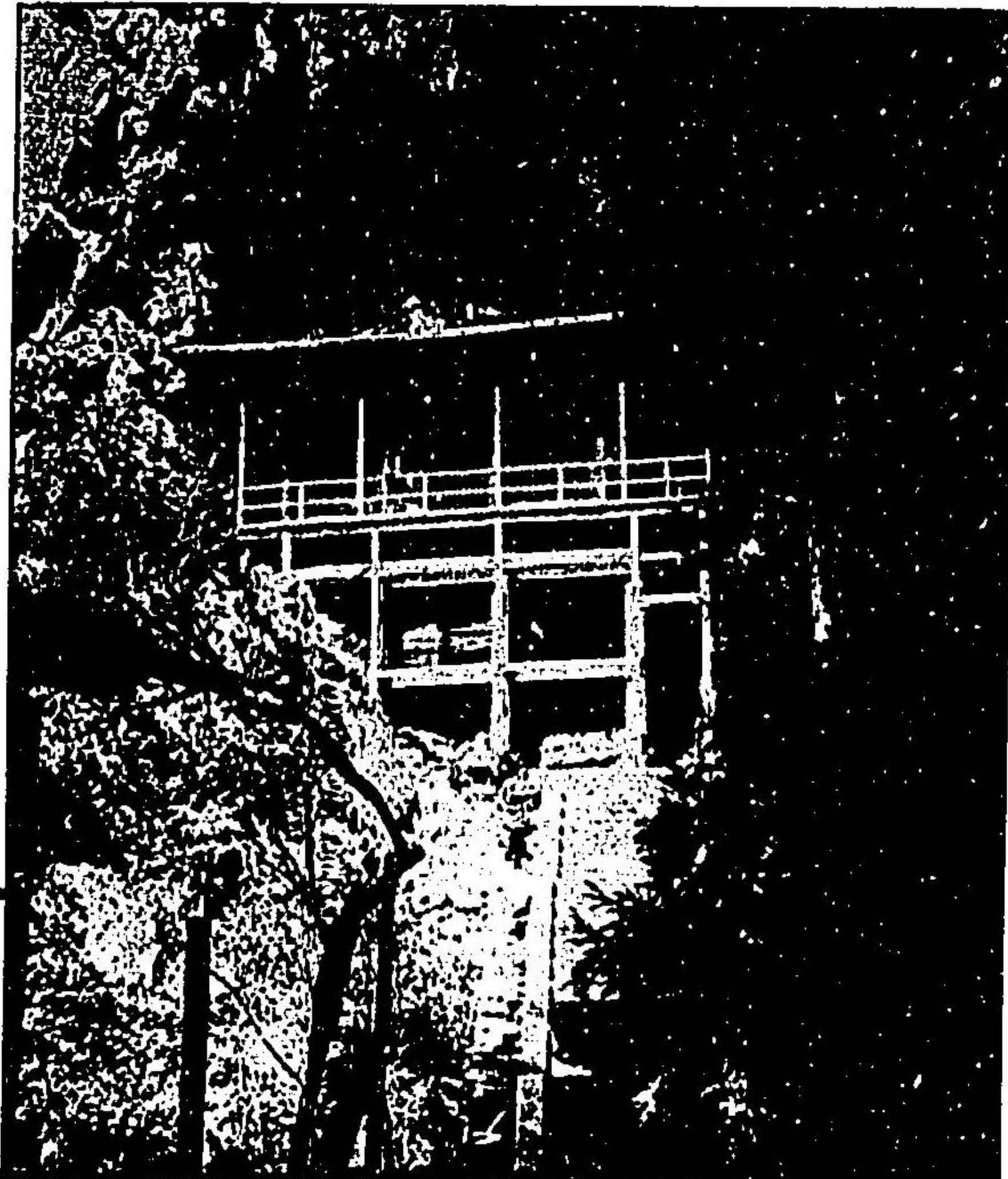
智頭川沿途の風景

智頭川は舊智頭郡山間より發し用瀬に至り佐治川を合し河原に至り八東川と合して千代川となり鳥取の城西を経て日本海に入る因幡第一の大河なり智頭奥より用瀬に至るの間高峰峻嶒透迤として連続し清流其の間を穿ち流る兩岸相蹙り奇岩怪石時に水流を碍へ激しては湍となり奔つては瀬となり湛へては淵となり雷吼へ珠鳴り人をして一步一行水容山態の變化に驚かしむ而して兩岸の連山皆鬱蒼たる樹林にして其の間春には櫻花の雪白翠嵐を點破するあり秋には楓樹の爛紅白雲に照映するあり茅舎炊煙溪間に隠現し犬語鶏聲林外に呼應す真に天然一幅の活畫なり且つ浮筏の流下頻繁にして其の急流危涯を下るの光景人をして覺えず奇絶を叫はしむ又香魚多く頗る膩味を以て名あり

從用瀬到智頭途上

二宮東郭

岩屋堂



大安寺

一路登々境轉深松杉夏茂自陰森。竭來堪洗風塵想。左右溪山步且吟。

通り谷の灌漑水道

八頭郡通り谷の灌漑水道は文政年中同郡賀茂村大字郡家村の安藤伊右衛門に由て開鑿せらる伊右衛門名は正知父を治右衛門と云ふ郡家村の富家なり才幹あり深く心を地利に注ぎ常に富源を開き以て公益を興さんことを期せり其の居る所の土師郷十四村耕地二百七十五町皆私都川の流に資る私都川は源を同郡私都郷に發し一谷の水を合せて石田郷に至り八東川に入る一谷二十餘村皆之に資る地廣く水少なく且土師郷は其の末流に在るを以て常に乏水に苦しみ天少しく旱すれば農戸水を争て相闘く故を以て灌漑中は一郷相謀り藩吏の監視を請ひ以て田水を平分す文政元年の旱魃の如きは郷中の稻稼皆枯死し藩の救助を仰きて農民僅に流亡を免る伊右衛門之を憂ひ常に水道を開き以て灌漑に利せんと欲す然れども本郷水の取るへきなし是に於て遙に八東川の水を引き通り谷の隧洞を開き以て本郷に注んと欲し自ら高低を測り地勢を相し乃

ち計策を定めて具狀す藩廳其の策を可とし伊右衛門に任するに其の事を以てし併て其の費用を辨せしむ伊右衛門即ち但馬より工夫黒鐵なる者を雇ひ以て其の役を起す時に文政三年五月なり開門を同郡安井宿の前に開き八東川の水を引き安井宿の中央を過ぎ山涯に傍ひ大字大門殿市の谷西御門の四村を經て通り谷に達す其の間地勢に隨ひて曲折し或は丘陵を超え或は溪谷を亘り蜿蜒紆餘長蛇の如し通り谷は舊八上八東の郡界にあり播磨本道に係る兩谷相接し街道其の上により高さ凡そ六丈山根岩石を穿ち隧洞を開くと敷町直に其の西面に出つ所々に天井を掘り以て大氣を通し日光を取る西北山嘴に隨ひ郡家村を過ぎ大字宮谷村に達す開門より此に至る里程二里十八町十間用地一町五畝十九步文政六年四月功を竣ふ其の間約四週年工を役する二十五萬七千四百八十三人費を要する七萬二千二百二十餘兩なり而して新に水田を開くこと十二町四段六步陸田を變して水田となすこと十五町二段一畝三步古田の新渠に頼りて水利を得たること二百七十五町爲に郡家久能寺宮谷の

三村水利充足し頗に旱災を免れ新開良沃戸口歳に殖へ一谷數村も亦其の餘潤を得利殖を開く人々其の効果の偉大なるを見て之を稱して大功と云ふ大功の稱遠近に遍し藩主其の業を嘉し金三百三十三兩を與へ其の渠地の正租を蠲き増租十の二五を分ちて永世其の家に與へ以て其の勢に酬ふ伊右衛門人となり忠實剛毅能く物を恵み貧を恤む勿より稼穡に力め常に傭夫を率ひて躬自ら耕耘に従事す其の業を始めし時年己に七十工場に馳驅し工夫を指揮し以て其の役を督すること凡そ三年終始一日の如し業資多きを要し家財を盡して尙ほ足らず私地を典して金三萬七百兩を借り以て其の費用に充つ業を起すの前私地七十町あり工成るの後之を賣て負債の償却に充つ總に十數町を剩すのみ既にして病む自ら起たざるを知り遺命して曰く家の盛衰を顧ること勿れ子孫の貧富を問ふこと勿れ宜しく力を耕耘に用ひ意を開墾に注ぎ新渠を保護し益々其の業を興すへし是れ吾か主願なりと文政十年三月十七日を以て歿す其の生資曆元年を去る享年七十七諡して千林軒と謂ふ其の新開地字

金石に葬る四男三女あり三男伊兵衛家を繼ぐ伊兵衛及其の子仁平共に克く祖業を承け溝渠を開き山野を拓く遠近其の利に依ること尠からず久能寺陶器 (鳥取より三里)

國中村大字久能寺は昔時陶器業者の居住せし者の如く附近の地一帯をは古來土師郷と稱せるのみならず村内に唐津場なる字名ありて土中往々陶器碎片を出たす昔今より凡百八十年前京都より製陶業人六兵衛なる者此の地に來り御室焼法を尾崎次郎右衛門蘆津與兵衛の兩人に授く技術精巧風致に富む子孫之を業とせり爾後三十年近江國甲賀郡信樂より官職なる者亦來り信樂焼を創む所謂因久山なる者之を鼻祖とす其の子官助業を受けて頗る技藝に精く因久焼の名聲頗に揚る文政の初年同村彌平なる者亦製陶業を始む是に於て村内に陶家四戸を見るに至る藩廳にても亦大に其の業を保護して擴張せしめしかは益旺盛に赴きしも慶應以後事業復た舊時の如くならず一般の需要も亦大に減し従て産額は僅少なると製陶尙は舊時の面目を留め頗る雅樸の風致に富む

第四 氣高郡

賀露村は鳥取を距ること壹里餘賀露港あり百貨出入頻繁の地たり人口三千百六十餘吉岡は温泉場にして現今は那術其他の官公署あり人口千八百四十餘又た賀木濱村は伯耆街道の宿驛にして是より西に方て青谷村あり共に停車場たり青谷村は人口三千二百九十餘又た南方三里許に鹿野町あり古へ龜井茲矩か居城のありし所今に於て其の舊規を存す人口三百八十餘本郡に屈指の名邑たり

賀露神社 (鳥取より壹里二十五丁)

賀露村にあり縣社にして祭神は大山祇命猿田彦命吉備大神武甕槌命なり三代實錄に陽成天皇の元慶元年六月二十八日同十二月十四日及二年九月十三日等前後四回官幣を納められし事を明記す寛文二年に至り藩主池田家より社殿を建立し社領十九石七斗二升の寄附あり本社は賀露港頭に傍へる山上にあり西は氣多青谷の諸岬を望み東は但馬の諸山を眺

め鳥ヶ島其の下に横はる北海の浩渺眼に當りて煙波際涯を見す朝氣夕
霽氣象雄潤なり

賀露は因幡の要港なるを以て古來外國往復の船舶風潮の關係に由り此
の附近に漂着せしこと尠からず吉備眞備は唐より歸朝の途次風浪に遭
ひて賀露に上陸せりと傳へ安徳天皇も賀露より上陸せられたりと長通寺
の縁起に見ゆ又王朝時代に韓人五十餘名此の附近に漂着せしこと三代
實錄に記され池田光仲か因伯兩州の太守に移封せられ其の藩士か岡山
より鳥取に移りたる當日即ち寛永九年閏八月五日にも清の福建省漳州
の商船此處に漂着し漂客中西風吹客衣桑梓幾時歸漢々江村暮青天鷓鴣飛
と賀露旅泊の情致を述へたる如き事實も存在す惜むへし鳥取に取て重
要なる關門も爾來千代河の流沙に災せられて港口年々淺きを加へ以て
鳥取市民の發展的計畫に副ふ能はざるを

賀露津

杉村 壽 全

曲江日夜抱水流錦纜共維來往舟地僻海隅朝日出天低波際暮雲收灣蘆

浩幸進還斷汀鳴洲是沒又浮賀露津邊望不盡微茫煙浪入吟眸

遊賀露浦口

小 泉 友 賢

掉船任去留舉酒弄清流得預雲龍念閑看江鳴游白沙築古廟綠水映高樓
飲客發吟處風濤望眼悠

迦落歸帆(因洲八)

堀 敦 齋

海雲渺々島初昏暮港秋濤捲雪奔處々風帆一時散半成飛鳥落屐門

七月既望泛舟於湘江

正 埜 適 處

宿雨全收散晚江孤舟一片放長空好迎涼氣初拋扇支得斜陽未脫篷白露

秋迷村外樹清光夜豁水雲中閑游今夕追坡老千歲依然月與風

大野見宿禰命神社 (鳥取より二十七丁)

郷社にして海徳村にあり舊記に據るに野見の保徳尾村田野の一丘深林
中にあり大野見大明神と稱し其の社地を丸山と號す土俗徳尾の森と云
ふ祭神は本と出雲の人なり垂仁帝の朝に駭早と角力して之に勝ち其賞
として地を賜ふと按するに古來此郷を野見の保と云ふ蓋し當初の領土

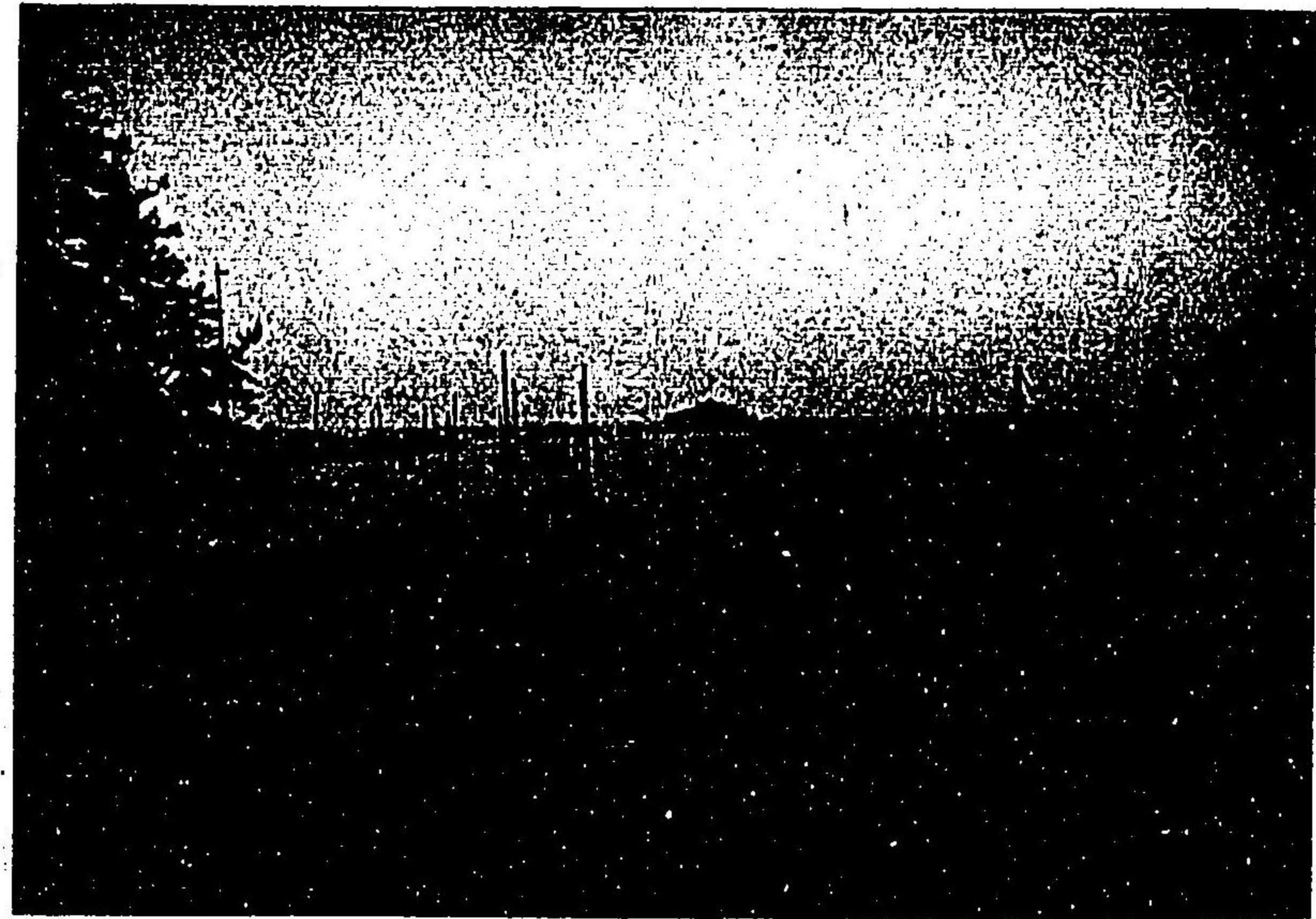
湖山池

城址附近諸

(鳥取より一里十七丁)

なるを以て祀て神となせるならん爾來二千年に渉る舊社なりとす

湖山池は氣高郡の北端にあり雅人目して霞湖と稱す湖山松保大郷末恒の四村に亘り東西三十三丁南北二十二丁周回三里二十六丁洞谷其他の諸流注て湖中に入り湖山村の新川湖水を排して賀露港に落つ北は堆砂を隔て、日本海に接し三面は多く山を繞らせり湖中には青島つよ島島高等の七島あり清波一碧鏡を浮へ朝には則ち東山紅旭を湧し夕には則ち斜陽錦波を濼はす岸世汀蘆春柳秋萩一として目を喜はさるなく風宵月夕舟游試むへく岡影櫓聲詩夢結ふへし鳥取附近の一大勝區たり湖の附近舊城址多し松保村にあるを布勢城址とす布勢は本と天神山の城と稱す文正中山名勝豊の創築に係れり因幡一國の治城にして子孫八代百餘年間此地に居城せり城は東面にして前面は廣濶なる田野を控へ後方は即ち湖山池にして天神山を牙城となす高さ十八間外郭は倉見の山麓より濼を送らし湖山の古川の川口に至る架するに四橋を以てす今



港 露 賀



池 山 湖

の山王山附近は侍屋敷にして寺町鍛冶町傾城町上藤小路など稱する地あり山名氏數代居城の間頗る繁況を呈せんと云ふ今廢墟となり唯だ農家の點在を見るのみ之より南方一里餘にして湖畔の山上吉岡城趾あり即ち吉岡將監定勝の居城せし所にして當時本丸を裝上に築き二の丸を防已尾に設け以て鳥取城陷落の後に至るまで秀吉の大軍に敵したりし又た徳吉より布勢に通ずる行道を天馬嶮と云ふ

青島は湖中七島中最大の島なり其の南角に唐人船屋と稱せらるゝ地あり朝鮮人假廠の在りし遺跡に屬す元祿九年六月朝鮮船舶伯耆赤碓浦に來る船長安同和及李進士等十一人之に乗す藩廳儒士辻權之丞を派して來旨を諭る要領を得ず越へて數日賀露に來航せしめ繼て之を鳥取本町の町會所に致す既にして幕旨を懼り船中に返へし其の船を湖山池に繋ぎ假廠を青島に設けて之に合せしむ唐人船屋の地之れなり後幕旨に由て之を放還したり

湖山村は池の東北隅に在り村内に和泉式部の産水の井大江の屋敷跡あり

り傳へ云ふ式部の父大江雅輔此にあり式部も亦此に生ると而して湖山池を霞湖と稱するは湖山村を霞の里と云へるに據りし者にして和泉式部の「春たては花の都を見てもなほ霞の里に心をとやる」と云ぬ歌に基けりと謂ふ

又傳説に云ふ湖山の中の茶屋の間の沙漠に往々屋根石の如き小石を發見せらる是れ長者屋敷の跡なり長者名を産見と云ふ富一國を曠ふして豪奢涯りなし今の湖山池は當時長者の田地なりしか或年之か田植を一日間に了せんとして國中の人を驅り集めしに少許を剩して日没に薄りければ金扇を擧げて日を招くもの三たひ天日亦た逆轉光を回入せしと云ふ此の如くなりしを以て後天譴を蒙り所有の田地一夜に陥没して湖水となり財貨も悉く消亡して其の家遂に斷絶したり湖水の附近に塚と云へる孤山あり該家全盛の時塚を棄てたるもの積て山となれりと云ふ

山名氏古趾

正 塙 適 處

乘晴散步過湖村亂柴殘紅水有痕多事傷春又傷古雨般拋起蒼吟喚

霞里湖

安 陪 巽 軒

引杖踰躡湖水邊清連映日浸青天松原松樹春逾綠霞里霞標晴又懸浮去梅花何處笛折來楊柳幾多船望中雅興其何限恨不携歸友聖賢

防已尾覽古

二 宮 東 郭

一敗三軍欲雪羞陸馳悍馬水輕舟孤城據險寧稱固驍將臨機轉運籌去孤章懸障壁埋來首級作陵丘躊躇昂古湖山上向晚湖音響梵樓

霞湖落雁(因洲一)

堀 敦 齋

斷雲斜月暮蒼々十里蒹葭波不揚孤雁一聲天際落鷺峰今夜有飛霜

霞里湖

伊 良 子 大 洲

春滿霞鄉霞更深湖光如鏡半晴陰晚來忽被山風掃圓橋方盡露水心

白兔神社

(鳥取より三里十丁)

内海村海邊に傍へる山上にあり即ち古事記に載せたる神話中の白兔を祀れる者なり同書を按ずるに大國主神に兄弟八十神あり皆國を大國主

に譲り稻葉に往て八上比賣を娶らんとす大國主をして袋を負ふて之に従はしむ往て氣多の崎に至る時裸兎の地に臥せるを見る八十神之に謂て曰く汝何ぞ海鹽を浴み海風に曝されて山尾に臥さると兎其の証さるゝを知らず之に従ふ痛楚堪へからず輾轉して泣く大國主後れて到る之を見て其の故を問ふ兎答て曰く吾れ隱岐嶋にあり此の地に渡らんと欲するも便なし因て海中の和邇を欺て曰く吾れ汝と族の多少を計較せん汝宜しく其の族を擧て列伏氣多の前に及ふへし吾れ其の脊を踏んで汝の族を敷へんと和邇之に従ふ吾れ困て踏んで氣多の崎に至るを得將に上陸せんとして和邇に告げて曰く汝吾に欺かれたりと和邇怒て吾れを捕へ吾か衣服を剥取せり吾れ是を以て泣き悶ゆ八十神反て我を誑かし我をして痛苦に堪へざらしむと大國主之に誨へて曰く汝早く水門に往き水を以て身を洗ひ水門の蒲黄を取て掃となし以て其の上を臥せよ瘡乃ち癒んと兎之に従ふ身體困て舊に復するを得たり之を稻葉の素兎となす素兎喜て大國主に謂て曰く彼れ八十神は必ず八上比賣を得る能はし

汝命の袋を負ふて之に従ふと雖も必ず之を獲んと大國主果して八上比賣を娶り得たりき中古社殿廢滅して其の跡を知る能はざるに至りしに龜井茲矩鹿野城主たりし時靈夢に感して之を再興し社領を寄附せしか其後池田家時代に及ても之を尊敬し神田を寄附し大兎大明神と呼へり

白兎祠

小泉友賢

遺廟儼然名不空丹楹畫棟萬松中神仙游跡尤難測殊域留靈白兎公

天穗日命神社 (鳥取より二里三十一丁)

大郷村にあり郷社にして天穗日命を祀れり三代實錄に貞觀九年五月二十一日詔して又た因幡國正三位天穗日命の神を以て官社に列す云々に見へたり古代より有名の神社なるを知るへし

吉岡温泉 (鳥取より二里三十丁)

吉岡村にあり湖山池を南に距る敷町に過きす發見の時代は得て稽ふへからずと雖も永祿の比既に吉岡將監浴場を設けしこと史乘に見へたり

泉質は鹽類及硫黄泉にして温度は百十度乃至百三十四度なり皮膚病其の他諸症に効あり浴客常に夥し二百年前本藩の學者富田玄眞の記に曰く斯の地や三面皆山崖堪乎たり一面は湖水激湍たり郊原寬遠として眼界湖し農夫壠を撃て野に拵ひ商客篋を荷ふて市に唱ふ樵童前に歌へは牧兒後に和す朝夕縵紛往還絡繹たり旅館志倦めは即ち山溪に逍遙す高歌長嘯すれば山鳴り谷應ふ時維れ十月木葉落ち山骨顯はる澗水涸れ石鱗出つ霜楓皆醉ひ夕陽に映して増々紅に寒松獨り醒め空翠を染めて愈緑なり或は石上に踞し或は樹下に憩ふて世慮を消遣して歸るを忘る湖水の涯に徜徉すれば即ち竿を投して游魚を釣り磔を彈して宿雁を驚かす一輩を縦て浮游す颯々乎として仙槎に乗して天游するが如しと以て此地の勝概を見るへし

吉岡温泉

小泉友賢

吉岡靈地温泉湧地脈遠兼驪阜通休認李家融釋字身膚舒暢暖池中。

吉岡温泉紀遊其一

堀敦齋

油菜花開雨色黄春衣穿去帶餘香須叟雲涌山端噴野雉聲々濕不揚

芳岡浴泉

伊良子大洲

行列芳岡斜日天偶逢知友在温泉慙慙擁我浴沂興不道前山欲暮煙

濱村温泉附勝見温泉 (鳥取より五里十五丁)

正條村大字濱村にあり濱村は米子街道に沿ひ鐵道停車場あり此地や南に鷲峰の高嶺を望み北は一水を隔て、廣瀨なる砂濱に面す濱上には青松點々として叢生し前には北海を望む風趣頗る佳なり旅舎には各戸浴槽の設けあり濱村を距ること數丁にして勝見村あり古るき温泉場なり口碑に據れは天正年間鹿野城主龜井茲矩の臣六角豊後白鷲を射て之を傷く鷲澤畔に留りて去らす往き其處を檢視す即ち温泉湧出せり蓋し傷痕を癒さんか爲に此に浴せしなり因て勝見温泉をは今に鷲の湯と稱すと云ふ而して濱村温泉は維新以後道路の開鑿に由り發見せられたるものなり泉質は硫黄泉にして温度は百六度乃至百九度なり

勝見温泉

安陪巽軒

葛水温泉湧出清彩霞起處湯桁平四時來浴男將女日夜園々搔器聲

因幡八景の中鷲峰暮雪

飯田年平

はれくもる入日のかけもふる雪のそらにみたる、鷲の山風

加知彌神社 (鳥取より六里二丁)

勝谷村にあり祭神は鷲芽尊不合尊彦火火出見命玉依姫命にして縣社なり創立年月は詳ならずと雖も式内の社にして往古より本國中の大社なり天正八年吉川元春郡内宮吉城攻撃の際戦捷を祈願して社領十石を寄附せり池田家の封國に及んても社領三十九石六斗九升三合を寄附せり當社は平地にあるも林樹鬱鬱頗る神聖の舊地なり

讓傳寺 (鳥取より五里二十五丁)

勝谷村にあり曹洞宗開雲寺末にして本尊は釋迦牟尼佛なり山緒に據るに應安五年十月の創立に係る僧閣老道高く徳盛んなるの資を以て錫を此山に留め大に宗風を振ふ之を開山第一祖となす北因曹洞の諸刹法幡を建て當寺の門葉に屬せざるはなし鹿野城主龜井茲矩亦た歸佛參禪し

て山林映田を寄附す今に至る迄寺門隆盛堂塔宏壯因幡第一の禪林なりとす

從讓傳寺觀龜井先侯遺物慨然作歌

二宮東郭

豊公威風三韓蕪二都八道一時平龜侯帥軍當一方驍勇武略原擅名評誠之餘多所獲最聞王服與王旌侯家舊跡在鹿野讓傳禪刹遺物藏是日乘駕偶來遊遂探寶藏且逗留陪從幸與珍寄觀旌服二物實爲尤嗚呼總是龜侯勇武之所致英風百世激濡夫近來外夷何傲然航海屢窺吾東邊往々侵掠無所憚縱肆狼心叢邦人嗚呼古今之變何迺爾一視斯物轉慨焉

鹿野城址 (鳥取より五里五丁)

鹿野町の南方山に倚て鹿野城址あり鹿野城は其の草創の時を詳かにせず相傳ふ土地の豪族鹿野氏世々之に居れりと永祿年中山名氏の一族之に據る天正の亂後豊臣秀吉龜井茲矩を封するに氣多高草兩郡を以てし鹿野城に居らしむ茲矩歿後其子豊前守政矩之を繼く父子在城三十七年

龜井氏石州に移封の後城廓復た修せず其の廢頽に任かす今は唯規模の跡を残すのみ

龜井茲矩武藏守と稱す出雲玉造に生る佐々木氏の支にして其の温泉地の出なるを以て初め氏を湯と稱す祖父惟宗雲州七人衆に列す父永綱須佐城に住し尼子氏に仕ふ尼子氏亡ひて茲矩零丁意宇那舊臣の家に匿くる元龜三年歳十七を以て始て因幡に來り氣多郡山宮村郡今氣高内村の農井村覺兵衛に寄る時に湯の新十郎國綱と稱す尼子氏の遺臣山中幸盛漂泊して因幡に來り黨を募りて興復を圖り所在を劫掠するに及て首として之に應す幸盛に従ひ布勢城主山名豊國を助けて其叛臣武田高信を鳥取に攻めて頗る勳功あり初め幸盛尼子氏の重臣龜井氏の寡婦を娶る是に於て其の携へし所の女を茲矩に與て龜井氏を嗣かしむ是より氏名を改めて龜井茲矩と謂ふ天正中因州の地毛利豊臣兩氏の争區となるに及て茲矩早く心を豊臣氏に歸して其の親任を得機敏事に處するを以て遂に鹿野城を得たり宮吉城主田公新介吉川元春



鹿野城址



龜井茲矩ノ墓

の爲に破られ高草より走て鹿野に至るに遭ふ田公砲技を以て名あり
茲矩就て其秘術を學ぶ天正九年秀吉因幡に入るに及て其進軍の便を
圖り又吉岡將監を防已尾に攻て之を陥し更に荒神山勝山共に在り二
城を攻落す因幡平定の後秀吉其功を賞し氣高郡一萬二千石を與ふ一
日秀吉茲矩に謂て曰く因幡半國を以て汝を封せん乎と茲矩辭して曰
く臣五畿七道に望みなし琉球を賜は、伐て之を取らんと秀吉其の大
膽を賞し龜井琉球之助の數字を團扇に書して賜ふ茲矩大に喜ひ乃ち
船艦を備へ兵仗糧食を載せて將に琉球に向はんとす風濤に會ふて果
さす十三年從五位下に叙し武藏守と稱す朝鮮の役其獵獲せる虎を名
古屋本營に送る秀吉悦て之を京師に獻す關原の役因伯の領主皆款を
西軍に通す茲矩獨り東軍に屬して戦功あり家康命して因幡を徇へし
む慶長六年高草郡二萬五千石を増封せられ三萬八千石を食む蓋し賞
與其功勳に酬ひさるなり茲矩亦小天地に離齟するを欲せず海外通商
の壯圖を畫し次子鈴木八郎左衛門を長崎に派して通商事務を督せし

め大船を購ひ氣多高草兩郡の土民を徴して舟夫となし刀劍金銀細工物布帛錦繡海繪諸道具繪屏風等海外向きの物品を購入し之を明國及暹羅香港安南交趾呂宋阿媽東京等に輸出し以て巨利を博す縹紗綾子曇子縹紗縹子天鵝絨羅紗猩猩皮毛織物豹虎羚羊の皮南京陶器北京織物珊瑚珊瑚象牙犀角麝香龍腦伽羅沈香丁香白檀紫檀黑檀等種々珍奇の諸物を輸入し鷄鴨孔雀驢馬野牛及異様の植物等も亦舶載し來れり其の中驢馬及野牛は之を湖山池中の青島に放牧せしか寛永年中迄生存し居りしと云ふ茲矩既に海外貿易場に飛躍して巨利を博する所あり従て財政も亦富足滿城の士民皆賑へり其の鹿野城中の一室の如き海外珍奇の樹木を以て構造し其の價測るへからすと稱せられしに惜むへし龜井家が石州移封後光政時代に火を失し全然烏有に歸せり茲矩慶長十七年正月十六日享年五十七を以て歿す子豊前守政矩嗣く父の功を以て伯耆久米郡の内五千石を増封せられしか元和三年石州津和野に移封せられたり鹿野に鷲峰山あり恒河あり跋提河あり

何そ其名の天竺地方と相似たるや亦郡中玉川の如き酒津の如き津の如きあり是等多くは茲矩の命名せし所なりと云ふ或は謂ふ茲矩其の海外通商地方の名に因みて恣く改稱せし者なり

遊鹿野城迹

二宮 東 郭

長松鬱々古池隈。試駐吟筇望偉哉。氣宇豁然將叫快。前山斷處大瀛開。

上鹿奴城迹

安 陪 巽 軒

知是一基古陣營。來遊思古發幽情。岫雲時訝旌旗動。山月或疑弓劍橫。千載依々流水色。衆峰寂々斷禽聲。欲揮彩筆賦佳勝。古寺晚鐘驚耳鳴。

龜井茲矩墓 附山中鹿之助墓 (鳥取より六里六丁)

勝谷村大字寺内村の山上明星鼻にあり茲矩初め此地に居りしを以て遂に墳墓を定めしなり碑高さ約壹丈法名を刻して中山道月大居士と云ふ山中鹿之助幸盛の墓は鹿野町幸盛寺にあり幸盛寺は龜井茲矩幸盛の菩提の爲めに建立せしものにして墓は方約一間許石垣の内に無縫塔を安んず臺石に刻して曰く爲幸盛寺殿潤林大居士天正十一年癸未七

月二日沙門城連照舉上人建立と

鍋山中幸盛塔

安 階 巽 軒

古碕巍然古刹中春天來吊起悲風勇成當世誰能敵空駐英名傳不窮
日光池 (鳥取より五里三丁)

日光村に日光池あり傳へ云ふ昔時は船舶の碇泊に資する一港なりしも
港口海沙堆積遂に半里許の池沼となりしと龜井茲矩の鹿野に城主たる
や山林を整頓し田畝を開拓し物産を増殖する等頗る心を民事に留む日
光池の深水碧を湛へたるを見て之か蓄水を排泄し以て田畝を獲んと欲
し乃ち郡民を課役して水路を鑿つ排水功成りて遂に豫定の水田を得た
り池田長吉時に鳥取の城主たり之を聞て亦多餘池湯山池の排水を企て
しも成らずして止みしと云ふ日光池附近に今日の稻田あるは全く茲矩
の遺功なり

第五 東伯郡

倉吉町は伯耆國第二の都會にして東伯郡の中央に位し戸數一千九百餘
人口一萬土地平坦南に打吹山を負ひ西北には小鴨川の環流を見る商家
櫛比し街區繁盛にして稻扱器の製造及蠶絲の産出を以て有名なり東伯
郡役所の所在地にして西方約一里縣立農學校及縣立種畜場あり
泊宿は郡の東端に在り西米子街道の宿驛に方る人口千四百七十餘橋津
は其の西方二里に在り港口船舶出入し東伯の米粟は多く此の所より輸
出す且獎惠社のある所にして人口は千七百是より南に松崎あり舊藩時
代藩老の領地たりしか現今は宿の南端に停車場の設けありて繁盛の地
なり山良八橋及赤碕等皆海岸の名邑にして何れも人口は三千乃至三千
八百以上ありて旅客貨物集散の地たり

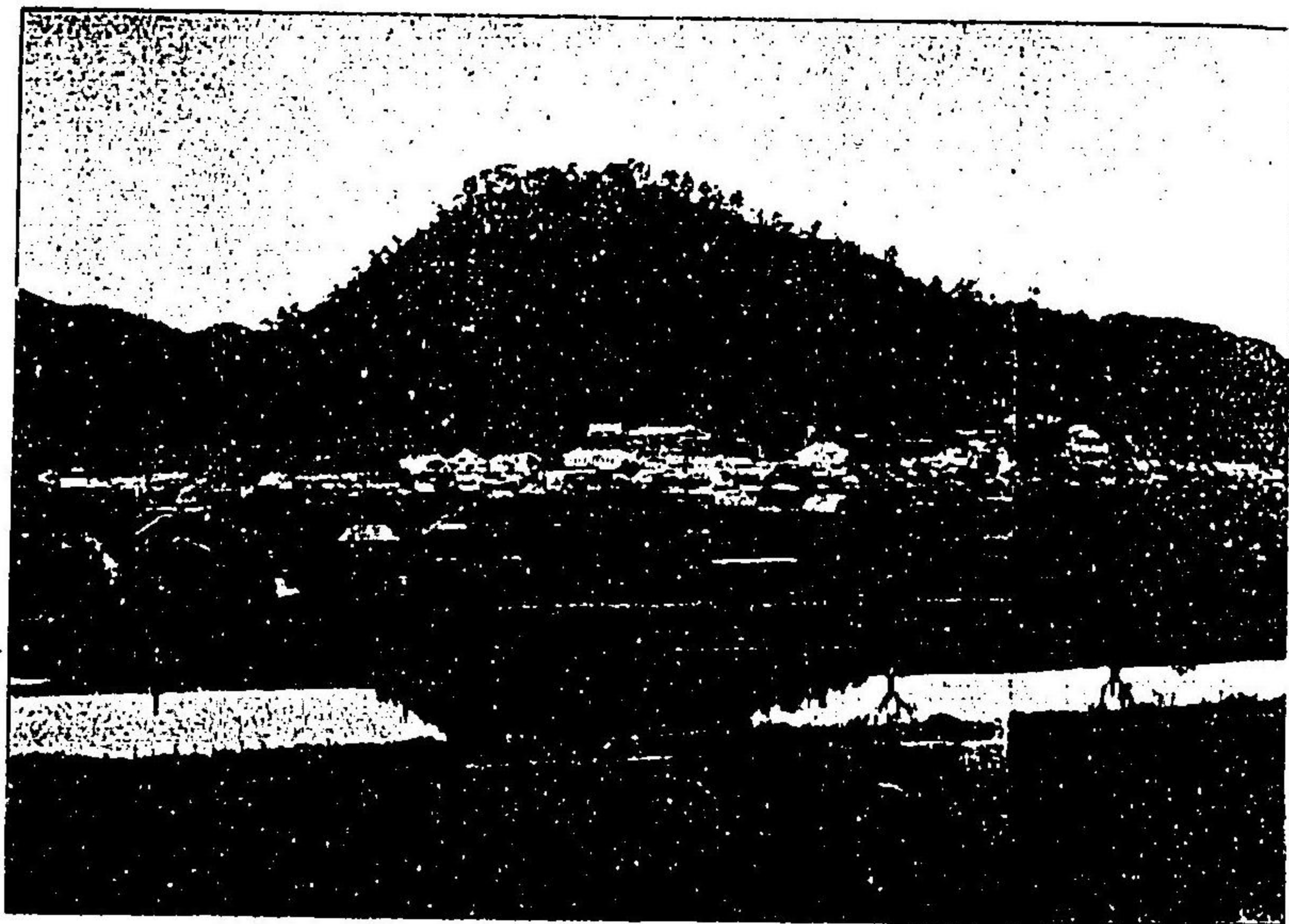
倉吉城址

倉吉の南方を擁せる打吹山上にあり古來久米城又は打吹の城と稱す建
文中伯耆守藤山名伊豆守師義の創築に係る師義歿して其の姪氏之職
を襲ひ子孫連綿以て此に居城す大永四年尼子經久出雲より來り攻む城

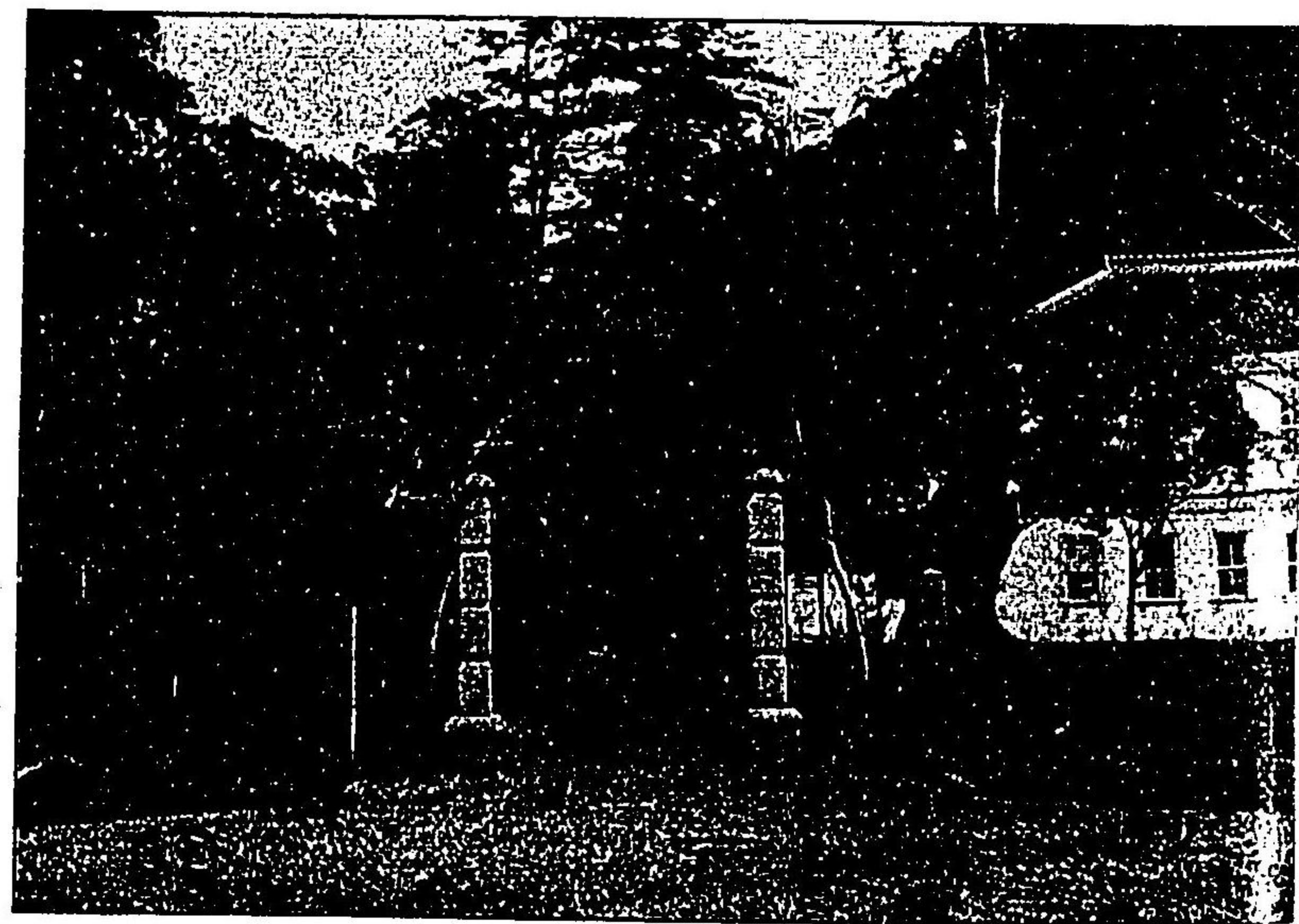
陥る天正年中南條元晴^{もとはら}移て之に據る池田氏因伯兩州に太守たるに及んで國老荒尾志摩守^{あらい}嵩就命を受けて此に城代たり子孫職を襲ひ以て明治維新に至る始め山名氏の此に築くや城廓の結構頗る堅固なりしも天正中に至り吉川隆久^{たかひこ}本城を陥れ後天守閣を移して之を米子湊町に營む之より米子城亦た久米城と稱するに至れりと云ふ池田氏封國の後一國一城の制度に山り城廓を毀壞し之を呼ふに陣屋を以てす舊時の設備は城北方に面し天守閣西南隅に聳立す南北十七間東西三十七間と云ふ西方に第二城あり備前丸と云ふ其西に更に第三城あり越中丸と云ふ本城の北を小鴨丸と云ふ諸樓閣合せて四十二丸と稱せりと云ふ

打吹公園

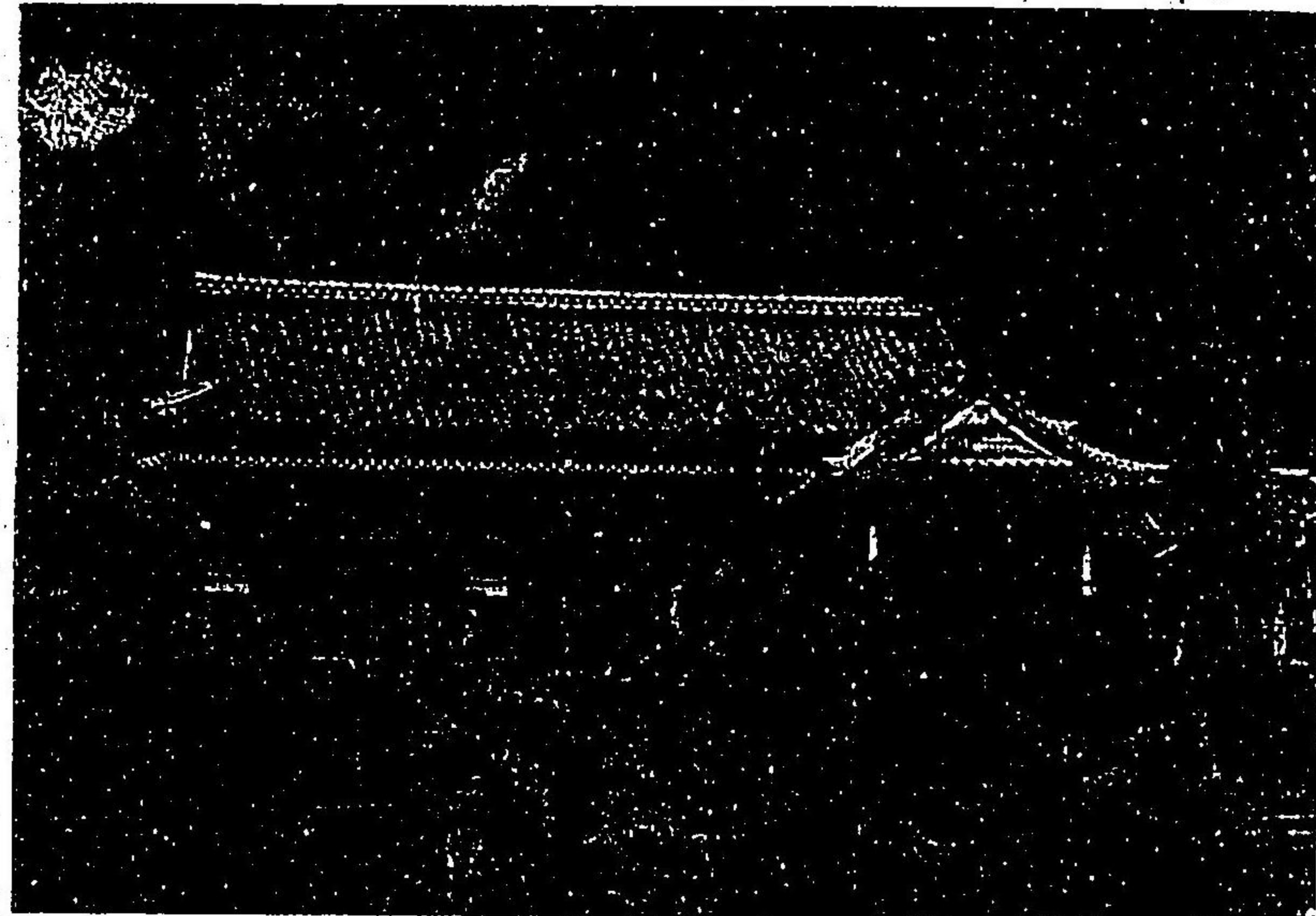
打吹公園は舊城山にあり數年前よりの設計に係り城趾に據り荆蕪を剪り崖を鑿ちて新道を通す徑路蜿蜒として樽蒼たる老樹の間を徑廻す高きは雲に入り低きは溪に渉る滿街の人煙諸川の流域盡く眼下に落ち風景の壯縣下屈指の大公園なり園中飛龍閣あり又公會堂を設け衆庶の清



倉吉町市街



打吹公園(正門)



打吹公園内飛龍閣



打吹公園内會堂

游に供ふ

大江磐代刀自の記念碑

倉吉町内湊町に光格天皇の御生母なる贈正四位大江磐代刀自の記念碑あり刀自は倉吉町の士族岩室宗賢の女なり宗賢本姓大江其の先美濃岩室の城主伊賀守重利に出づ重利信長に仕へ祿八千石を食む其子重休重休の弟重義播磨の別所長治に仕ふ祿一萬八千石を領す天正中三木に戦死す其子義休始て本藩に來り倉吉城代荒尾氏に仕へ祿二百石を食む義休の三子市良右衛門と云ふ祿百五十石を領して分家す之を宗賢の祖父とす宗賢初め常左衛門と稱す故あり荒尾家を辭して京都に赴き居を新田武者小路にトし醫を以て業となす宗賢倉吉を去る時妻林子姪めるあり因て留て倉吉に居る延享元年一女を媿す名けて阿鶴と云ふ九歳に及ぶ宗賢歸省し更に妻子を伴ふて上京す宗賢禁裏御所使番生駒某と親善なり生駒の妻壽仙才學あり因て鶴子に訓ふるに婦道文學等を以てし遂に其の妹となして宮中に奉仕せしむ鶴子和歌筆札を善くし舉止婉艶徳

操あり同輩皆之を敬す成子内親王閑院宮典仁親王に嫁し給ふに及で鶴子之に賤たり典仁親王見て其の人となりを愛し遂に内親王に乞ふて側室となす此の時名を啓代と改む明和八年五月内親王薨す同年八月十五日刀自祐宮兼仁親王を生む則ち光格天皇なり翌九年十月更に寛宮盈仁親王を生む之を聖護院宮とす天明七年十二月宗賢法橋に拜せらる寛政六年典仁親王薨するに及で刀自悲衷措かず遂に落飾佛に歸す號して蓮上院定正と云ふ文化九年十二月九日聖護院宮別邸に歿す享年六十有九後明治十一年三月に至り 特旨を以て正四位を贈られしが更に明治三十五年六月從一位に追陞せられたり紀念碑存在の地は即ち刀自出生の邸跡なりとす

長谷寺 (倉吉より八丁)

倉吉町にあり天台宗本尊觀世音菩薩なり養老五年法道上人の開基に係り建久四年再興せり現在の堂宇は弘治三年南條氏の修理せし所なりと云ふ此地や舊城の西南に位し西に大山を望み北は遙に日本海面を眺む

堂形奇古にして京都清水寺の舞臺に類す寺實には巨勢金岡所筆の繪馬あり

關金温泉 (倉吉より二里十六町)

矢送村大字關金にあり泉質は鹽類及硫黄泉にして温度は百十度なり僕麻質斯皮膚病等に功あり聖武帝の世行基菩薩の發見せし所に係ると謂ふ溪間の閑靜なる一境にして溪水清潔に夏日蚊虻を見ず溪上に地藏院あり真言宗にして寺内に行基の作りし丈六の地藏尊あり弘法大師も亦此地に留錫あり境内天竺樹の如き大師の手植に屬すと傳す地作州久世に通ずる宿驛に當るを以て旅客浴客等常に充つ

倭文神社 (倉吉より三里三丁)

倉人村にあり縣社にして祭神は下照姬命建御名方命天稚彦命事代主命少彦名命味耜高彥根命なり式内の神社にして古額面に正一位伯州一宮大明神とあり所謂伯耆の一の宮にして年月は詳かならずと雖も極めて古代の創立なるを知るべし社は宮内村の北御冠山の麓にあり松樹森々

として天に參し其の境岑寂人をして尊敬の念を増さしむ
波々岐神社 (倉吉より一里十九丁)

郷社なり日下村に在り事代主神下照姫命天稚彦命少彦名神建御名方神
味相高彦根神を祭る貞觀四年從五位下を授けらる天文十二年雷火の爲
め焼失せしも寛永五年再建せり郡内屈指の大社なり

東郷湖 並羽衣石城址 (倉吉より二里十三丁)

東伯郡の稍東北部に位し周回二里二十丁東郷、今瀧、上村澤、舍人等
の諸流を收めて一大碧波を湛へ橋津川となりて北の方海に入る池形鶴
翼を張るか如し因て名けて鶴湖と云ふ美徳、鉢伏、羽衣石、御冠馬の
諸山湖の周圍を廻環し風景明媚、羽衣石の晴嵐、九品寺の暮鐘、松崎
夜雨、藤津桃園、橋津歸帆、鷺田落雁、長江夕照、大山宿雪、龍島長
橋、湯嶋寒月の十勝あり春晴花を探るべく盛夏暑を避くべく秋宵月
に乗すべく晴好雨奇四時の光景適せざるなし湖南に羽衣石山、湖北に
馬山の古戰場あり羽衣石は南條氏の居城にして其吉川氏と雄を争ひし

處馬山は吉川元素が陣して以て羽柴秀吉の軍を防ぎし地に係る

羽衣石城址は同郡羽衣石山にあり前面東郷池に臨む羽衣石川此より發
す後方は山巒重疊して左は蛇溪不動岳相聳へ右は山嶺に連接す南面の
山頂は平潤にして其北口を長和田と云ふ昔時は此地を外郭とし沮池を
鑿ち其内に士民の邸宅及市廛あり本城は貞治五年南條貞宗の創始にて
世々山名氏に屬せり大永中南條宗勝尼子經久と戦ひ城陷る宗勝毛利氏
に屬し本城を回復す宗勝の子元續に至り織田氏に結ひ天正中吉川元春
と戦ひ城陷る後元續再ひ之を回復せしか子元忠に至りて關ヶ原の役西
軍に屬せしを以て他國に流寓するに至り城壘從て廢壞す南條氏居
城凡そ十代二百五十餘年とす

湖畔に温泉あり其南に在るを東郷温泉と云ひ北に在るを淺津温泉と云
ふ品質は鹽類泉及硫黄泉にして温度は百十度乃至百五十度なり池中よ
り湧出し鐵管及竹筥に山り之を温泉場に引くを以て頗る奇觀なり東郷
温泉は松崎停車場を距る五六丁に過ぎず旅館あり池中に臨みて三面皆

水坐して全湖の光景窺ひ得へし鯉鮒等多く湖中に産するも饒最も好味にして東郷鯉の名夙に四方に高し

遊東郷温泉

山内 柳外

風拂四簷炎氣虛 江櫻飄蕩似身居 樽前醉把長竿釣 不羨左公盤裡魚

東湖雜詠 十首

同 上

晴夜無人敲草庵 孤吟憑欄興偏貪 清風吹上蘆中月 滿浦金波詩眼涵
隔浦山光入竹簾 出村帆影映茅檐 何嗟佳境無佳士 漁弟樵兄足養恬
清風細々月團々 湖上晴來夜不寒 知是扁舟未收釣 漁燈隱映遠灣灣
蘆竹叢邊屋數間 唔啣吟詠好消閑 有人問我幽棲趣 只與眠鷗分半灣
夕陽紅斂澹無濤 何客蘆中諷詠高 似待湖心明月湧 柳陰來繫小游舫

三朝温泉 (倉吉より二里九丁)

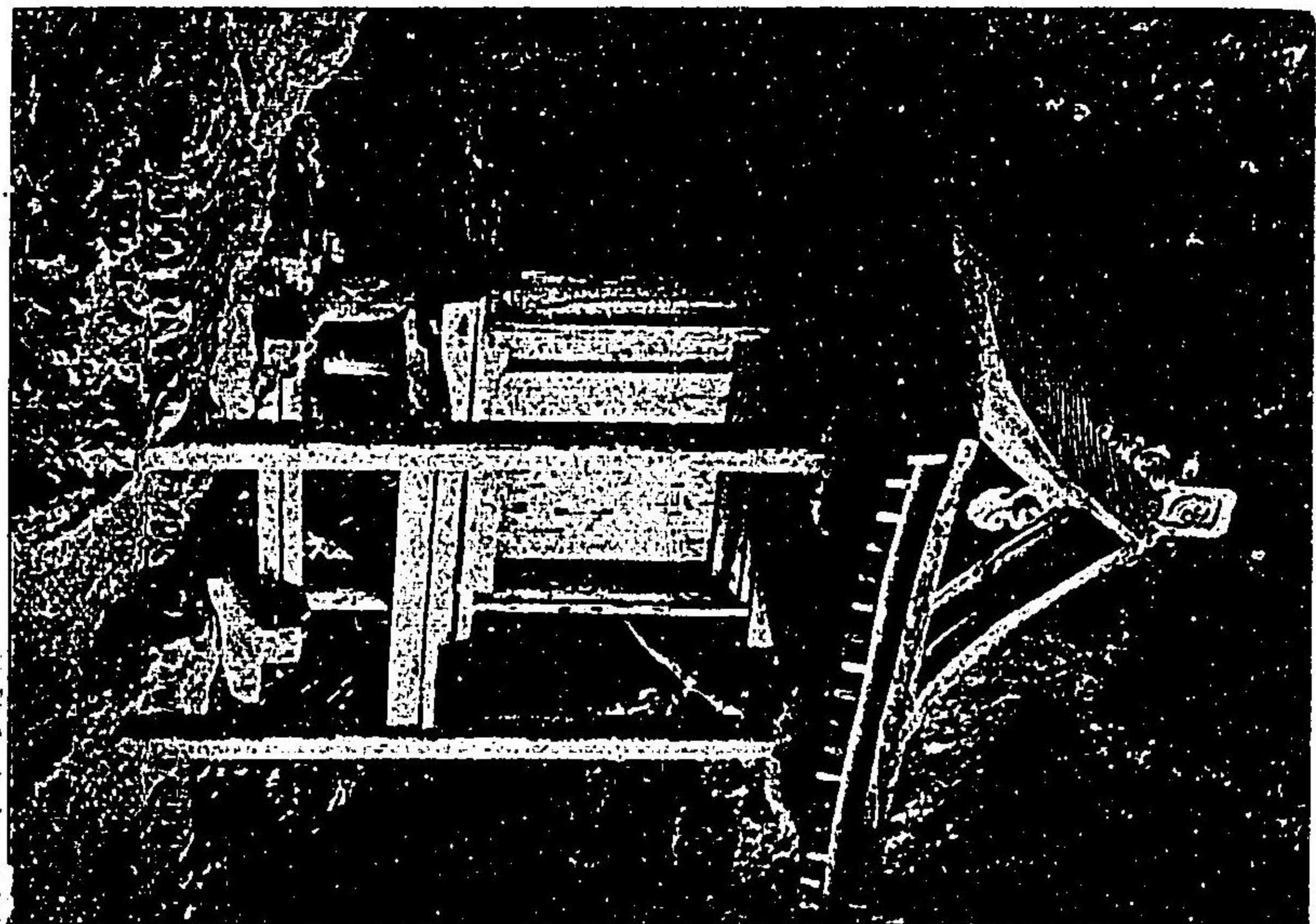
三朝村にあり傳へ云ふ長寛二年八月古き楠樹の許に白狼の臥せるを認む村民相集り之を追ふ就て其所を検すれば温泉湧出せり因て枕株の湯と稱すと湯質は鐵泉にして温度百三十七度腸胃病痲質斯疾子宮其

の他に効驗多く古來有名の温泉にして山陽方面よりの浴客も多く四時頗る賑ふ此地は山間の幽境にして前に三朝川の清流を控へ三徳山を隔つる西二里に過ぎす參詣の老若多く此地に休泊す泉量豊富にして到る處に湧出するを見る又た香魚の味頗る美なり盛夏の候に至りては杜鵑綠陰參差の間に啼き裂帛聲高くして溪韻爲に幽趣を添ふ三朝川を隔てて又山田の温泉あり

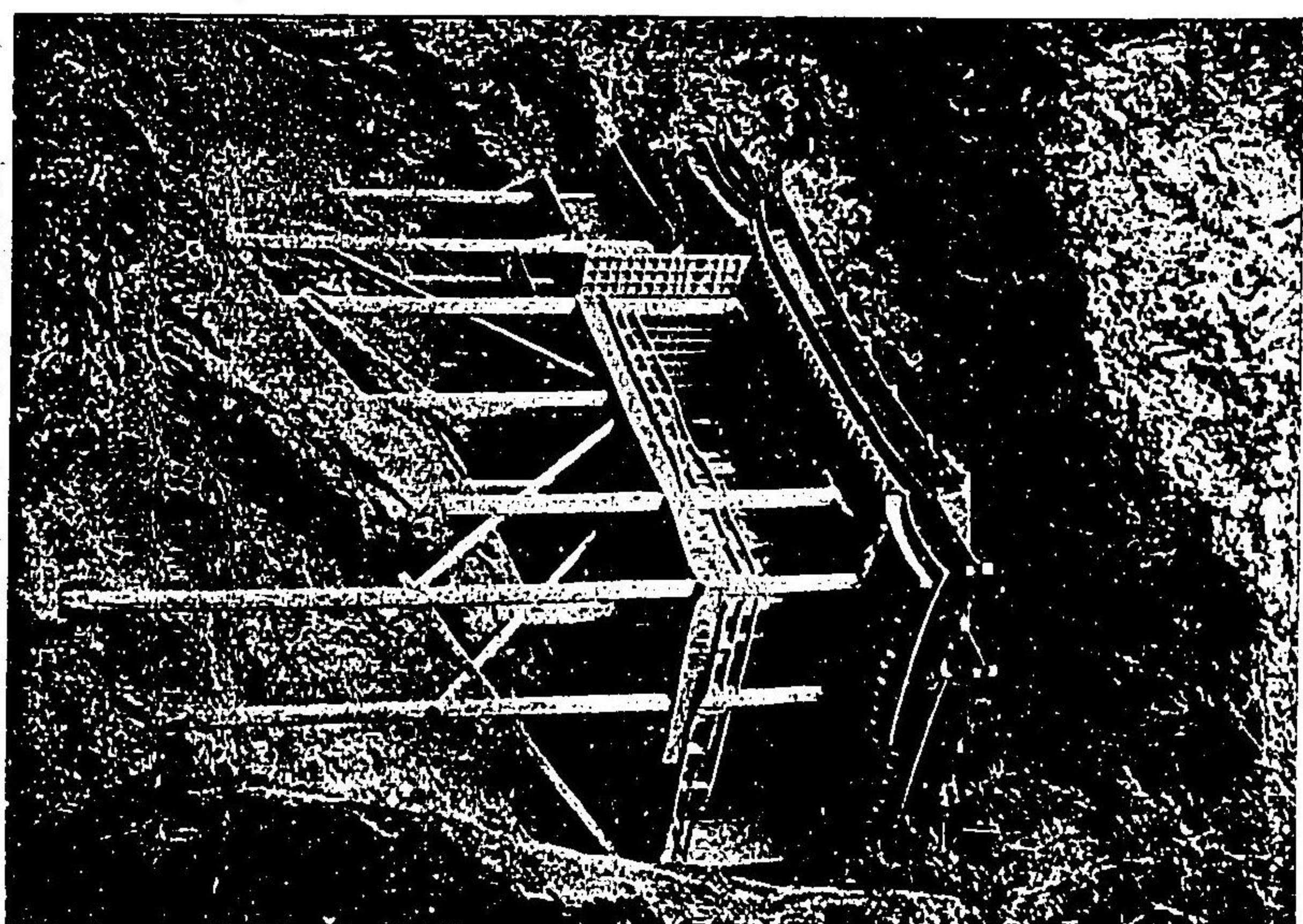
三佛寺 (倉吉より四里三丁)

三徳村にあり天台宗にして本尊は彌陀大日釋迦三如來なり正善院皆成院輪光院の三大支坊あり又奥の院 (即投入堂にして本尊は金剛童子) 愛染堂 (本尊愛染明王) 元結掛堂 (本尊悉多太子) 觀音堂 (本尊正觀音) 納經堂 (本尊法華塔) 地藏堂 (本尊延命地藏) 文珠堂 (本尊文珠菩薩)の諸堂宇あり山陰道中有名の大靈境にして參拜の善男善女跡を絶たす世之を三徳山と呼へり山緒を案するに慶雲三年役の行者白雲の峻嶺を攀ち峨々たる絶壁を聞き末代難伏強剛の衆生を化せんが爲めに茲

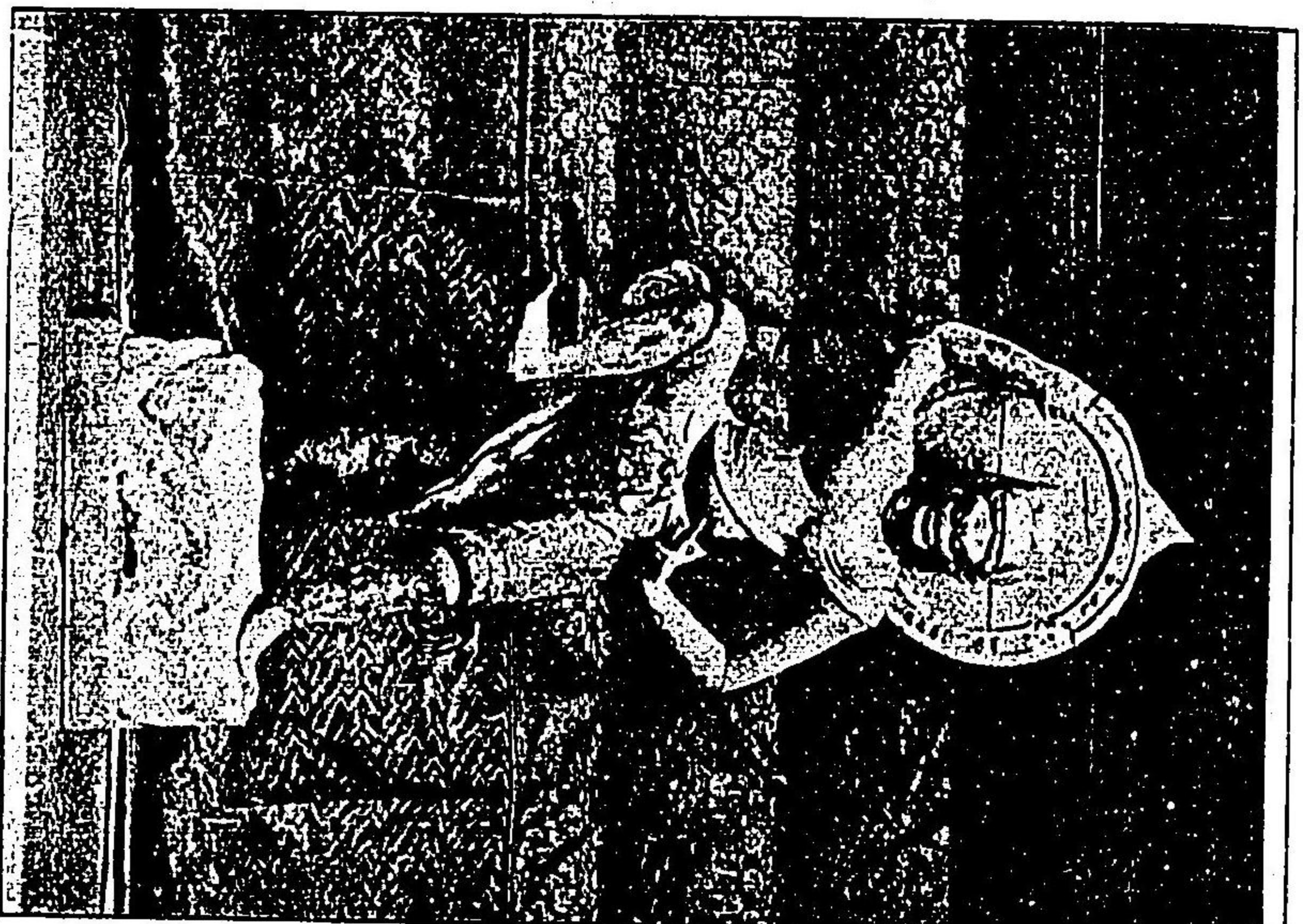
に金剛藏王を勧請す是れ本山の濫觴にして即今の投入堂之なり嘉祥二年慈覺大師山下に堂宇を建て三如來の靈像を安置す之を三徳山三佛寺浄土院となし以て一山を惣轄せしめ藏王殿を奥の院となす昔時は山内堂宇三十八寺坊三千寺傾一萬町歩にして後には三千石を傾せり建久七年源頼朝の本願を以て堂三十八坊五百を造營し佐々木信綱其經營に當り應安二年足利義滿堂舎三十八坊四十九を再興す永和元年山衆實圓坊外四名奥の院を修繕し以て檜皮葺とす其棟札今尙ほ存在せり天正中尚條元續寺傾を寄附する所ありしか寛永以後に至りても國主池田氏より田畑山林除地三十石三斗餘を寄附し且堂宇破損に際しては濫費を以て之を修營したり明治十一年に至り山内減して四寺となれり本山は三朝温泉場より溪流に沿ふて東に上ること約二里山高ふして溪邃く四境幽静自ら仙境に入るの感あり其の奥の院の如きは千尋の絶壁に臨める岩洞の中に構成せられ鬼削神劇眞に羽客の窟宅たるを覺えしむ之に登るに山徑險阻或は樹根を攀ち或は岩角を捫し或は鐵鎖を授り左右の深



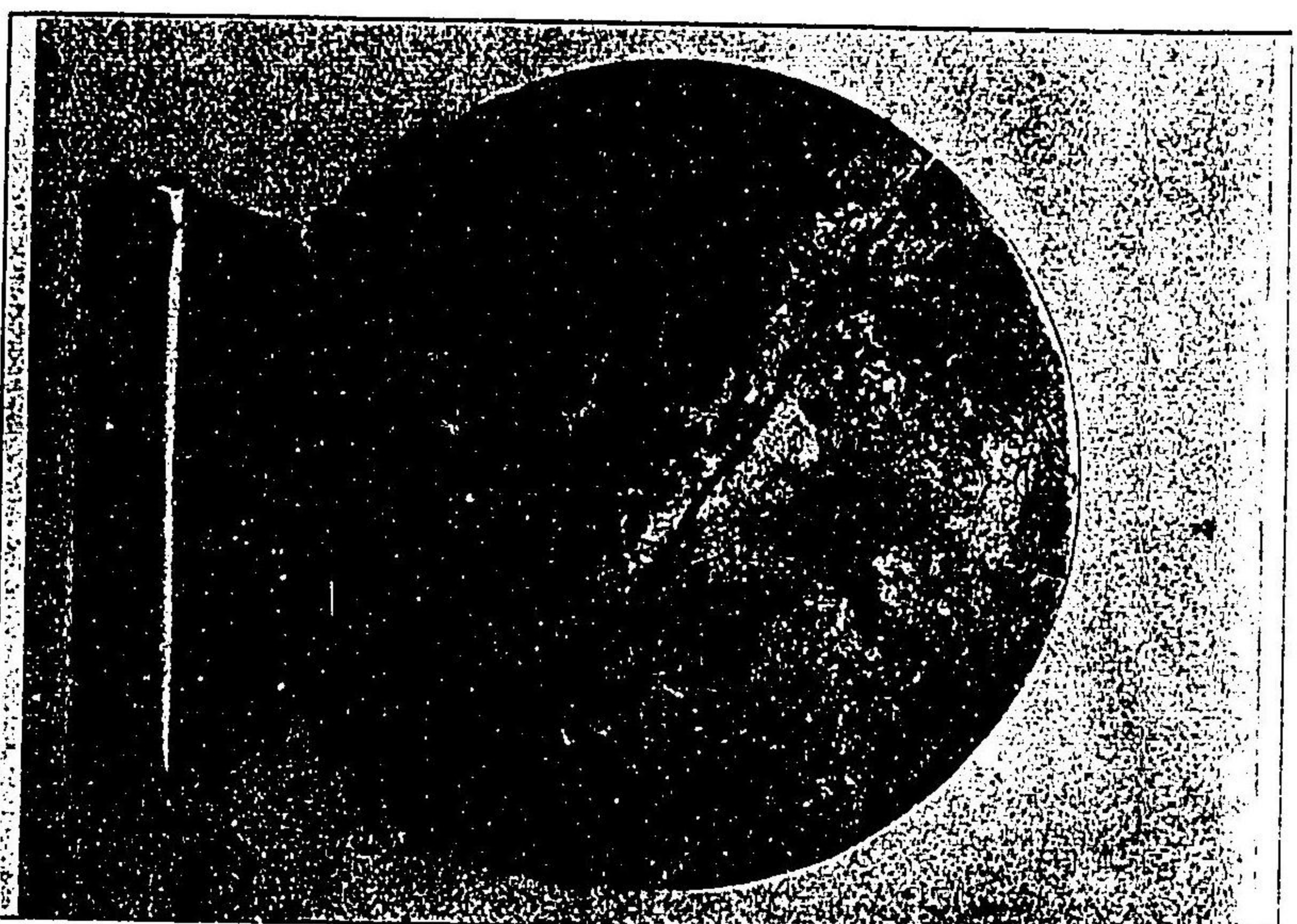
(後進建國保別特) 堂經納寺佛三



(後進建國保別特) 堂入投寺佛三



(寶篋藏所寺佛三) 像立現權王藏



(寶篋藏所寺佛三) 鏡

銅

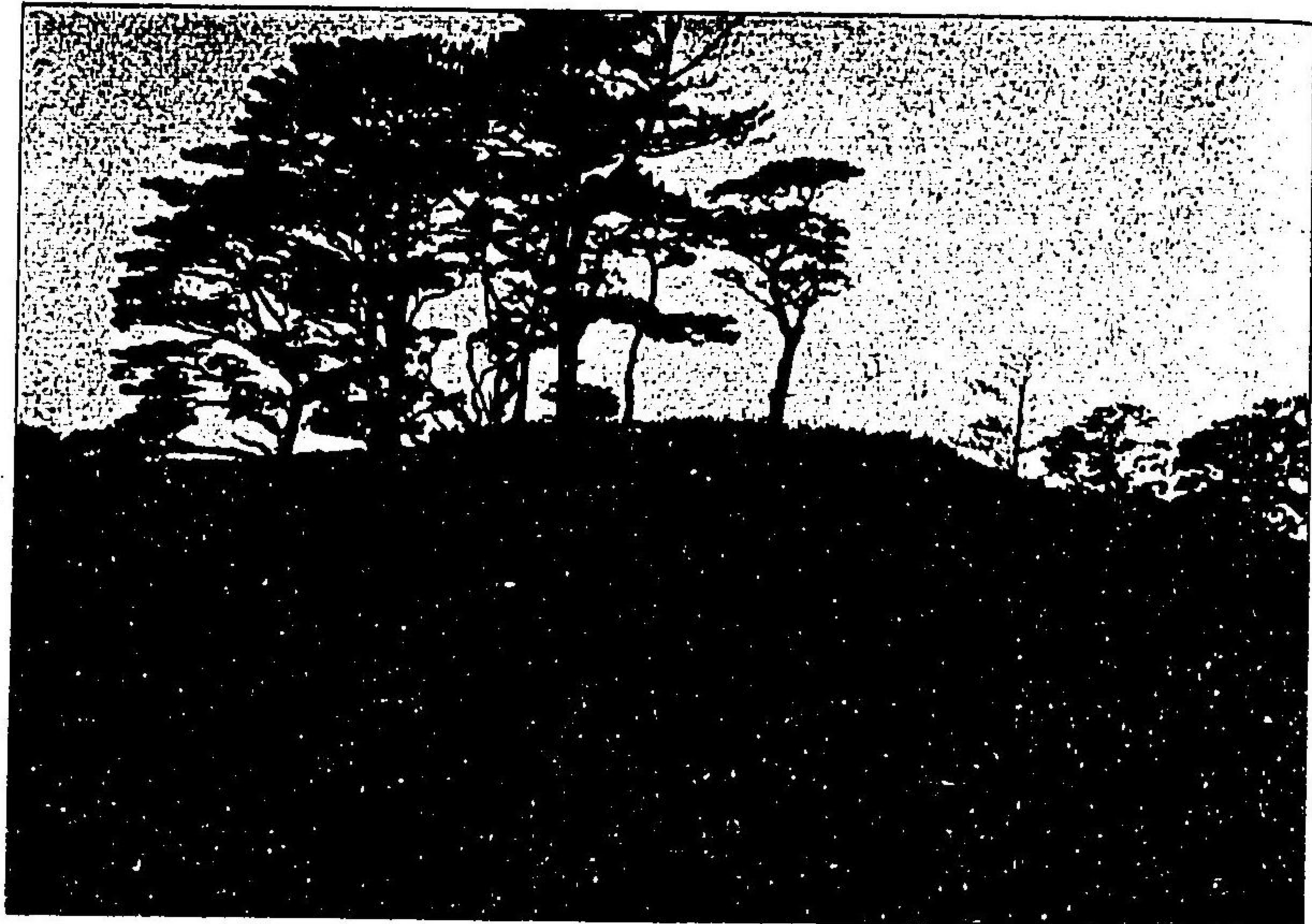
谷雲搖き風舞ふて一步は一步より危く人をして足暇き體頭はしむ役行者の此の堂を創築す幾んど人力以上に出づるかを疑はしむるものあり古來投入堂の稱ある寔に偶然にあらざるなり奥の院に遠するの前文珠堂地藏堂等あり通路峻險と雖も中間の眺望極めて壯豁に大山の廣濶なる裾野延て眼前に落ち西伯雲州の山水歷々俯して瞰ふべし投入堂及納經地藏文珠の四堂は去三十七年二月特別保護建造物に編せられ藏王權現の立像及銅鏡は國寶に指定せられたり

船上山附船上神社 (倉吉町より九里十三町)

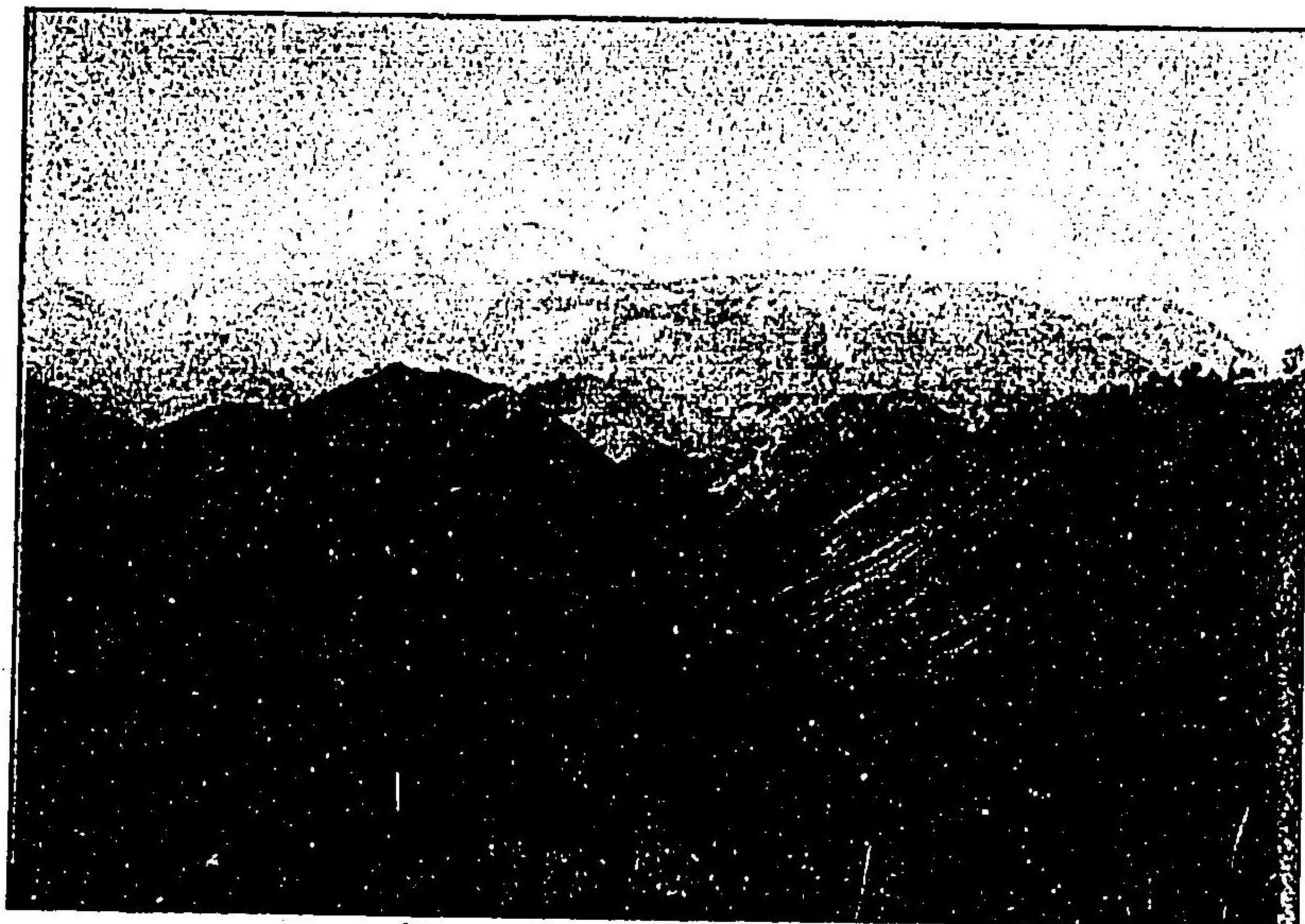
船上山は大山火山系中の一高山なり以西村大字山川村地域にあり山麓より頂上に至る一里餘赤碓停車場を下りて南約二里にして山麓に遠す西南大山に連り東南那珂山と相對す高く平野を袂き巍然として碧空に聳へ北海を隔て、隱岐嶋を望むへし山中には千丈ヶ瀧あり唯雄雨瀑に分かる素練千丈天上に懸り鞆鞆の聲林谷に響く山上に後醍醐天皇駐蹕の舊宮蹟あり古木鬱蒼として薜蘿長生し晝尙ほ昏し

船上山戦記

元弘帝既に隠岐を遁れて名和長年に伯耆に頼る長年直に帝を奉して
 船上山に向ふ長年の弟長重ながしげ騰て鎧上に被ひ帝を負ふて山麓に達す木
 葉を敷き御餐を薦む畢て各々上帯を解きて樹枝を縛て以て假輿を造
 り帝を昇て船上の西坂を上ほる俄に十數卒の追ひ至るを見る帝驚て
 賊となす衆矢を擬して之に備ふ至れば即ち大山の住僧信濃坊源盛みなもとのな
 り源盛は長年の弟にして義を聞き來り會せるなり衆大に喜ぶ既にし
 て途次來り屬する者凡百五十人遂に山中の寺院に着す長年次子基長もとなが
 をして家族を召集し敵の來り迫るに及て其第宅を火せしめ且つ賞を
 出して倉粟を輸す立るに五千餘石を得たり賊將佐々木清高きよたか騎二千餘
 を率て小浪に弟清秋きよあき清房きよむら昌綱まさつな佐渡前司さぶらまへし等一千三百餘騎を以て赤碓に
 陣す時に元弘三年二月なり二十九日賊軍進て富永に至り繼て清高東
 坂より清秋西坂より來り迫る我軍山險に據り大樹を斫りて徑路を塞
 き僧房を毀ちて楯に換ふ長年次子基長等三十餘人に東阪を四弟助高



場ミ休御山上船



景余山上船

及伴源盛等二十八人に西坂を禦かしむ清秋先づ來り攻む深を涉り登ること二町許將に陣を布んとす助高源盛等奮戦し射て賊將昌綱を殲す佐渡前司衆を率て退く清高未だ之を知らず兵を麾きて進む長年故らに射手を樹陰に伏し遠く之を射る偶天雷鳴劇しく咫尺晦冥辨すへからず我兵之に乗す長年射て賊將田所種直兄弟及び其の二僕を殲す賊兵大に敗れ惶愕谷に墜て死するもの無數清高僅に身を以て遁れ去る此役我兵死する者僅に三人賊首百五十級を得たり帝因て渥く戦功を賞し長年を左衛門尉に補し一族子弟に賜ふに御衣の裂片を以てす蓋し他日褒賞の證となさせ給ふなり之より山陰の賊勢次第に盛まり官軍大に振ふ而して帝尙ほ船上山にあり五月京師恢復の報行在に達す帝乃ち儀仗を整へ十三日を以て車駕船上を發して京師に還御す願ふに元弘帝の復辟時運の然らしむるものありと雖も抑も亦名和一族の忠節と船上山靈の加護に由るもの多大なりと謂はざるべからず世の此に遊ぶもの應さに古今に俯仰して無量の感想を浮ふへきなり

船ノボリ上神社は天皇屋敷の東一里餘にあり創立年月は詳かならずと雖も五穀成就の守護として紀伊より勸請し來り伊邪那美命速玉乃男命事解男命の三神を祀れり元明帝の朝智照權現の祠を建て神佛兩部の守護地となし領邑三千石を賜はり堂塔坊舎等頗る整備したり元弘帝駐蹕の時帝親ら金輪法を修し智照權現に戰勝を祈願する所ありしと云ふ後戰國の兵亂を経て寺領を失ひ復た舊日の觀を留めず

伯耆の汗入郡に壹斗六升と呼ぶ所ありしかいふ故は元弘の昔里人等名和氏の米を船上山に運ひし時餘りに重くして一荷の内を壹斗六升つゝはふきし跡所なればなり

飯田年平はふきつるおも荷の名さへ後の世にのこるそ臣の力なりける

伯耆國八橋郡船上山碑 豊後 廣 瀬 謙

伯之南高峰巒列 尤東者曰船上山 麓險頂夷 多異木奇鳥 東南懸崖千尋 瀑布直下 往古智積師者 創寺于巖 以其名焉 至元明帝時 赤衣師者 又立智照權現祠焉 按國史 元弘三年閏二月 後醍醐帝

出隱岐幸伯耆名和港 土人名和長年 奉車駕登船上山 御于佛寺 翌日賊來犯 長年薰布作旗 以張疑兵 敵望畏之遂敗 三月帝親脩金輪法以禱戰勝 五月北條高時伏誅 帝發船上山入京師 祠有舊記曰 後醍醐帝所御即智積寺 所禱即權現祠也 帝復祚後 勅建嚴祠堂 賜邑若干 當時僧房六 曰大乘 曰圓乘 曰龍藏 曰大寶 曰禪證 曰日本乘 天文中匪黨據山 土人討之 祠房皆燬 爾後屢興屢廢 及寬永中 國守池田侯修祠 時山上六寺院既全亡 唯一寺遷于山下 改法藏院 乃命掌祠務 賜田四石七斗八升七合焉 近本藩命立碑于長年宅址 以獎忠義 而船上山無聞 於是法藏院主 與土人橋井方胃等謀立碑 夫北條氏雖梟 執國命者九世 而帝在此地僅八十餘日 元惡伏罪 四海大定 古來中興 未聞如是速者 雖由帝之英毅諸將精忠 然敵望僞旗而敗 麟勝而應 誰謂非神之冥祐乎 自古名山能興雲降雨 功在一方者皆得載祀典 此山功在天下 而開習不彰 豈非缺典乎 土人之立碑 亦宜矣哉 若長年之勳 既詳國史 其碑亦備矣 故唯述山之靈神之德 作

銘以刻石銘曰

船上之山 神佛所窟 昔在元弘 嘗駐帝蹕 賊衆來犯 事發倉卒
八公草木 終護晉室 金剛崔嵬 凶族式遏 新田勃興 殲賊巢穴
中興諸邦 功難優劣 衆星羅天 所尊在日 群龍無首 向背誰決
克祐帝躬 勛當第一 作辭鑲碑 以酬神佛

望船上山有感南帝北巡之事

正 塘 適 處

元弘天步屬艱難 龍駕倉皇出九關 越國孤臣餘一范 平原太守憶雙顏
皇軍跡斷荒村裡 御廐名傳古驛間 船岳依然青不改 北濱遙對隱岐山

船上山懷古賦得毋木

三 輪 蟠 龍

昨雨雲收海上峯 土階苔滑帝居蹤 千秋遺愛存孤木 枝葉扶疎翠萬重

登船上山有感作

渡 邊 竹 園

萬紅刺雲々欲燃 滿山草樹染霜天 鳥峰盤嶽已戴雪 屏顏層疊坤位連
東北空濶望澎湃 隱囑如龍躍波間 長者原與名和港 透透相接逼海邊
形勢依然供指顧 憶起昔日元弘年 白龍魚服潛傳勅 倉皇奉駕此山巔

崖爲蝶兮整爲濼 施是紙兮析是薪 巨材大石同羽箭 擊摧蟻附賊幾千
平原倡義眞卿起 雍丘舉兵張巡勤 唐家社稷克復業 何獨李郭稱元勳
寧知皇運方否塞 海內再揚兵馬煙 大宮一敗忠臣死 南山半壁神器遷
式微難回皇室勢 跋扈誰制藩鎮專 幸無朱溫移寶祚 方今廓然復大權
當時偉業非他故 亦要恢復聖業全 如何宿志空贈賸 遺恨千秋深於淵
英靈若聽今日盛 想應奮躍於黃泉 我憑絕頂獨俯仰 天風吹淚百感纏
願此要害不復用 鴻基從今萬世堅

退休寺 (倉吉より八里九丁)

上中山村にあり曹洞宗にして本尊は聖觀世音菩薩なり山緒を按ずるに
本寺は寛津豊後守敦忠亡妻追善の爲めの開基に係り玄翁禪師を請して
開山となせり禪師の本山に在る徳高く行峻に其行事非凡の事多かりし
を以て後小松天皇の御聞に達し渴仰の餘屢勅使を派して物を賜ふ所あ
り因て本門を勅使門となし宸筆の勅額を掲ぐ慶長十二年三月火災に罹
り諸堂炎上す寛永十年因伯二州の太守池田光仲玄翁の徳を追慕し爲に

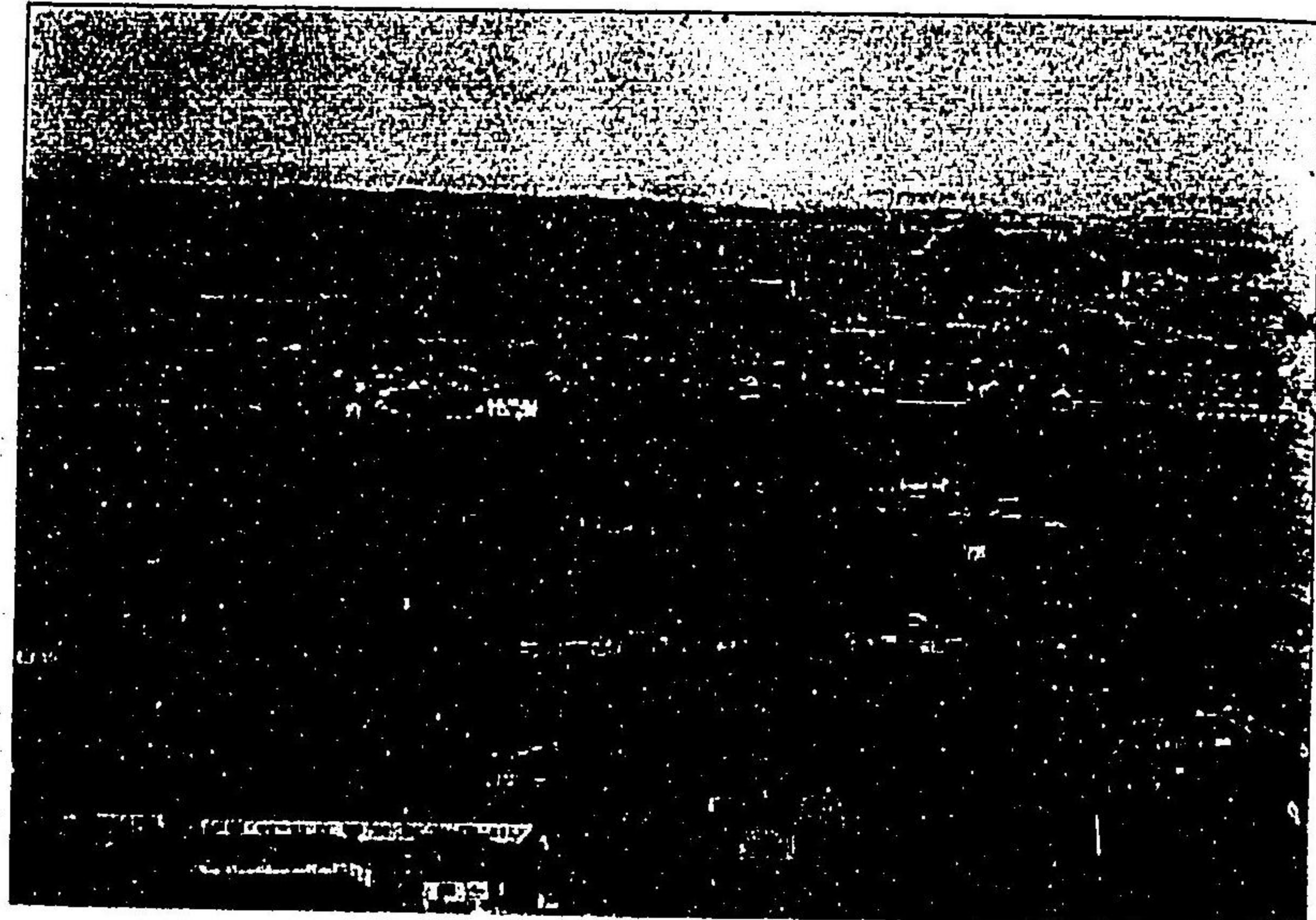
諸堂を再建し莊園若干を寄附せりと云ふ本寺は伯耆有名の大禪林にして末寺未派數多あり

第六 西伯郡

米子町は伯耆第一の都會にして西伯都役所の所在地たり中海に面し弓濱半島の南端にあり灘町海岸及深浦には汽船の往復頻繁にして東方には停車場及び鐵道作業局出張所あり境港を距る陸路五里に過ぎず水陸の連絡至便にして物價の廉散夥しく酒醬油の製造蠶絲の産出多く商業隆盛戸口年を逐て増加せり境及び本港の浚渫功を竣へ且つ鐵道東和田山に達し西松江に通するの後は町勢一層の繁榮を加ふへし人口一萬七千二百二十餘を有す

蔚陵島占領事蹟

米子は其の天恵の地勢に於て實に商業發達の運命を荷へり地氣の感化は自ら人を進取活動せしむ大谷村川兩家の朝鮮蔚陵島占領事業の若きは



(一其) 街市子米



(二其) 街市子米

蓋し米子あつて以來最も快活にして趣味ある實歴史なり
大谷本性は和田氏天正の頃良晴なるもの福島正則に仕へて本貫三千石
を食めり後去りて但馬の大屋谷に住む後實直尾高城主杉原氏の招に應
じて始て伯耆に入る既にして復た但馬に歸耕す二子あり長を市右衛門
勝宗と稱し次を兵左衛門と謂ふ兵左衛門の子甚吉米子に移住し航海を
業とす大膽にして遠略あり其の大屋谷に出つるを以て家號を大屋と稱
す元和三年越後より歸途颶風に會ふて朝鮮沖の一島に漂着す是れ當時
に稱する所の竹島にして今の所謂樽陵島なり朝鮮本土を距る約四十里
我隠岐の西北約一百里外にあり甚吉乃ち奇貨措くへしと爲し之を巡視
す當時未だ住民を見ず喬木鉅竹繁茂し禽獸魚介頗る多く山海の利擧て
數ふへからず甚吉因て島産の諸物を載せ歸て之を同町の村川市兵衛正
純に譲る村川氏舊と山田氏を稱す源氏に出つ天正中二郎左衛門正齊な
る者徳川家康に仕へ罪を得て大阪に自殺す其子正員母村川氏と處々に
流寓して遂に米子に來り住まる因て外家の姓村川を稱す其の子甚吉兵衛

正賢正賢の子市兵衛正純となす偶々池田光政新に因伯二州の太守に封せられ幕府の檢使安倍四郎五郎米子に巡視するに會す正純即ち甚吉と辯陵島渡航の允許を得るに幹旋せんことを求む四郎五郎之を諾す四郎五郎は幕府の旗下なり明年正純甚吉と相携て江戸に上る遂に四郎五郎の盡力を以て渡海免狀を得其の文に曰く

從伯耆國米子竹島へ先年船相渡之由然者如其今度致渡海之段村川市兵衛大屋甚吉申上付而違上聞候之處不可有異儀之旨被仰出候間被得其意渡海之儀可被仰付候恐々謹言

五月十六日

永井信濃守(尙政判)

井上主計頭(正就判)

土井大炊頭(利勝判)

酒井雅樂頭(忠世判)

松平新太郎殿

兩人繼て將軍秀忠に拜謁を許さる是より村川大谷兩家一年更代を以

て辯陵島に渡航す既にして數年甚吉病て該島に歿す是より先き伯父勝宗既に米子に移り資を出して甚吉の事業を助く是に至て公然業を繼き正純と共に其の經營に當れり寛永中村川所有船朝鮮の蔚山に漂着す寛文六年大谷の所有船又釜山に漂流せり當時航海の困難想知するに足る之より元祿年間に至る迄村川家にては正純既に死し其の子正清を歴て孫正勝家を受け大谷家にては勝宗の死後勝實勝信を経て勝房に至れり此間兩家の渡海事業は年一年に發達し其の富俱に猗頓を凌き將軍家よりは特に隔番拜謁を賜はる天草の亂に際しては兩家主共に侯伯間に伍し征討將士見舞の爲陣中に滞在を許さるるに至れり寛永二年江戸城西の丸造營に際し特に幕命を以て書院の床及び柵の用材として辯陵島産の梅橙樹を献上し島産の串鮑等名を江戸に擅にせり此時に當て辯陵島は全然兩家の占有に歸せるのみならず將軍家網の時に在ては更に隱岐辯陵島間の松島を賜はりたり松島は隱岐の西七十里許にあり周回二十町に過すと雖竹島渡航に必要な一寄航

地にして海鹿魚油を採るに適せり數年前我版圖に編入せられ名を竹島と命せられたるは即ち松島なるもの如し村川大谷兩家は二島の領主として其の勢力日に張り幾と小侯伯と拮抗するの概ありしに元祿二年に至り朝鮮人多數鬱陵島に來住し村川の領船を威迫して退去を已むなからしめ同船乗組員は因て串鮑笠網頭巾等を奪ひ三月二十六日米子に歸航し藩廳に訴ふ之より兩家の船舶は藩廳の許可を得て武器を載し豫定の如く隔番に出漁したりしも朝鮮人は益々其數を増し我上陸を碍り巨銃を放て我を邀撃し暴舉至らざる莫く我占領權は之か爲に全く毀害せらる六年五月大谷の領船は彼等と衝突の末遂に朝鮮人二名を生擒して歸り之を藩廳に獻す藩主綱清狀を具して幕府に訴ふ幕府對馬守宗氏をして朝鮮に談判せしむ朝鮮屈せず自國の屬地なるを主張して已ます幕府遂に姑息政策を執り該島を以て以後朝鮮に預くとの名義を以て我れの占領權を放棄し因幡藩をして二名の俘虜を長崎に送附せしめ村川大谷兩家の鬱陵島渡航を禁止す其命令に

曰く

先年松平新太郎伯州領知の節相窺之伯州米子之町人村川市兵衛大屋甚吉竹島に渡海至于今雖致漁向後竹島に渡海之儀制禁可申付旨被仰出之段可被存其趣候恐々謹言

正月二十八日

土屋相模守(政道)

戸田山城守(忠昌)

阿部豊後守(正武)

大久保加賀守(忠朝)

松平伯耆守殿

之を元祿九年正月とす渡海免狀を受けしより七十九年にして幕府一片の禁令は此の如く鬱陵島占領事業をして全然水泡に歸せしむ亦惜むへからすや此年六月朝鮮船一隻赤碕浦に來る蓋し未だ我鬱陵島放棄の事實を知らずして事を我藩廳に訴んとせるに基けるもの如し

(湖山池唐人船屋の記事にあり)

其後幾んど三十年享保九年四月に至て徳川幕府は命を鳥取藩廳に傳へ米子の大谷九右衛門村川市兵衛か樽陵島渡海中に係る事績を調査し報告せしむ調査の項目は(一)大谷村川領船か朝鮮人と衝突時代の詳況(二)俘虜二名に係る顛末(三)該島の産物(四)海鱈の在否(五)伯耆より該島に至る海路の状況等なりしか當時該島に來往の船員等尙四五人米子附近に生存せしを以て大谷村川兩家に命して詳細調査せしめ次て幕府に答申せしも再渡航の許可なくして止みぬ渡海禁止の後兩家は世襲の業を失ひて家運次第に衰へ大谷家は後同町の魚鳥賣買監理者となれり其の舊時の宅は今尙同町灘町にあり

望北海

樋野 含齋

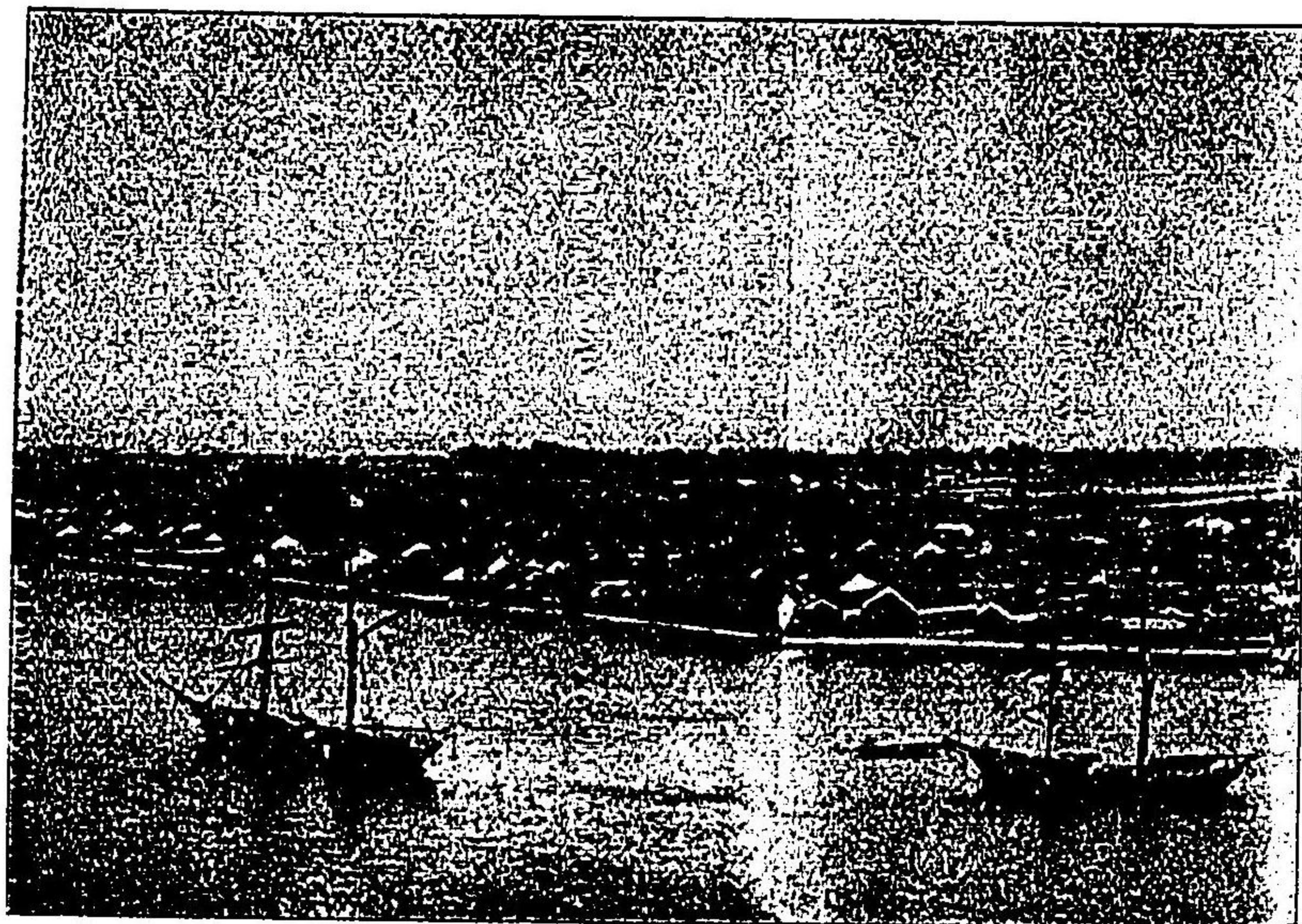
波際連橋三保關 回頭落日百峰間

八雲北盡豈無國 一髮青分竹島山

境町は山陰鐵道線の起點にして弓ヶ濱の北端にあり中江の瀬戸を挟み



境 港



境 港 市 街

て島根縣八束郡森山村と相對す戸數一千五百餘人口六千二百餘を有す
境港は美保灣の一部にして波穩に水深く大小汽船常に入出し海には米
子及び出雲松江まきねに向て船運の便あり陸には米子以東に通ずる汽車の便
あるを以て雲伯に於ける旅客貨物の聚散地たり海務署税關支署燈臺郵
便局及び諸汽船會社等の支店あり明治三年同町の岡本屋又兵衛なる者
藩廳の許可を得獨力を以て其一部の築港を企てしも其後風波の爲に突
堤を破壊せられ積年の苦心一朝水泡に歸したり其地今に岡本屋ヶ瀬と
稱す爾來鳥取縣に於ても屢々修築を試みしか昨年末より更に浚渫工事
に着手し今方に施工中なり

下市は郡の東端にありて西米子街道の宿驛なり人口は千九百六十六な
り是より西に距りて御來屋町あり古來の名邑たり人口二千十二又西に
淀江町あり海灣を控へて繁盛御來屋に亞く人口三千六百七十一なり法
勝寺は日野郡に通ずる街道の宿驛にして人口は二百四十二なり

米子城趾

米子城址は米子町の西南内海に面し、淡飯の二山を以て成る其の創立の時代を知る能はずと雖、元龜以前に在りしもの如し、戰國時代に在ては、尾子毛利兩家の争奪地となり、爲に幾多の戦血を濺きしか、慶長五年に及て中村一忠伯者十八萬石に封せられ、此地を治す中村氏斷絶後、慶長十五年加藤貞泰美濃より轉して當城に移る池田氏因伯二州に太守たるに及て老臣荒尾氏を城代となし之を守らしめたり、昔時は五層の天守閣松樹の上に聳立し七櫓あり山下温池を遶らして海水を引けり、東西二門二橋あり南にあるを大手とす、西方又二門あり南を深浦門と呼び北を鈴内と云ひ、當時町數十八戸數三千人口凡八千ありて其設備頗る莊嚴なりしも今は唯礎石を剩すのみ而して此の礎石は嘉永中同町の富家鹿島家が資金を義捐して石壁を改築せしなりと

山上望み雄偉にして中海は脚下に一大碧鏡を開き出雲の諸山は海に沿ふて相蜿蜒す、東は大山の空を排して端麗なるあり、北は日本海の茫漠にして際涯なきあり而して南は即ち深浦の一水を隔て、總泉寺愛宕紫竹

(俗に米山)の諸山を俯視す山海の風光一眸の間に集注し實に獲易からざる大觀なり山に茶店あり四時杖を曳く者多し

除夜米子旅寓作

正 墻 適 處

此間人海沸喧瀾 客裏無他世事牽

殘曆今宵駭駭 異鄉十歲尙蟬聯

街頭燈火迎春市 村外雞犬欲曉天

詩債年々猶未了 孤衾獨伴一缸眠

米子客中贈樋野合齋

同 上

醉倒青樽爲獻酬 陶然同慰客中愁

應追四皓尋芝去 好泛五湖携妓遊

籬落雪霜存晚菊 砂邊風日有閑鷗

憐君世外機心遠 萬頃煙波一釣舟

米子竹枝

山 内 篇 處

花柳氤氳鎖晚霞 絃歌幾處枕江家

小妓時向游郎語 姉是東京妾浪花

酒醒窓外月空明 忽絕隣樓掛戰聲

知是江心捕鱸去 叩舷半食饔丁東町之半釣竿

錦光園

米子町西端にあり園中鳳翔閣あり又公會堂を設く老松東を擁し中海西に開く北は弓濱一帯の沙嘴を望み前は碧波を隔てて出雲の諸山に對し壹島松島等の諸島前面に散點す傍に清洞寺せいどうじの古跡あり怪奇なる岩礎聳立す清洞寺は本と米子城主加藤家の菩提寺にして真恭まこうか其父光恭の爲建てし供養塔今尙存せり加藤氏慶長十七年入國の後八年にして元和三年伊豫大洲に移封せらる

錦海にしんかいの風景

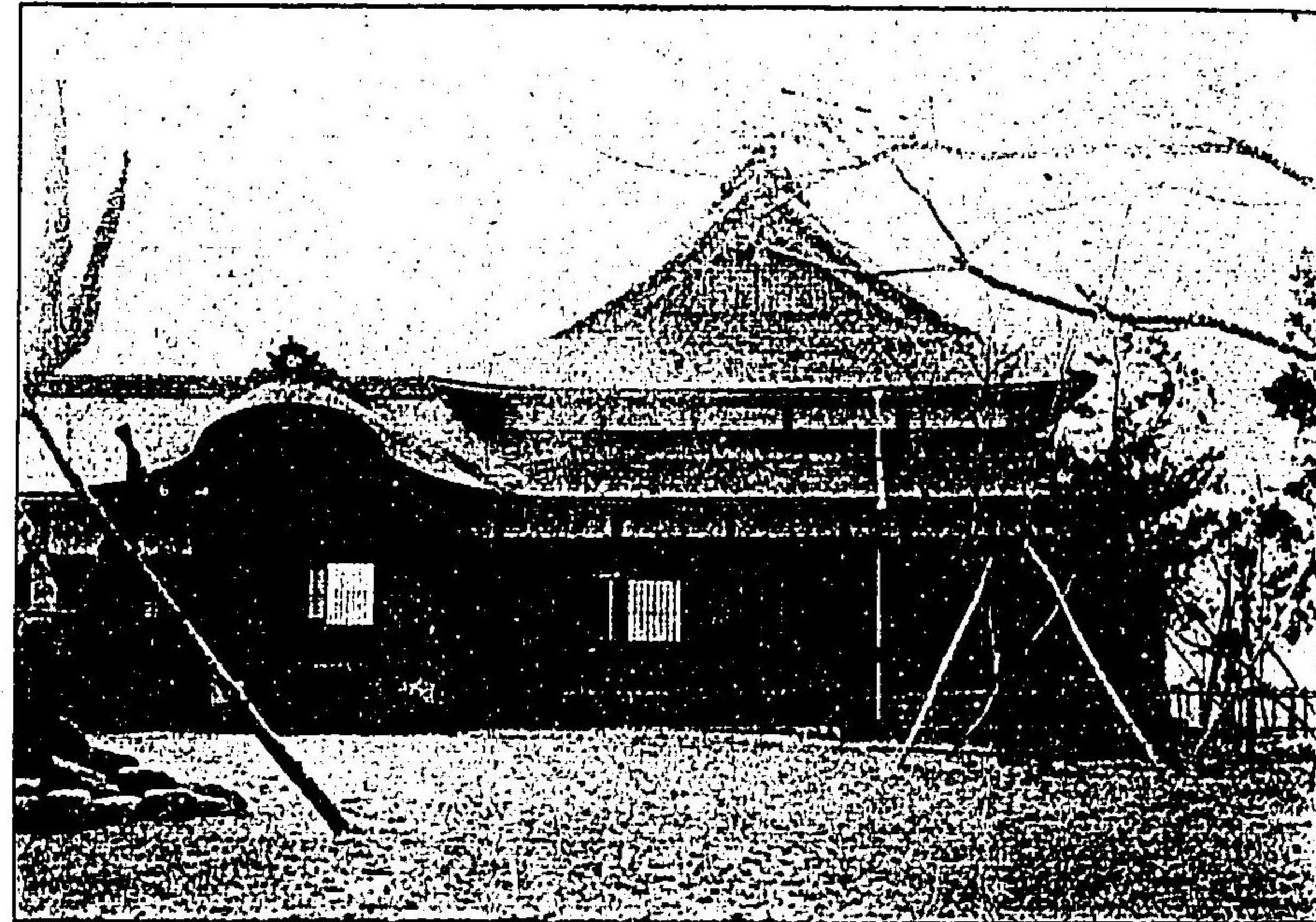
米子より境港若くは出雲の松江市に向ふ汽船の往復頻繁にして僅に二時間内外を出てすして相違すへし北には弓濱一帯の青松白沙相照映するあり南には雲州の長汀曲浦相連綴するあり大山の崩方枕木の縹渺東



形 舊 城 米 久 子 米 舊



(△ 註 1 山 城 子 米) 海 錦



錦光園内鳳翔閣



錦光園内公會堂

西相對す中間清波溶々東西數里に渉る乃ち錦江なり出雲の宍道湖を碧雲湖と稱するに對し白雲江の雅稱あり

錦江舟游 水三首

渡邊竹園

出門無伴侶

孤往放扁舟

蘆短難藏鷺

花開欲掩州

輕雲時布歛

遠岫忽沈浮

詩就誰相會

漁歌時唱酬

總泉寺

米子町郊外にあり曹洞宗にして本尊は釋迦牟尼如來なり由緒に據るに本寺は初め作州にあり青蓮寺と號す備作播の國守赤松範資其の父圓心の爲に建立する所にして綱庵和尚之れか開山たり後中村伯耆守米子に治するに及て其夫人總泉大姉の爲めに之を當所に移して改號し莊田山林若干を寄附したりと當寺は退休寺と相對して伯耆國內の大禪林にして末派末寺太た衆し總泉寺の附近感應寺あり日蓮宗にして深浦を隔てて米子城山に對す伯耆守中村一忠の墓及像あり

贈羽衣石禪師

山内篤處

余之在米城。同家凡柳外翁。築總泉寺。時方盛夏。每夕納涼。門前。禪師曰。萬斛清風。

山門隔斷世繁華。萬斛清風不厭奢。

誰識前生何果福。弟兄同托老僧家。

尾高城

會見郡伯今四大高村にあり日野川の東北大山の麓に位す北を本城中を二の丸南を天神丸と稱せり周回五町許り東に湊池あり永正大永の交行松正盛の居城たり天文中尾子氏の爲に奪はる永祿中正盛毛利氏に屬して齋城を回復せしか正盛死するに及んで毛利氏の臣杉原盛重本城に治す盛重驍名あり尾子經久の餘黨及び南條氏等と展力戦して之を破る盛重死後吉川氏の有となり慶長五年關ヶ原役後中村氏之を領せしか後米子城に移るに及て本城亦廢頽に歸せり

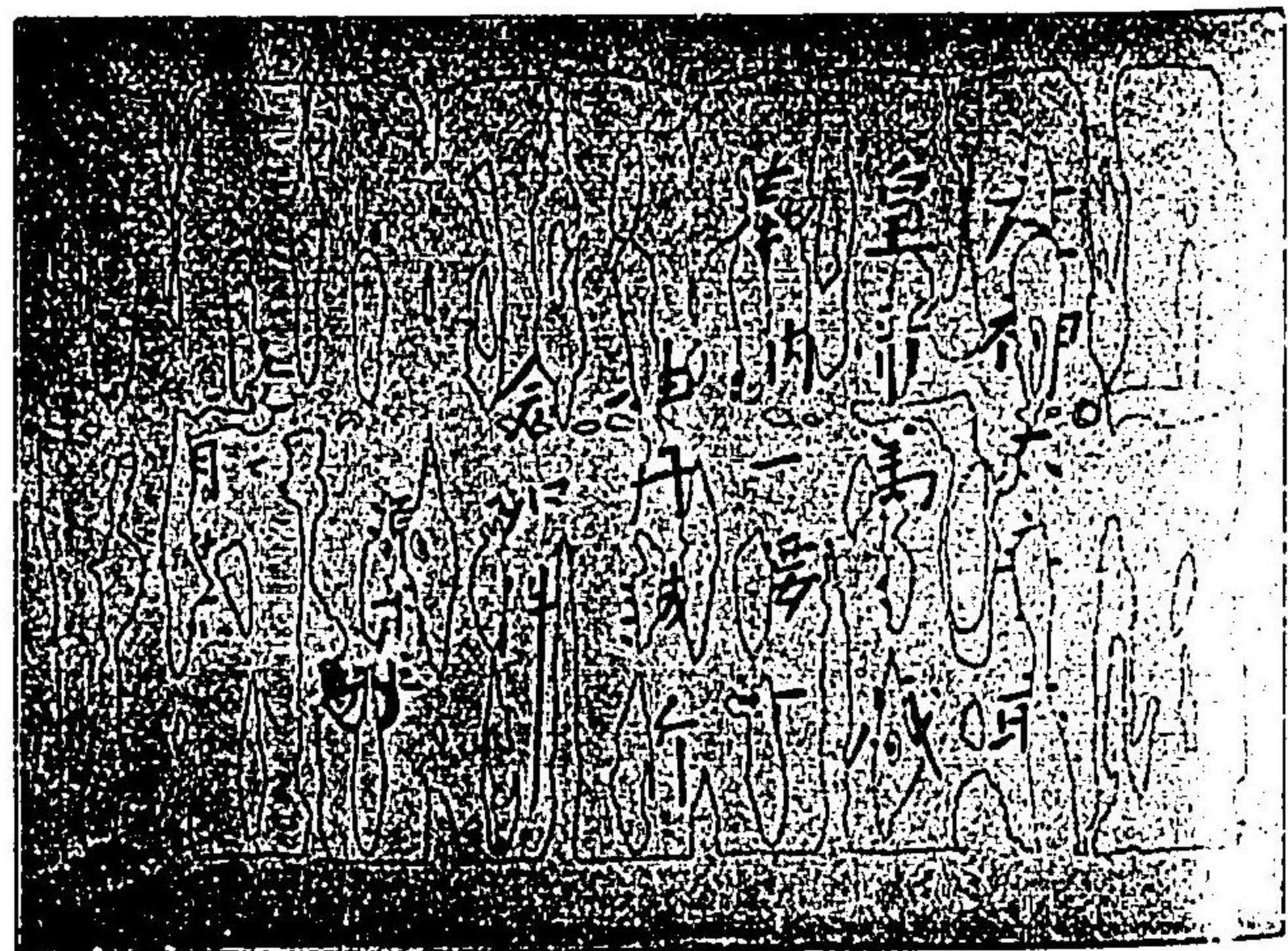
名和神社

附氏殿神社及名和長年

名和神社は名和村にあり別格官幣社なり贈從三位名和長年を祭り弟長重以下一族四十二人を配祀せり創立の年月は詳かならざるも社傳に由



別格官幣社名和神社



名和公真筆祈願文

不最産
念抽納帝神
元如丹一萬太
三源件誠腰々廣
月朝祈口歳前
日花臣

れは承應明暦の頃名和村中古坪田地内名和氏の邸趾と稱する所に地方の有志始て一小祠を建てて鎮祭せしを池田光仲入國に及びて長年の大節を追敬し其の東方三町計りなる小路山の邱陵に新祠を建て茲に遷座せしめて氏殿權現と命名し社領二石八斗四合を寄附せしに創まると明治六年縣社に列せらるる十一年一月別格官幣社に列せられ名和神社と改稱す十六年四月小路山の北十町長者原に社殿を造營して此に遷座す蓋し長者原は舊と名和氏倉稟の在りし所にして例祭は五月七日なり此の地や御來屋みきや町後の高邱上にあり前に滄海を控へ晴好の日を以て隱岐嶋を望見し得へし社道には幾百株の櫻樹路を挾て翁鬘影をなし春風駘蕩の候は眞に櫻花の隧道をなす遠近の觀遊客極て多し名和神社所在の地は名和氏倉稟の遺跡に在るを以て長年帝を船上山に奉し邸宅倉稟を火せし際稟米の燒燬せられたるもの今尙其形を存して廟畔の土中より出づ頗る珍とするに足る氏殿神社は名和神社の攝社なり祭神は名和長年にして大山咋神おほやまのつかみかみを合祀

せり名和村大字坪田村にあり古來の縁故を以て明治十二年十一月名和神社元宮として存置せらる

名和長年初の名は長高又太郎と稱す父は行高系源氏に出つ村上帝の皇子具平親王の裔なるを以て又村上氏と云ふ伯耆長和の地頭たり長高勇健にして射を善くす家富み宗族強盛にして國人の畏服する所たり元弘三年二月後醍醐帝隱岐を出でて逢坂港西伯郡或は名に着する和港につくるや成田小三郎を遣はして長高を徵す長高勅旨を奉し拜伏して曰く臣草莽の身を以て辱くも萬乗の信託を受く武門の譽何ものか之に加へんと直に族を擧げ帝を奉して船上山に上り撃て敵襲を退く帝因て長高に名を長年と賜ひ伯耆守に任す既にして六波羅陷落の報行在に至る車駕京師に還幸す長年御劍を執りて侍衛し長子義高以下鳳雛を守護す帝還御の後八月に及んで決斷所を設く長年楠正成と議定たり以て訴訟を聽斷す建武元年長年に加封するに因幡を以てし從四位下に叙す延元元年足利尊氏叛兵を率て大舉京師を犯すや長年因伯の兵二

千を以て勢多を扼す諸軍敗走帝延曆寺に幸し宮闕賊塵に委せらる長年之を聞き一たひ禁門に至りて拜別せんと欲し兵三百を以て京師に歸る賊兵數萬來り圍む長年轉戦十七合士卒多く死す遂に宮門に至り馬を下り臂を脱きて跪拜流涕するもの之を久ふして又行在に至る諸將と戮力遂に撃て尊氏を走らす既にして尊氏西國の兵を擧て復來り京師を犯す長年族村上貞信貞氏等と後街の門を閉ちて退路を斷ち死を決し以て奮闘す遂に重傷を蒙り屠腹して死す從兵皆戰死し一人を餘さす實に延元元年六月晦日とす噫長年始終一節遂に躬ら王事に致して二本一草と長く後世忠臣の龜鑑となる死して餘烈あり此の廟に參するもの誰か往事に懷想し以て感憤興起せざらんや

故伯耆守名和君碑陰記

森尙謙 水戸侯臣

自古忠臣義士。殉節善死者。必建祠祭之。且暮致敬。使民有勇且知方。歲時奉祀。教士見危致命。彼張許善死於唐。文謝殉節於宋。皆享廟食。非所以崇德設教乎。故伯耆守名和公源朝臣諱長年者。伯州

名和莊人也。丁於元弘之多難。迎後醍醐帝於船上。遂奉乘與恢復京師。其忠義不貲。古賢將。竹帛所垂。可以概見焉。不幸而遇延元之變。力戰沒于敵中。嗚呼。雖壞形骸於一時。而傳名節於百世。凜然士氣。誠可令懦夫知立志矣。今名和莊氏殿神祠。此其靈也。近年太守羽林公。擇地移祠。聖田附之。臣大窪友尚奉其事。且竭力於興造。祠乃成。俾乃設。是祭是饗。其詳見于福住道祐所錄。友尚請尙謙爲記。我水戶和公。篤崇南朝。與名和公同志於千載之後。尙謙事其家。豈所敢辭乎。又從而繫之以辭曰。

船上迎祀 佐命忠臣 大官力戰 取義仁成 凌霜氣節 貫日精神 氏殿舊址 威德維新

謁名和公廟

正 崎 道 處

隱嶠風雨接天晴。雲龍舟渡北濱。驚浪怒濤海氣腥。萬乘此時鴻毛輕。君家兄弟皆忠烈。天子有詔豈偷生。一門多士真男子。決然立勒勳王兵。船上之山勢崢嶸。巍然忽築百尺城。百尺長城容易起。倒橋

爲竿紙爲籊。八公草木助軍勢。一掃東海驅長鯨。回復他日是首助。鑿與一朝還舊京。前狼後虎交吞噬。京畿再震鼙鼓聲。南狩之怨不復回。一天二日天晦冥。君死王事亦已矣。青史空傳忠義名。山海依然無變改。人事世態有枯榮。邱隴錫餘僅數尺。古廟無人加葺成。不覺階前拜跪久。空將雙淚澆柴荆。

題名和公舊址焦米

山 內 柳 外

蹴起奮然迎玉鑾。空倉火邸據焦饑。遺墟殘米今猶黑。知是忠心疑得焦。

焦米歌

牧 野 芝 石

焦米兮焦米兮。其形依然其色物黑。此物有時出於名和公舊地。百畝田墜御腕西。想起元弘天子蒙塵日。公迎鸞輅此駐驛。抗賊船楫張義兵。一門以死誰王室。自將吾邸付祝融。搬餘長腰亦燒失。星霜五百夢裡移。遺跡茫茫黍離兮。聖代今日獎爵位。規模壯麗築新祠。嗚呼焦米兮焦米兮。與公名節傳不朽。粒々皆忠魂義魄所含有。

御厨驛戸屋詩碑

正 塙 適 處

海風捲地賊氛屯。誰取鯨舟迎至尊。欲向水濱尋往事。一灣寒月落茅軒。

御來屋驛

二 宮 東 郭

曾遷龍駕此滄瀛。邊驛猶傳御屋名。懷古躊躇回首望。船峰日上彩雲生。

名和伯耆守佩刀歌

門 脇 重 綾

大王の命畏み益荒雄の磨きし心を、天地にうけひて有けん、劔太刀光か
かよひ青雲のたなひく日すら時となくひさめふるらし、氷雨降る三船
の山の山風になけきこらふれ翅なすありかよふらん荒みたま今の現
に床のへに然しもまつらんあはれ其の太刀、

長者原

飯 田 年 平

名和の海の磯山紅葉にはへともおきてそなけく古たもひて。
石文のめぐりの畔の旗すすきいく代までにかうちなひくらむ

名和神社に奉る

原 田 輝 子

千木高くあふけもろ人國ならて天にきこえむ神の勳を

名和公

小 谷 古 蔭

御民われいけるしるしあり追風にみことささぐる船上の山

大神山神社

附奥宮

大高村にあり國幣小社なり祭神は大穴牟遲神にして大山津見神須佐之
男神少名毘古那神を合祀せり往古は大山の上において創立頗る古し續
日本後記に曰く承和四年二月戊戌授伯耆國無位大山神從五位下又文德
實錄云齊衡三年八月乙亥加伯耆國從五位下大山神正五位下又三代實錄
に云ふ貞觀九年四月八日丁丑授伯耆國正五位下大山神正五位上延喜式
にも伯耆國會見郡大神山神社の名あり中古佛法旺盛の時に當り本地垂
跡の説に由り本社は智明權現と稱し日野郡丸山村に遷されしか後會見
郡福万村を経て同郡尾高村大本坊に移り更に今の地に遷座するに至れ
り例祭は十月九日なり

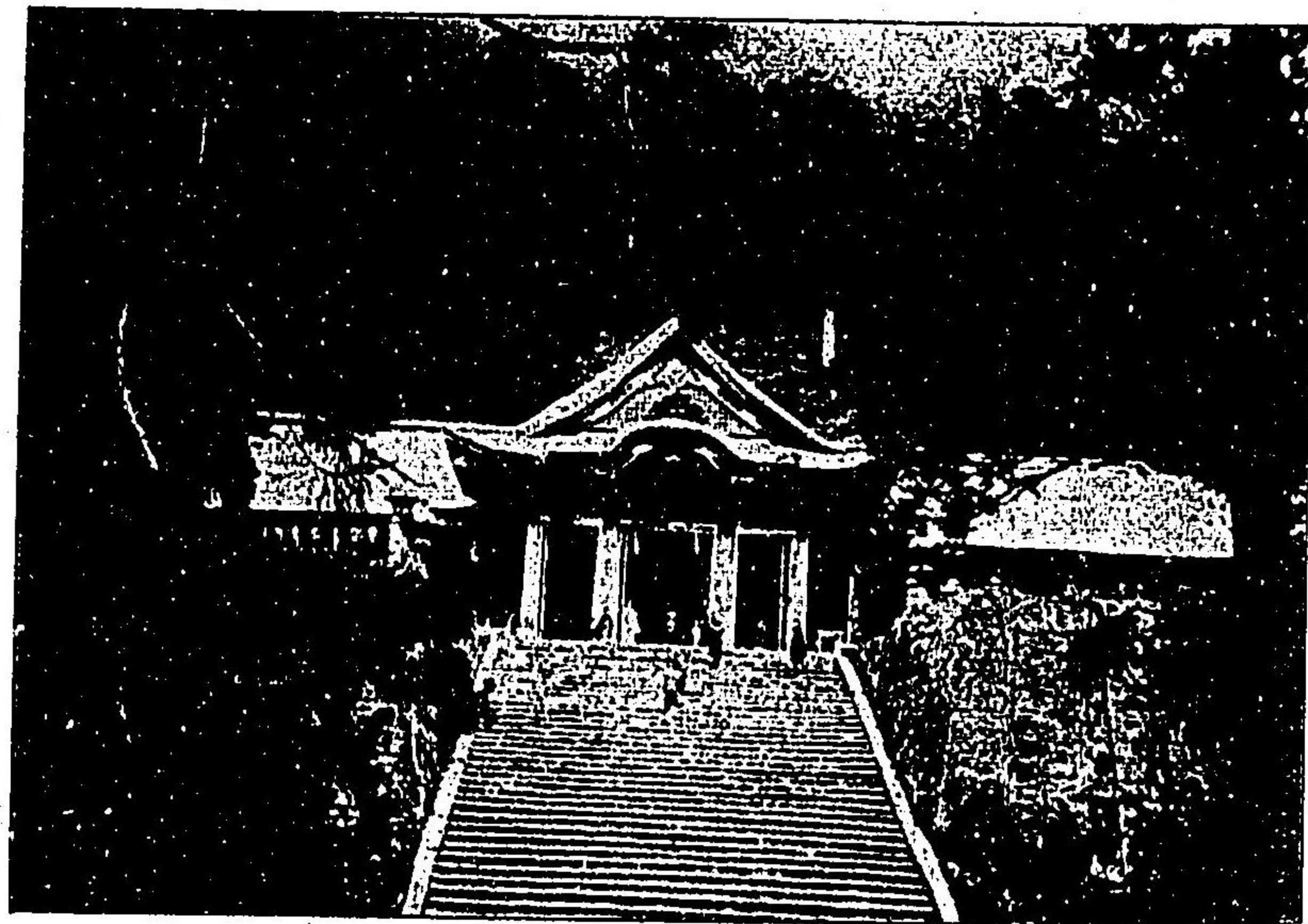
大神山神社奥宮は大山村大山の山腹にあり祭神は大穴牟遲神にして即中古大山大智明權現社と稱せられし社殿なるか明治八年智明權現を他に移し之を大神山神社の奥宮と定めたり當社は大山寺の上により眺望湖大なり

大山寺 附大山の大觀

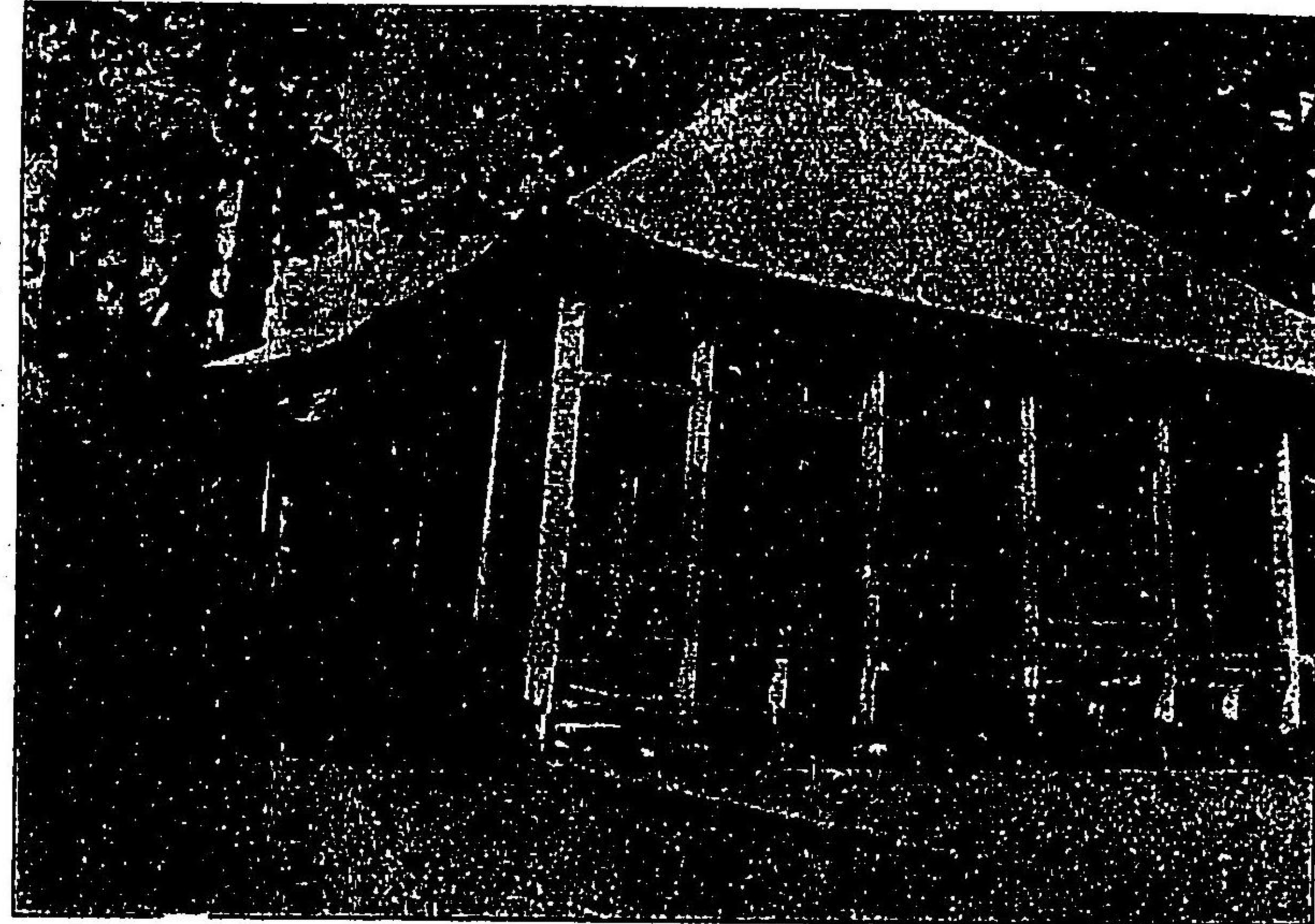
大山山上なる大山村にあり天臺宗にして本尊は智明大權現なり普明金剛蓮淨法雲禪智觀證圓流洞明壽福理觀本學の十一支坊あり又阿彌陀(本尊阿彌陀如來)觀音(本尊聖觀音大士)の兩堂あり由緒を案するに養老中金蓮上人地藏大士の感想を蒙り當山を闢て一庵を結び大士を安置し遂に精進經營して大山寺を創立せり爾來一山隆盛を極め歴代の朝廷尊崇淺からず國家鎮護の祈願所たり貞觀中慈覺大師錫を駐め引聲の彌陀經を傳へ以て天臺宗に列す天慶の亂及康和四年源義親の亂には朝敵退除國土平定の祈念をなし其の後元弘帝の隱岐より船上山に潜幸せらるるや信濃坊源盛山衆を率て之に赴き王事に勤めて殊功あり徳川氏の世に及



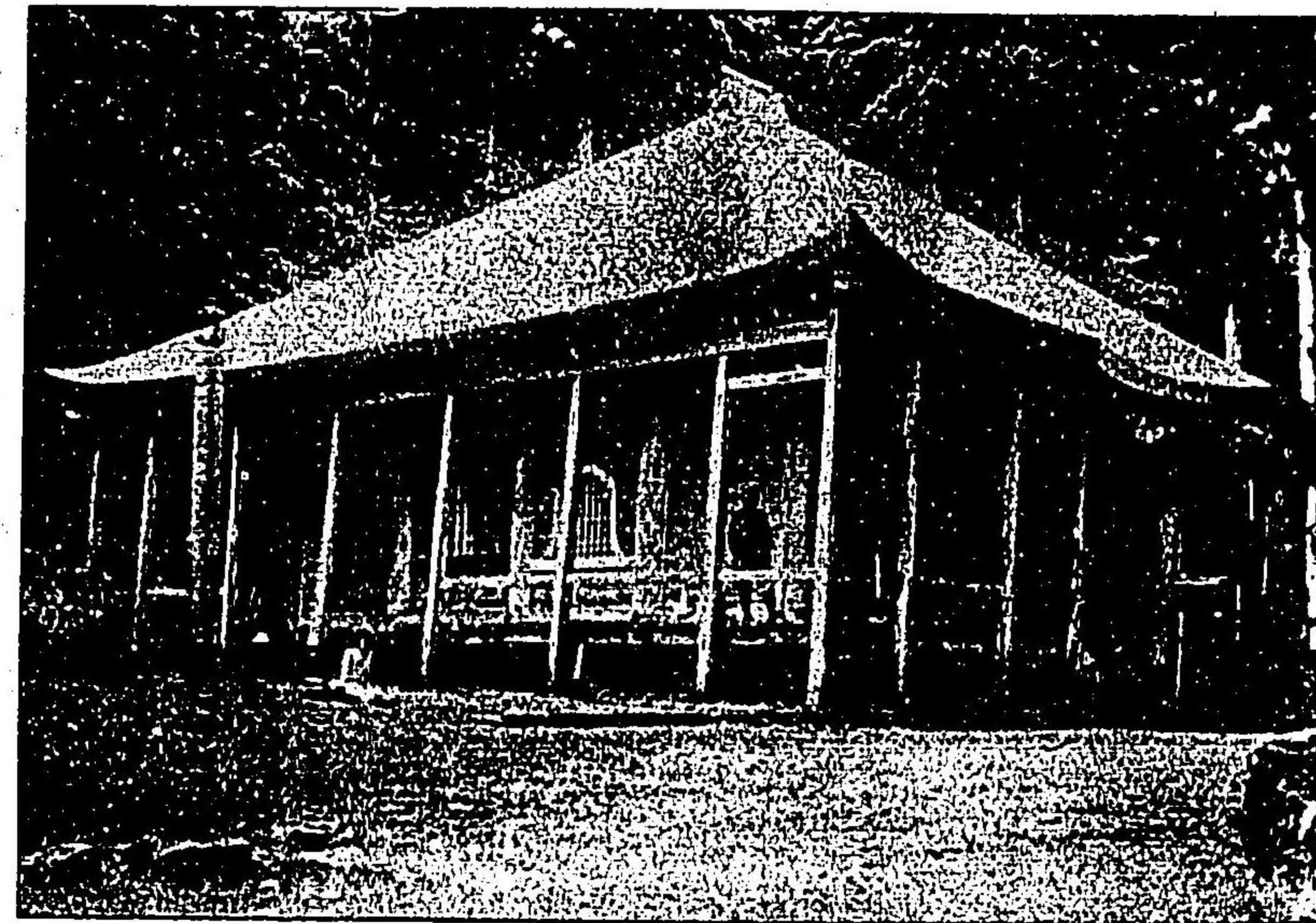
國幣小社大神山神社



國幣小社大神山神社奥宮



(物造建護保別特) 堂本寺山大



(物造建護保別特) 堂陀彌阿山大

來如陀彌阿六丈
(寶國藏所寺山大)



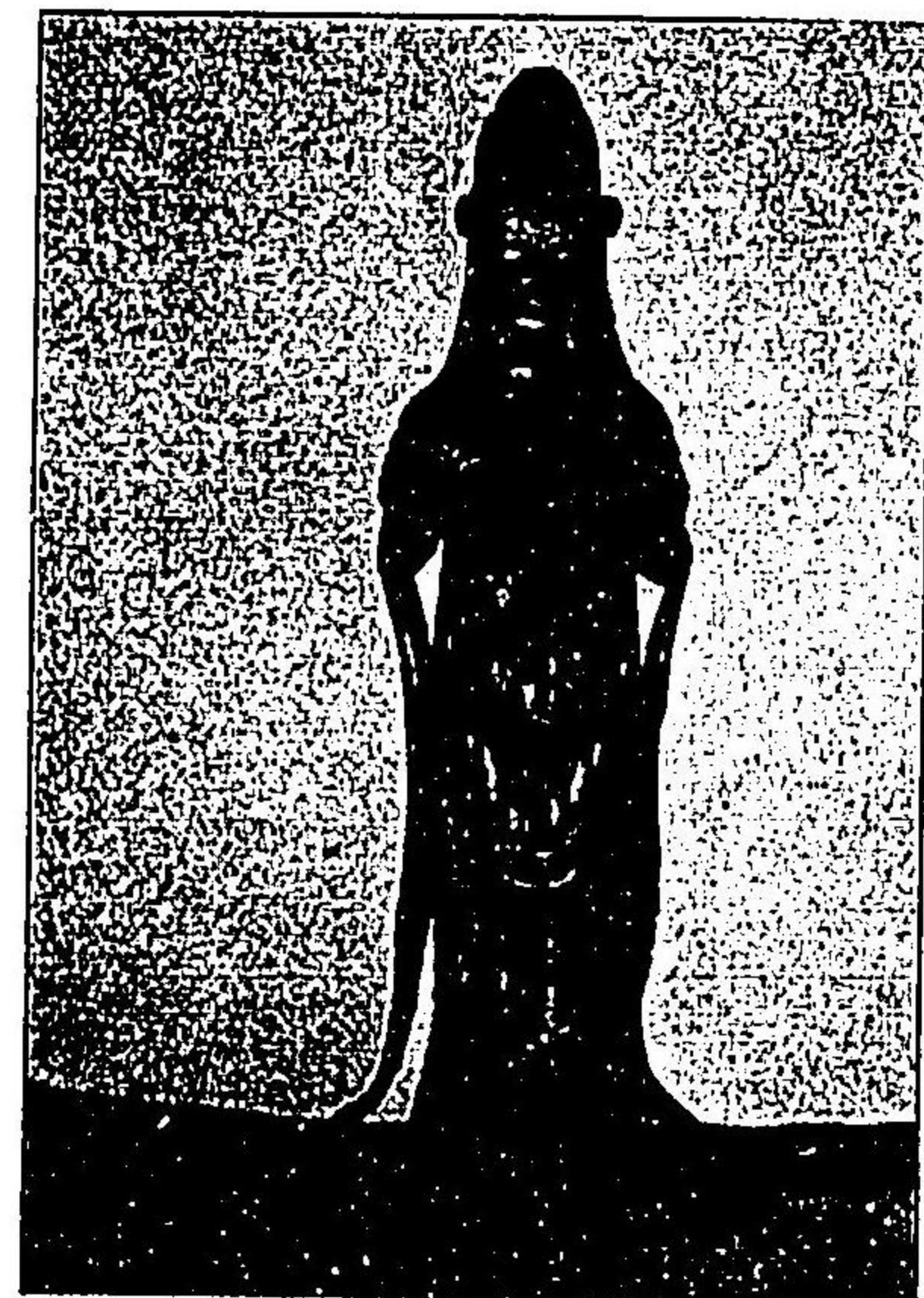
圖ノ代時盛全坊六十四寺山大



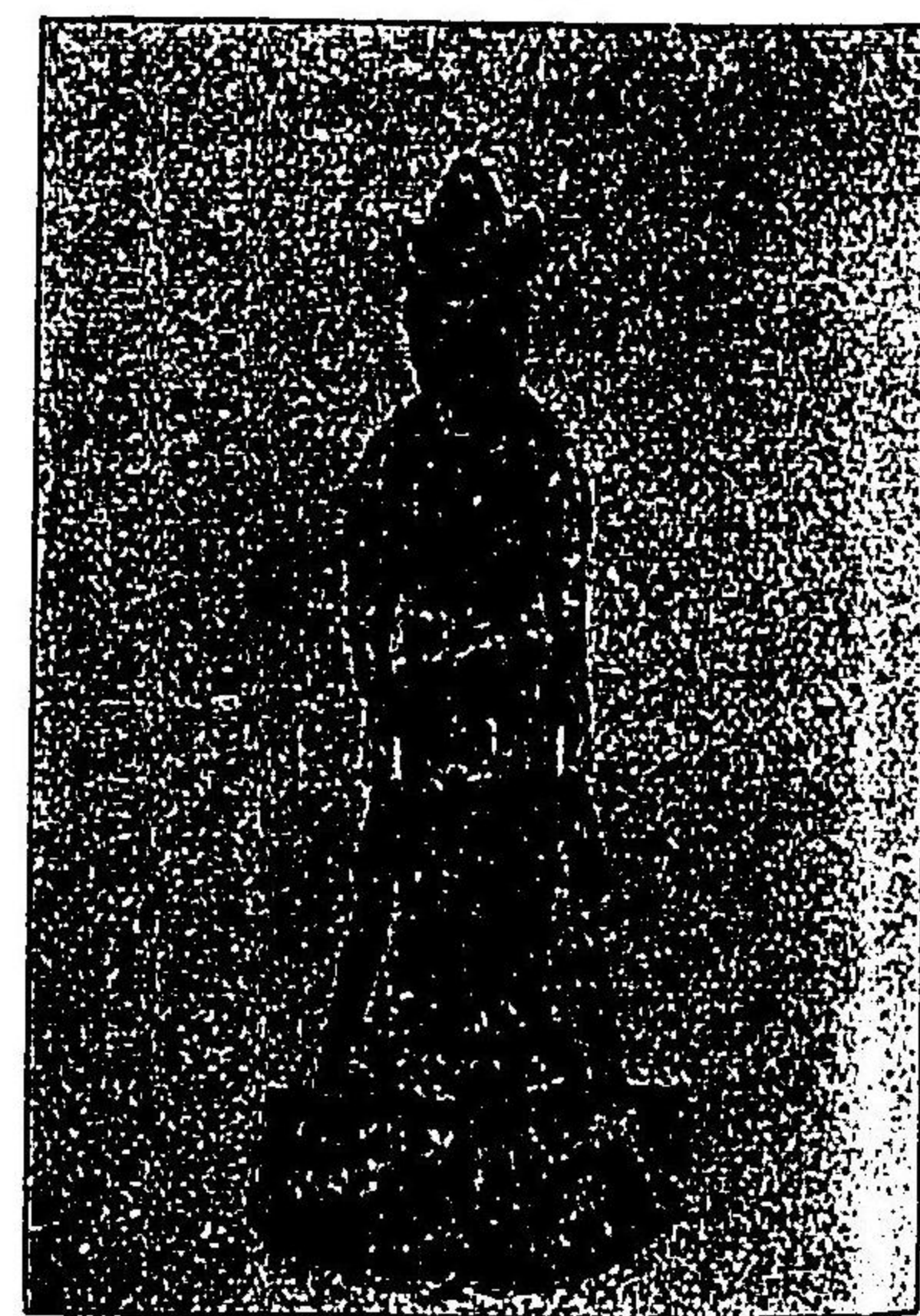
(三 北)



像 立 音 世 觀
(寶國藏所寺山大)
(一 北)



(四 北)



(二 北)

て西樂院蒙^カ上書して本山を以て國家鎮護の道場たらしめんと請ふ幕府之を容れて寺領三千石を寄す王政維新の後大山寺を廢し本尊諸像を大日堂に移して之を地藏本堂と稱し因て本堂を改めて神社となせしか(即大神山神社奥宮)山中尙ほ二十院ありしも明治三十六年に至り大山寺の復舊を許されて之を再興し地藏堂を本堂とし一寺十一箇院を以て大山寺となせり

或説に據れば大山は往古大神山と稱し大己貴命を祭りしか大山寺の隆盛に當て地藏菩薩を安置して別當寺と稱す山城比叡山と並稱せられし古刹にして支院四十八坊あり山下に莊園を領し其の勢極て熾なりしと本山には古來寶藏頗る多かりしも維新後寺坊の廢滅と共に散逸せしもの尠からず明治三十六年四月に至り觀音堂の銅造十一面觀音、銅造觀世音菩薩、木造阿彌陀如來及兩脇侍は國寶に編入せられ翌三十七年二月銅造觀世音菩薩二體及鐵製厨子も亦國寶に編入せられ阿彌陀堂は特別保護建造物に指定せられたり

山中に信濃坊源盛の碑あり源盛は即名和長年の弟なり王事に鞠躬し終に征西將軍懷良親王に從て九州に赴き肥後八代に戰死せり明治二十二年時に祭祀料金一百圓を賜はりたり山中所藏の棟札及記録中南朝の正朔を奉せるを見れば當時一山の僧徒皆源盛と同しく心を南朝に寄せ居りし者なるへし

大山は日本海面火山一帯の連脈に屬し海拔五千六百五十三尺にして山陰道第一の高山たり其の大觀は山嶺にあり寺を去ること一里餘急坂を攀て絶頂に達せば中國の山川歷々として眼中に落つ而して日本海の浩渺際涯なく水天彷彿の處隱岐諸島は淡墨を拖き雲伯連山の間錦海一鏡を開き嶋嶼散在鷗鷺の眠るか如く弓濱の半島は海の内外を分け白沙青松相點綴して人煙模糊其の景の壯大固より丹後天橋立の狭少なるの比に非ず世人喚ふに大天橋の名を以てす船上山高麗山出雲の宍道湖等皆一瞬の間にありて氣象雄濶天颯空を掠め飄々乎として人を仙化せしめんとす蓋し山陰道中絶勝の地にして又た牛馬市場を以て夙に其の名を

知らる

信濃坊源盛碑

末松謙澄

予上大山 宿金剛院 院主常辨僧頭謂余曰 此地皆有信濃坊源盛者 大勤于王事 朝廷亦追賞其功 愚將建碑傳之於不朽 請君銘之 固請不已 乃諾 源盛姓名和氏 長年弟也 少爲大山寺僧 稱信濃坊源盛 後醍醐帝竊出隱岐也 源盛率同宿十數人 與兄長年等 奉之於船上山 更集山門衆徒 援勤王軍 以功叙法眼 遂從中將源忠顯 攻六波羅 無幾車駕入京 源盛與有力焉 延元之亂 與族顯長等 從懷良親王 赴鎮西軍 竟寂於肥後八代 明治維新 朝廷大賞古今勤王之士 寺僧乃具狀以聞 其二十二年 特賜祭料壹百圓 天臺座主亦尋贈大僧正法印和尚位 嗚呼源盛之死 五百有餘年於茲 而今日源盛亦可以瞑也 矣 銘曰

身出桑門

心思王事

乃助家兄

善成其志

大山之陰

水清樹繁

茲建豐碑

永慰英魂

大山遙白

正 塙 適 處

慘淡秋晏霽 殘陽遠望分 角盤天際雪 寸白不是雲

大山暮雪

堀 敦 齋

嶽色雲光絕世容 分明昨夢入芙蓉 寒窓髣髴山陰暮 起看角盤懸雪濃

大神山

小 谷 古 蔭

ゆふ雲の行方にきえし神山は月よりうへにあらはれにけり

石馬 (米子より三里二町)

宇田川村大字上泥村天神垣神社境内にあり大さ真馬の如し殘關して蘇
苦之れを封すれども明かに眼鬣及鞍狀を認め得へし古來牧畜家の來養
するもの多し昔時は向山附近にありしを後此の地に移せり傳へて福頼
左衛門戦死の時の乗馬を祀りじものなりと云ふも近代坪井理學博士の
研究する所に據れば遠く上代の製作にして全國中稀有の古代遺物なり
と云ふ

安養寺 (米子より一里四町)

五千石村大字山市場にあり時宗にして本尊は阿彌陀如來なり後醍醐帝
第二十七皇女瓊子内親王の開基にして徳川幕府の世には百石の寺領を
附せり寶物には後醍醐帝の衣冠及び帝の親筆なりと傳へらるゝ肖像あ
り水鏡の御像と稱す其の他内親王の木像あり又寺内に橋及齒形栗の二
樹あり橋は内親王在世の時宮中の樹種を移せしものにして齒形栗は内
親王噛み棄て給ひし栗實より生したるものと傳ふ

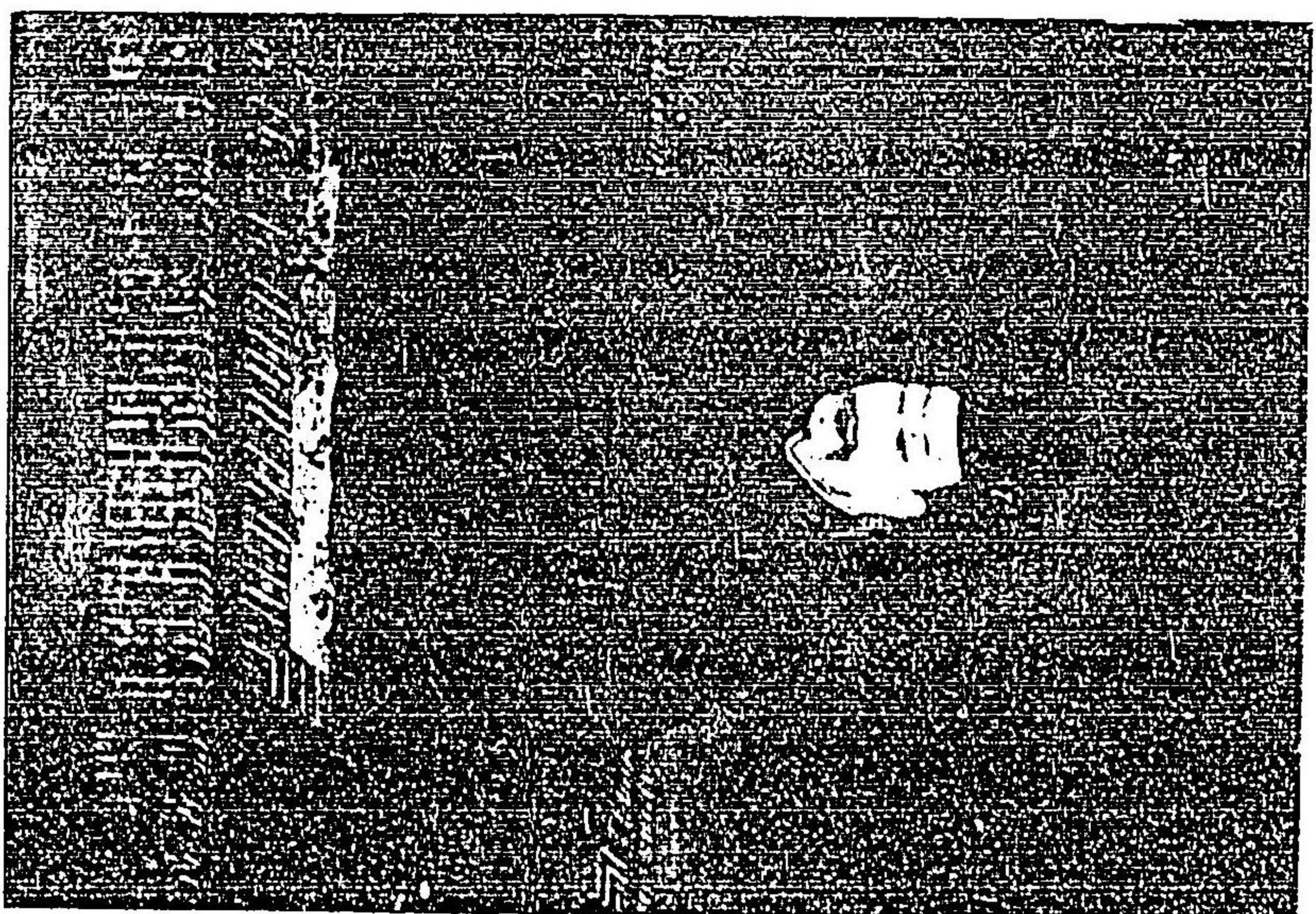
瓊子内親王御墓所 (米子より一里四町)

五千石村安養寺内にめり石造五輪の塔にして周圍練堀を築き松を植え
て外圍となす内親王は尊良親王の同母妹にして贈正三位藤原爲子の生
む所なり元弘二年後醍醐帝の隠岐に遷御せらるゝや内親王時に齡十六
帝を慕ふて竊に身を三位局の女憧に假裝し供奉者と共に隠岐に渡らん
とす術吏の發見する所となり果さず因て郡内車尾邑深田某の館に停て
守護佐々木某の監視を受けらるゝに至る内親王悲恨遂に游行派の僧安
國の戒を受けて落飾尼となり安養西月尼と稱す車駕還幸の後帝復飾を

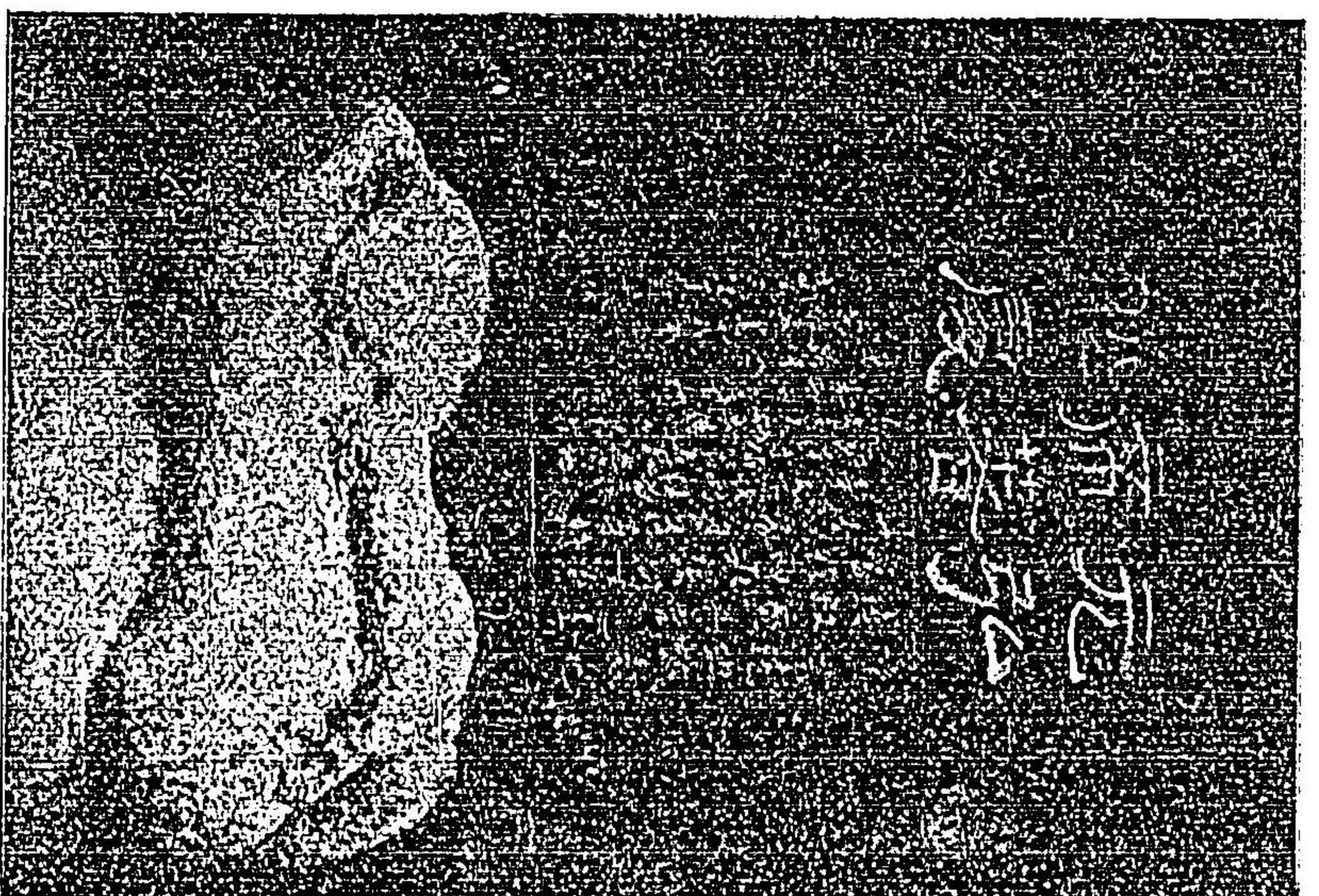
勸め給ひしも従ひ給はず因て地頭をして山市場の地に堂一宇室二棟を造らしめ寺領若干を附す乃ち法名を以て寺號となし西月院安養寺と稱す帝又た阿彌陀像及佛舍利を寄贈す延元四年秋父帝崩御の誤報あり内親王哀悼遂に病を發して薨せらる實に八月朔日なり年二十四越へて十六日帝も亦病んで崩す其の間僅に二句を隔つるのみ内親王薨去の後供奉の女房尼となり數代連續す五代慈雲の時に及て内親王の廟及後醍醐帝並後花園帝の影堂を寺内に増築す享保二年災あり舊記寶物焼失す寶曆中比丘尼ノ寺住を停めて比丘を居らしむ

新葉和歌集下に尊良親王より内親王に贈り給ひし歌を載せたり
元弘のはしめ世中亂らかはしく侍りしに思ひわひさまなごかへけるよし聞て瓊子内親王の許へ申つかはしける

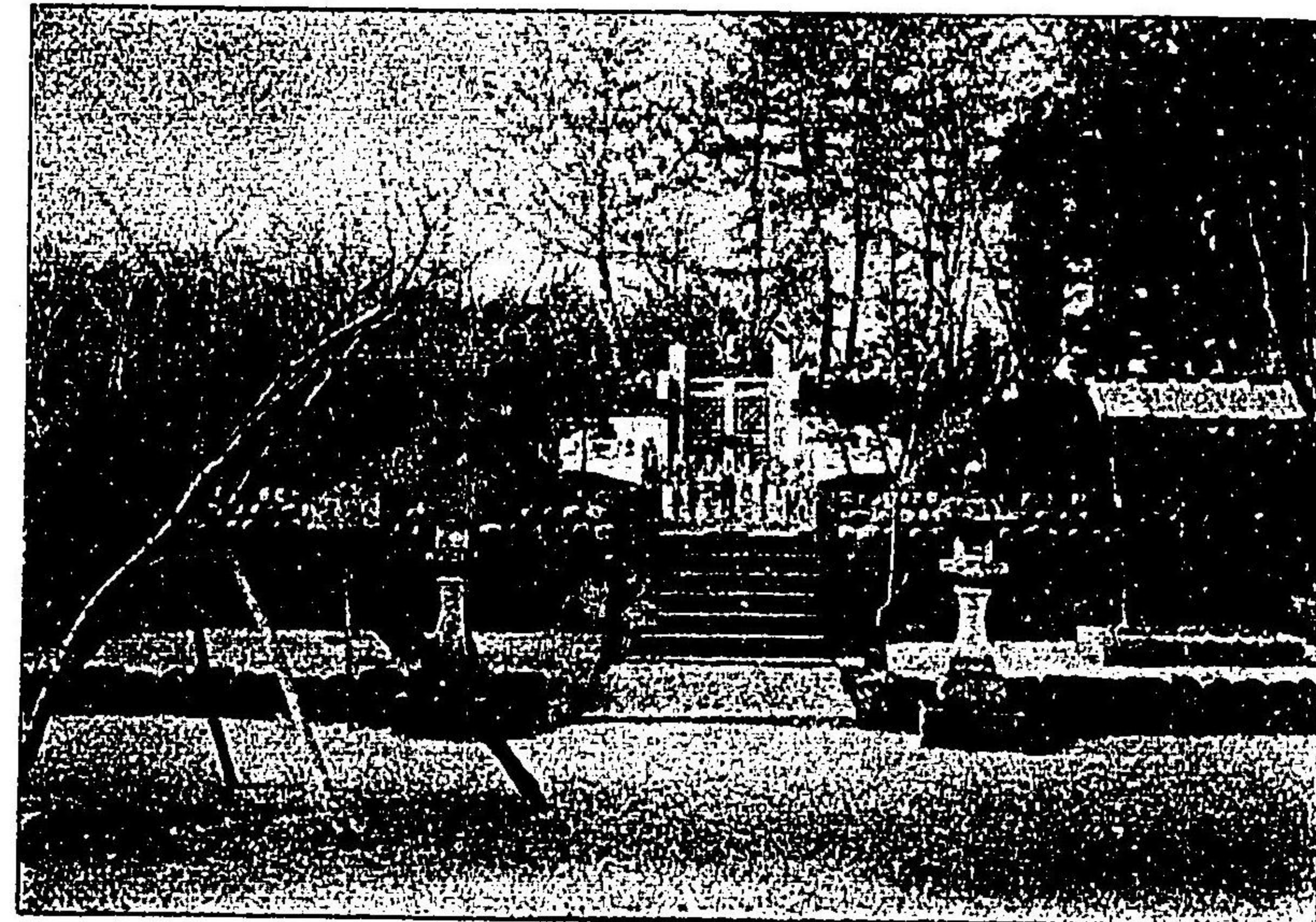
中務卿尊良親王
いかてなほ我も浮世をそむきなむ茨ましきは墨染の袖
瓊子内親王
かへし



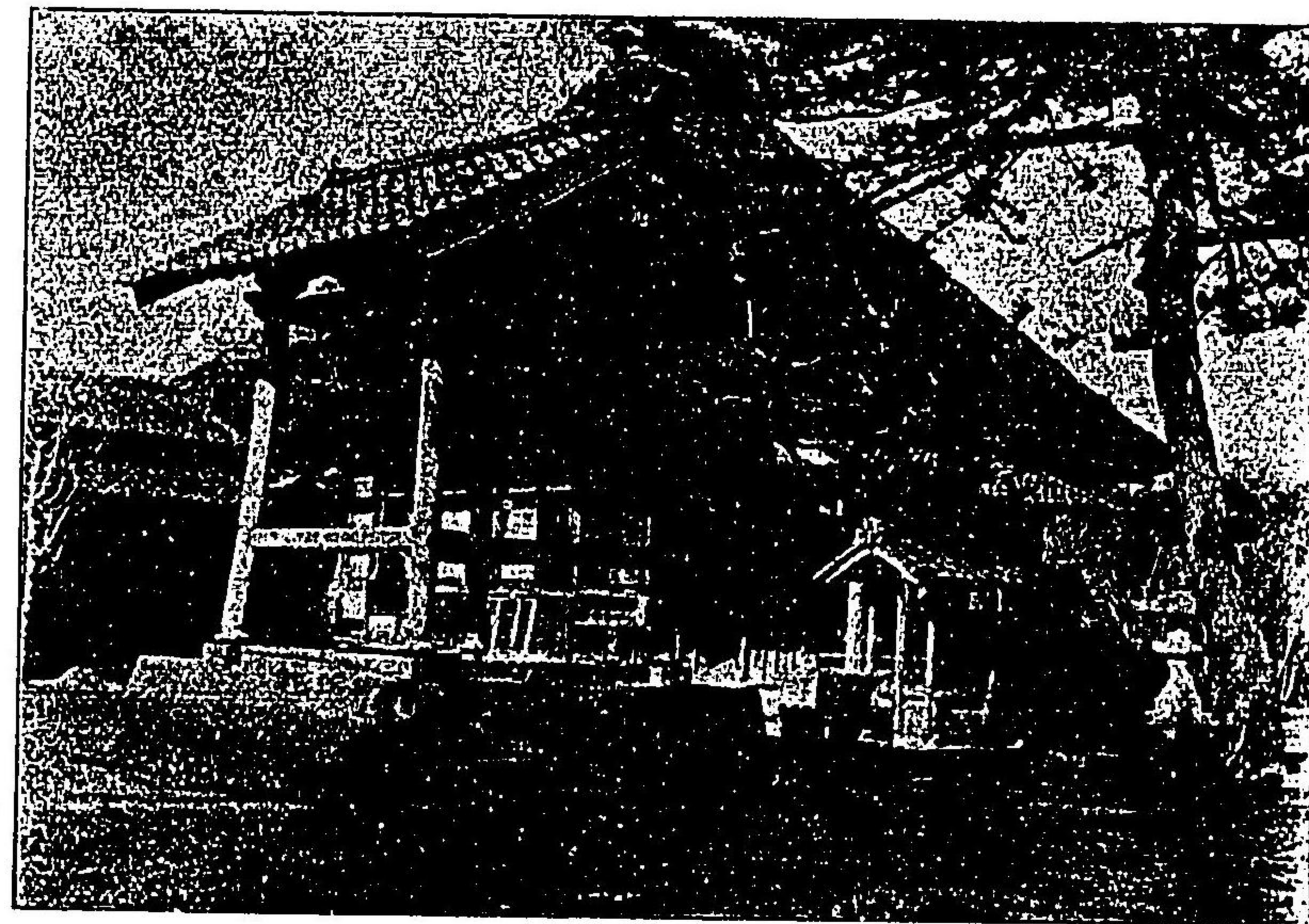
影尊皇天嗣醍醐後



碑處船若帝弘元



墓御王親内子垣



寺養安

君はなほそむきな果てそとにかくに定めなき世のさためなれば

粟島神社 (米子より一里六町)

彦名村にあり祭神は少彦名命大己貴命にして高皇彦靈神神皇彦靈神稻
背^ヒ脛命を合祀せる郷社なり少彦名神は神産巢口神の子にして大國主命
の國土を經營せらるゝに當り力を効したる良弼なり軀幹短少粟莖に縁
りて常世國に渡られしと云ふ伯耆風土記に云ふ相見郡の西北餘戸里に
粟島あり少名彦名命粟を蒔く秀實離々即ち粟に載り常世國に彈渡る故
に粟島と云也社傳に據れば此の社の創立年度は詳ならざるも其の古代
よりの靈社なりしは争ふへからず社地は弓濱の沙濱に在て特に岬々た
る岩石を疊める山頂にあり古木森々として社殿を擁し社後に一株の神
木あり周圍一丈五尺餘又山脚には澗の岩と唱ふる一洞あり深さ幾はく
なるを知らず口碑に據れば上古の岩垣岩柱にして神人の居跡なりと永
正の比兵火に罹り元祿中又失火し爲に古來の記録寶物等を喪失せり社
後の山角に由て之を望む中海は脚下に開き白帆點々碧波の上に来往し

自ら中海附近の一勝地たり

車尾の御駐輦遺跡 (米子より二十五町)

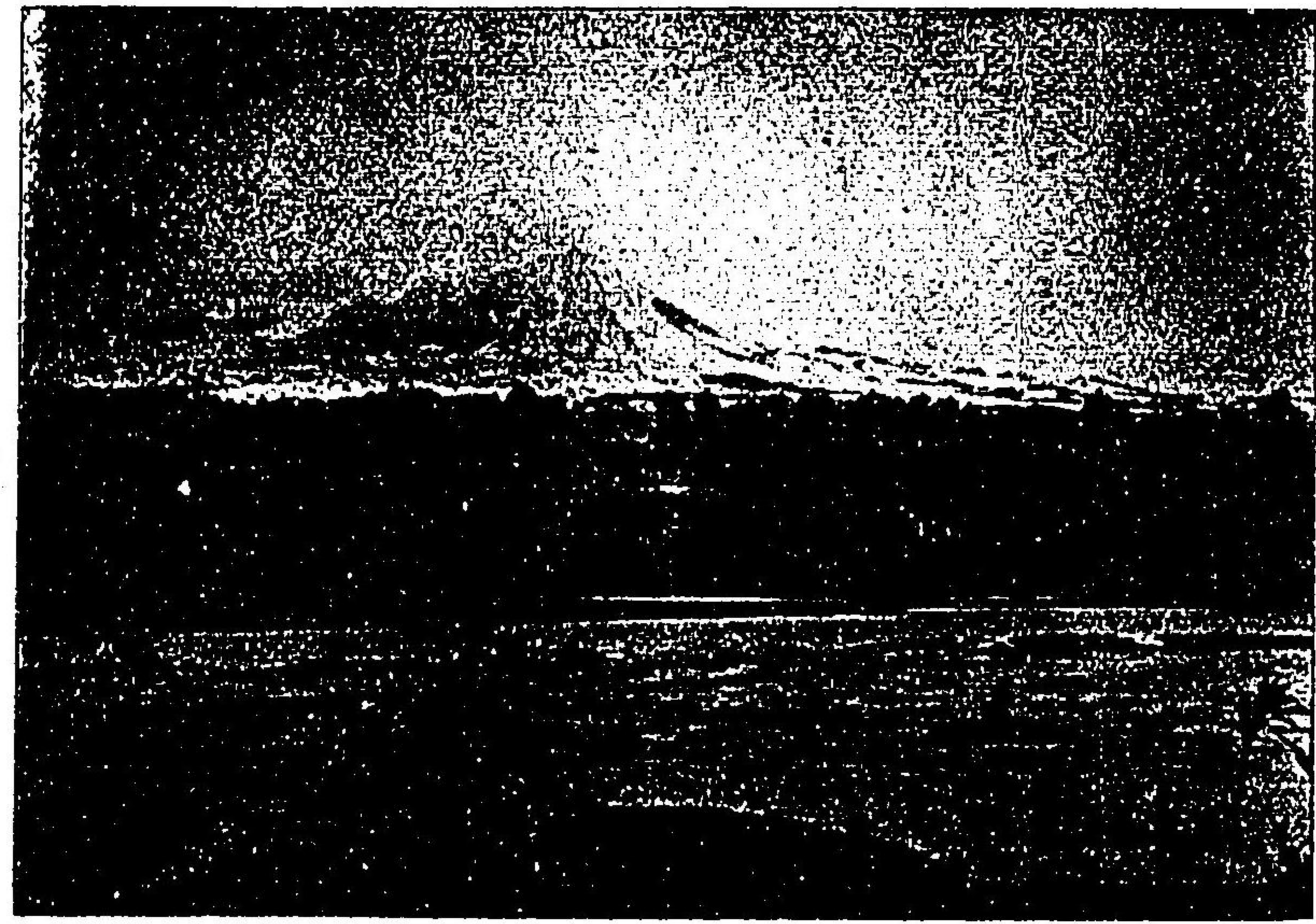
車尾村は米子の東にあり後醍醐天皇の隠岐に播駕せらるゝや風波の爲に姑く脚を此の地深田長者の邸に駐めらる其の隠岐に渡らせらるゝに及て御冠を留めて紀念となし給ひしと云ふ今同村深田氏の宅内に榎の古木あり當時輦を繋ぎし遺蹟として祠を建て朝夕奉祀せり又別家に帝の御冠と傳ふるものを藏せり帝同地御駐輦中の御作あり

春の日のめくるも安き尾車のうしとをもひてくらす此里

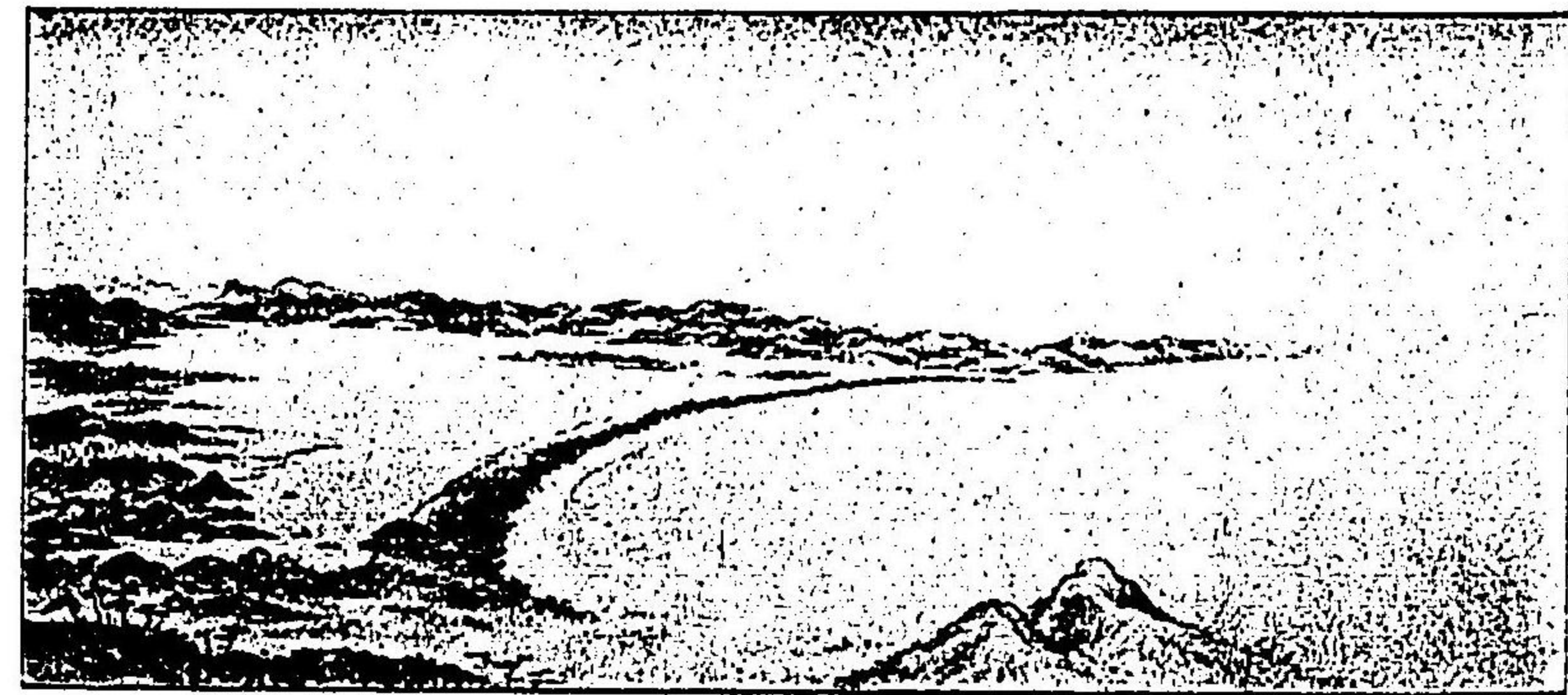
村名の車尾と云ふ此の御詠に基くと云ふ

弓ヶ濱 (米子町より二里三十四町)

一名夜見ヶ濱と云ふ西伯郡の西北端にして米子福米地方より起り加茂、和田富益夜見大篠津中濱上道の諸村を経て境町に至る一帯の沙濱弓彎状を爲し伯耆中海及日本海の間に斗出するもの五里餘最も廣き所僅に一里に過ぎす狭き所は同時に海の内外を望見し得へし此の地は即ち大



大 山



弓 ヶ 濱 半 島

山山上より望み得らる大天橋にして左右海を控へ白沙青松の間白帆の
蒼煙を點破して過ぐるあり風景絶佳なり

淀江及御來屋海水浴場

(米子より淀江海水浴場まで二里二十町
御來屋海水浴場まで四里二十五町)

淀江及御來屋は共に西伯郡著名の宿驛にして鐵道停車場あり共に北海
に臨み前に三保の岬を控へ煙波浩渺塵骨を滌ふに堪ゆ

米川

附米村廣治

兩堤には檣樹を植ゑ秋時には紅葉黄葉と色を争て爛熳眺矚太佳なり
とす弓濱地方の風景は絶佳なりと雖而も此の地や地質沖積層に屬せるを以
て甚た著水に便ならず若し灌漑上適當の設備なくんば廣潤の土地も恐
くは多く荒蕪の砂漠として了りしなるへし乃ち弓濱地方をして今日の
如く價値ある土地たらしめしは寔に米川灌漑の力に由るもの多しとせ
ざるへからず米川は西伯郡にあり日野尻焼二川より分れ弓濱を縦貫し
北端境町の西に至りて海に入る長さ五里餘小川なりと雖以て沿流數萬
頃の田畝を養ひ爲に農民に利すること尠からず之を開墾せし者を鳥取

藩士米村廣治父子とす廣治初め名は所平又所右衛門と稱す少ふして學を好み壯にして江戸に學ぶ勸學懈らす同友の畏憚する所となる元祿九年藩主池田綱清其の經濟に長せるを開き藏奉行より擢んで、士班に列し汗入會見日野三郡の奥引奉行を命す廣治舊弊を察し爲に法を立て、租米の徵收法を收む藩府財政の基礎爲に確立せしと云ふ後諸職を歴て祿八百石を給せらる正徳四年致仕し甥所右衛門を子養して家を嗣かしむ之を所平となす享保二年二月所平郡代に任す廣治と協議して事を行はしむ偶々日野郡の農民蜂起して事を訴ふるに會す所平言行はれざるを以て請ひて職を退く九年二月復た郡代に任せらる藩主廣治に命して後見せしめ父子相伴て郡村を巡視せり米川開鑿の事業は此の際廣治の發案企劃に由り所平をして經營の局に當らしめし者に係り爲に前後數年を費せしと云ふ弓濱地方の灌漑用水是に於て充足し廣治等の徳澤は長く米川と流を同ふす亦盛なりと稱ふへし同十二年十二月廣治病を以て歿す後數年所平故あり國外に退去す

長者原 附佐野川及佐野増藏

長者原は大山の裾野に在り廣漠の原野にして四方の眺望又太た佳なり地味肥腴なるも水利に乏ふして之を開墾するものなく久しく其の荒蕪に放任せしか寛文中藩老池田日向始て之に着手せしも成らす後郡内石田村今手間内持吉十郎父子之に従事し更に藩士米村廣治會見汗入等の地方に郡奉行たりし日又開墾を企てしも成らす藩士佐野増藏夙に經綸の才あり國益を興し民利を圖るを以て其の志となす此の地當時老職池田氏の附屬地たり増藏一日之に面す談偶長者原開墾の事に及ぶ増藏答て曰く該地の開拓難きにあらす要は唯た閣下の附屬を脱し禦尉を緩めらるゝにあるのみと池田氏首肯之に従ひ増藏をして便宜事を計らしむ増藏感激志を決して藩廳に稟議し工事の經營に着手す時に安政六年なり増藏名は盛郷池田侯の世臣にして祿二百石當時郡代を勤む起工の初め以爲く工費當に渾大なるへし成算未だ立たすして藩庫を浪費すへからす先づ之を土豪に募らんには如かずと因りて郡内の中庄屋加藤清八郎

をして地方の富豪に諭し出資せしむ募に應ずるもの二十五名資金二千四百餘兩を得たり乃ち之を基本とし不足を藩庫に仰き地方の人夫を役して工事に着手す灌漑水は日野郡宇代今旭村に取り日野川より分水して水路を鑿つこと幅二間延長二里餘に及へり立岩村は戸數三十餘其の水路に當れるを以て諭して村を他に移さしむ隧洞を穿つこと二箇所一は九十間一は八十間なり立岩村より小野小町の村境の村境に谷あり因て谷口を横断して直通し該谷の溪流は別に水門を築き之に注入せしめ以て洪水の妨害を受さらしむ起工の際地を九區に分ち漸次難工事より着手す三閱年にして功を竣はる藩主爲に川を名けて佐野川と謂ふ明治九年の調査に山るに佐野川疏通の爲め水田の開墾せられしもの二百三十町水下の村落十餘皆其の澤を被れりと藩主増藏の功を賞し遂に祿三百石を加増せりと

過長者原舊侯壘田所在

渡邊竹園

廿歳重過長者原 壘田堪見舊侯恩 茫々榛莽交夷盡 滿目黃雲穰種

村。

第七 日野郡

溝口は郡の東端にありて根雨二部へ通する要路に方り人口千八百八十九なり二部は郡衙の所在地にして人口二千五百五十黒坂は舊藩陣屋の舊跡にして郡の中央に在り人口千七百八十七多里は備中に通する街道の驛路に當り人口二千二百二十四根雨は作州街道の宿驛にして本郡第一繁盛の地たり人口二千三百四十一江尾は同街道の宿驛にして亦名邑に屬す人口二千七十六とす

樂々福神社 (米子より十二里十七町)

宮内村にあり縣社にして東西二社に分る東は祭神吉備津彦命大日本根子彦太瓊命福姬命細姬命西は祭神大吉備津彦命大日本根子彦太瓊命にして倉稻魂命大山祇命を合祀せり社傳に據れば孝靈天皇の二皇子西道鎮撫の爲め此の國に行啓ありて兇賊を平け給ふ因て其の功績を表して若建吉備津彦命を東に大吉備津彦命を西に齋祀れり他の神は父皇又

は其の正后及び弟君に係れりと池田氏封國の時に在ては社領若干を附
じあり境内は山に據りて社殿頗る壯宏なり

解脫寺 (米子より十四里三十一町)

阿毘羅村にあり日蓮宗にして本尊は日蓮大士なり由緒に據れば當時の
創立は慶安三年甲斐國身延山久遠寺二十七代日境上人弟子日感上人の
開基にして紀伊大納言徳川頼宣の母堂養珠院の施主に係れりと此地は
古城趾にして伽藍壯大に一見城閣の如し遠近の信者來詣常に絶へず

製鐵業

日野郡は古來製鐵事業盛んなるの地にして其の産額も亦多し郡中同業
者之れなきに非ずと雖も其の事業の整頓業務の擴張蓋し近藤喜八郎を
以て魁楚となす喜八郎は根雨村大字根雨宿の人にして家世々富みて郡
内の名族たり同郡日野川は源を備中備後の國境に發し郡の中央を貫流
し衆水を合して西伯郡に出て海に注く國中第一の大河にして其流域多
量の砂鐵を含めり喜八郎父祖以來之を採取し力を製鐵業に盡して漸次

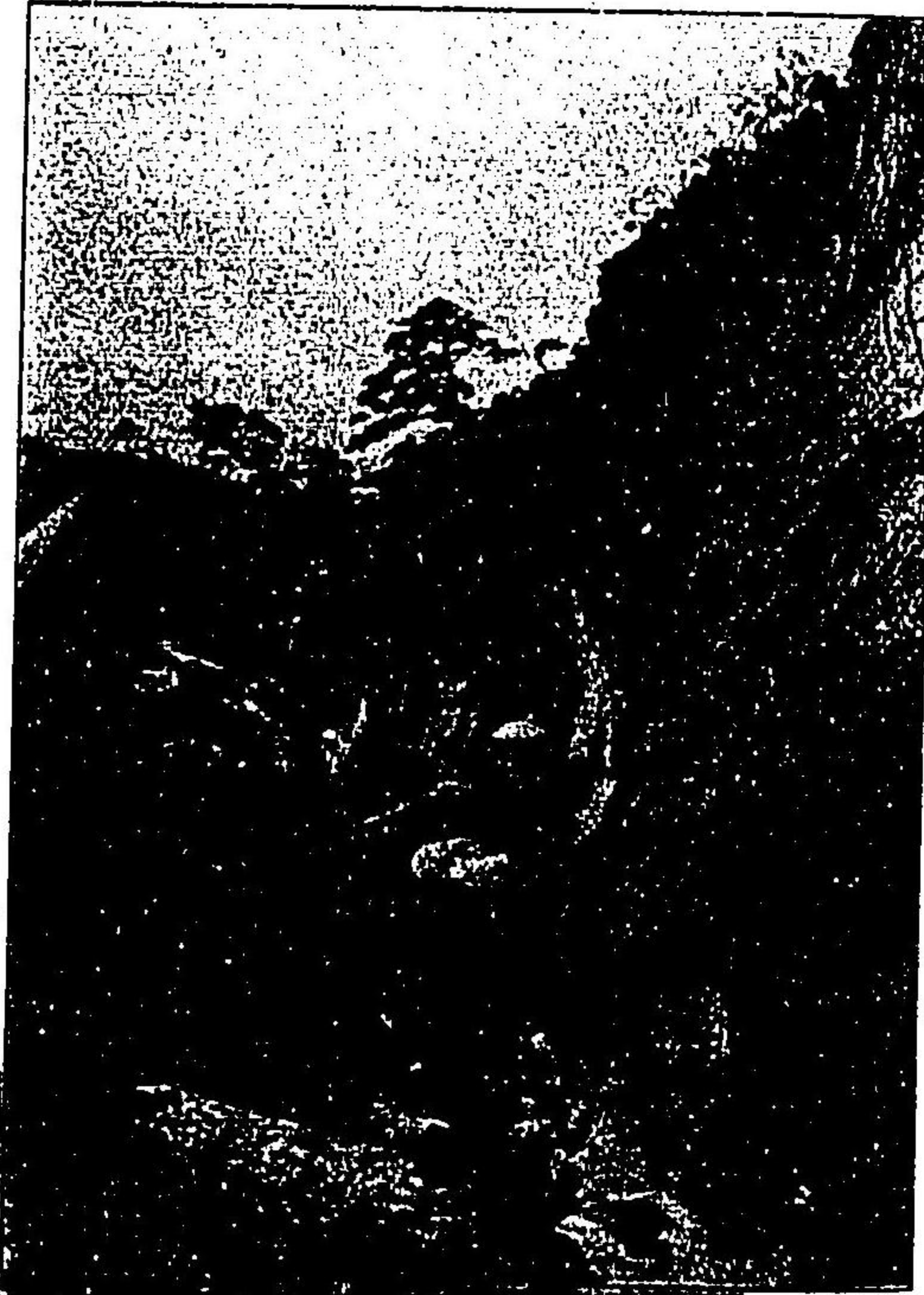


福岡山鐵工場全景



解脫寺

砂採掘ノ景



砂採掘ノ景

産額を増し今日に在ては我國有数の製鐵供給所となれり今其の事業の
創始を尋ねるに安永八年三月喜八郎の曾祖父喜兵衛始めて郡内山上村
大字笠木村字谷中山に製鐵業を營めり當時製鐵所僅に一個にして煉鐵
工場を其の構内に建設し規模狭少技術甚だ幼稚なりしか後ち年々之を
擴張して稍緒に就かじめたり祖父平右衛門に至り益々拮据經營事業の
發達を圖り天保五年製鐵所を増して三とし産額も亦た大に増加せり是
に於て同七年商店を大坂に開きて販路を擴張す嘉永五年又之を増して
五となす父平右衛門繼て益々事業を擴張せり明治維新以來洋鐵の輸入
多量なるに至れる結果として我製鐵界に恐慌を來たし且明治十六七年
の交物價下落の結果同業者頻に廢業をなせしも喜八郎少しも屈せず孜
々經營百難を排して事業を擴張し其の製鐵は遂に陸軍用品に採用せら
るゝに至れり喜八郎益々感奮し明治二十一年三月同郡二部村大字福岡
村に機械工場を設け蒸氣機關を裝置して新式の製煉法を採用せしかは
大に冗費を節減し且産額を増加せり二十四年又水力を利用するの計畫

を立つ數回試験の結果目的を達し送風器等二三の機械は爲に人力を省くに至れり目下製煉場八棟鐵工場數個火床五個を有す其の製する所の煉鐵鋼鐵は共に海軍各工廠に供給し又内國各地に輸出せり喜八郎又公共事業に盡すこと少からず海防費を獻して黄綬褒賞を賜はり實業獎勵の功によりて綠綬褒賞を受けたりき

觀伯耆國鐵鑛山之雜歌

門 脇 重 綾

草薙の御神劍の蹟處くしき神山鳥髮の山なみつけるをもちちに眞金ふくとふ其を見ると吾立くればしみさふる樹立の奥の小笹原假庵作り打羽ふく羽ふきの音は飛ふ鳥の翅をどろぎ打きたふ槌のひひきは八重山の樹籬かしこみあやしくもいそはく業か素盞鳴の神の御世より彌繼にいつき出来るうまし此眞金荒金こたくの劍の太刀と成りいててかかやくみたま益荒雄の臣の武雄等水に入り火にもいるへく國のため盡す心のまこころにたくはんものそさへつるやから人かまけ日本の名にをふ伴といにしへゆつたへつかすやしかれこそ今も貴

き大八州いつこはあれと國柄と湧とわき出る茜さす日野八重山の荒かねの眞金のきたひうへもよろしも

小 谷 古 蔭

眞金ふく火のはかかよひ山の際に匂へる雲や紅葉なるらん

黒坂城

日野郡黒坂にあり鏡山城と號す天正中日野義泰の居城たり義泰上京の暇に乘し弟義行奔て之に居る後足利氏義行か罪を責め自殺せしむ毛利氏の時に及て吉川氏の領する所となる慶長十五年關氏嗣なきを以て家断つ同年池田光政の領地となる寛永九年池田光仲受封の後家臣福田丹波の保管に歸せり關氏居城の際町數七ありしと云ふ

第四章 教育、兵事並社寺宗教

第一 教育

小學校

本縣小學校の經營は明治五年學制の頒布に始まる當時施設上諸般の準

備を要し其の年設置さるゝもの僅に八校に過ぎざりしか翌六年には其數二百七十に上ほり越て八年には三百二十五校の多きに達し就學兒童の數は幾んど二萬に垂んとせり爾來年を追ふて進歩の狀況なりしか明治十二年發布の教育令は一般人民の誤解を生し自山主義の極端に走り之れが爲め一時教育の衰頽を來せしか翌十三年教育令の改正に依り漸次之れが挽回を爲し明治十五年學校維持の鞏固を圖る爲め學區を改め學校數を減少せり爾來物價下落金融逼迫の時なりしも教育は年々進歩の狀況なりしか明治十九年小學校令の發布せらるゝや亦教育上一頓挫を來せり即教科の簡易に變したると授業料の増加を來したるとは一時就學を減少したり其後明治二十三年及三十二年に於ける小學校令の改正に従ひ驟々として盛況に向ひたり今明治三十九年三月に於ける景況を述べれば左の如し

本縣の學齡兒童總數は六萬六千二百二十七人にして内就學の期に達したるもの男二萬九千二百七十四人女二萬七千三百九十一人合計五萬六千六百六十五人なり即就學の期に達したる學齡兒童百人中就學歩合は男九十七人五歩三厘女九十一人二歩二厘にして男女平均九十四人四歩八厘なり

市町村立小學校の數は二百九十三内尋常小學校二百五尋常高等小學校五十一高等小學校三十七校なり又學級の總數は九百二十五にして内尋常科は六百四十七高等科二百七十三尋常補習三高等補習二なり

小學教員數は本科正教員六百九十一人准教員百十八人専科正教員七十五人代用教員二百七十七人なり明治三十八年度小學校公學費は俸給十四萬三千餘圓其他六萬餘圓合計二十萬三千三百餘圓なりとす左に明治十四年本縣再置以來毎五ヶ年の狀況を示さん

小學校表

年 度	學校數	就學兒童數	就學歩合	教員數	經費	備 考
明治十四年	三一〇	二二、六九四	四〇、三六	八三〇	五、〇九一	
明治十九年	一六一	二五、八〇六	四一、三三	七〇七	五、九七四	明治十四年ニ比シ學校數減少シタルハ明治十五年ノ學區改正ノ結果ニ依リ

明治廿四年	四二五	三二、七三二	五〇、四一	六二五	七二、五五七	<small>本年ニ至リ就學非合漸ク半数以上ニ上レリ 本年ニ至リ經費十萬圓ニ上レリ又明治廿四年ニ比シ學校數ヲ減シタルハ明治廿五年改正小學校令實施ノ結果本年ニ至リ就學非合九十以上ニ達セリ 明治廿四年ニ比シ經費ヲ減少セルハ假令ノ結果節減セルニ依リ明治廿九年度ハ調査了ラサルヲ以テ三十八度分ヲ掲ク</small>
明治廿九年	二六七	三九、六二九	五九、八八	七一九	一〇四、二二六	
明治卅四年	二八三	五一、七三三	九一、一八	九二二	二三八、五六〇	
明治卅八年	二八七	五三、五三七	九四、四八	九四九	二〇三、三〇三	

師範教育

明治七年九月小學校教員傳習所を因幡國鳥取東町舊鳥取藩立學校尙徳館内に同支所を伯耆國米子町に設置し小學校教員たるへき者を養成せり是れ實に本縣師範教育の萌芽なり同九年七月小學校教員傳習所を鳥取西町に移し鳥取縣公立師範學校と改稱し米子支所を同支校と改めたり其後鳥根縣に合併せらるゝや明治十三年一時鳥取師範學校は廢止せられたりしか明治十四年鳥取縣の再置せらるゝに及びて翌十五年鳥取縣公立師範學校は鳥取東町舊尙徳館跡に設置せられたり明治十九年師範學校令の發布に依り鳥取縣尋常師範學校と改め其規模を擴張し更に

明治二十二年校舍を新築せり同三十年師範教育令改正せられ同三十一年四月より校名を鳥取縣師範學校と改め生徒の定員を定め毎年平均三十五名を募集す爾來小學教育の發達は正教員の不足を告ぐるること大なるを以て同四十年四月より更に一學年定員を四十名に増加せり現在學級數四教員十二名生徒百四十五人にして四十度の經費豫算二萬四千六百十六圓なり又本校内には尋常小學校本科正教員及准教員を養成する目的を以て明治三十年以來小學校教員講習科を附設せり

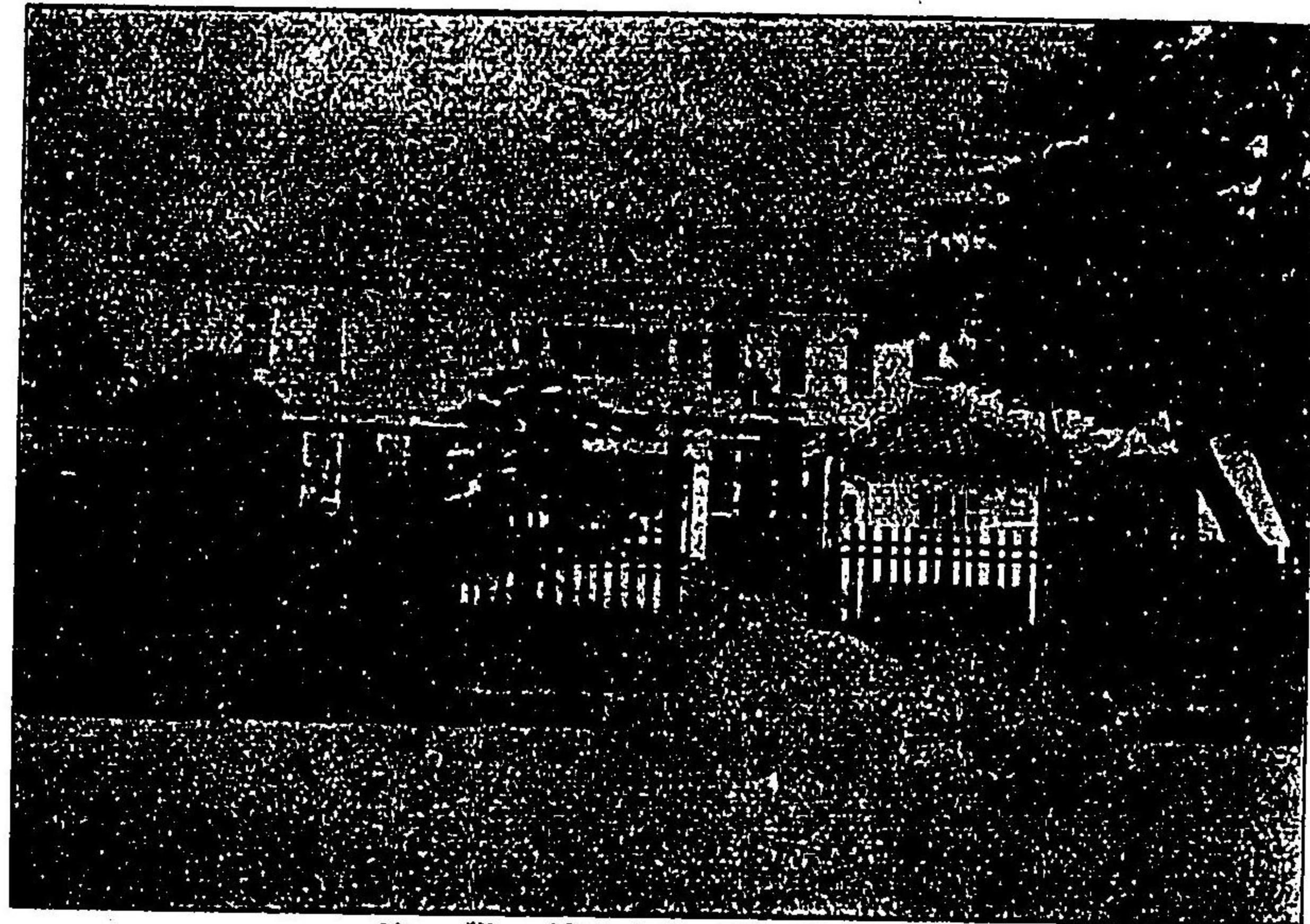
中學教育

本縣中學校の起原は明治六年十月鳥取東町尙徳館跡に第四大區第十五番變則中學校を設置したるを以て始めとす其後明治十四年鳥取縣を再置せらるゝや十五年更に公立鳥取中學校と改む又同年八月伯耆國米子町に中學校を設け米子中學校と稱したり明治十九年八月中學校令發布に依り鳥取中學校を鳥取縣尋常中學校と稱し米子中學校を廢す明治二十二年本校を舊城内に新築し之に移轉せり爾來漸次規模を擴張して本

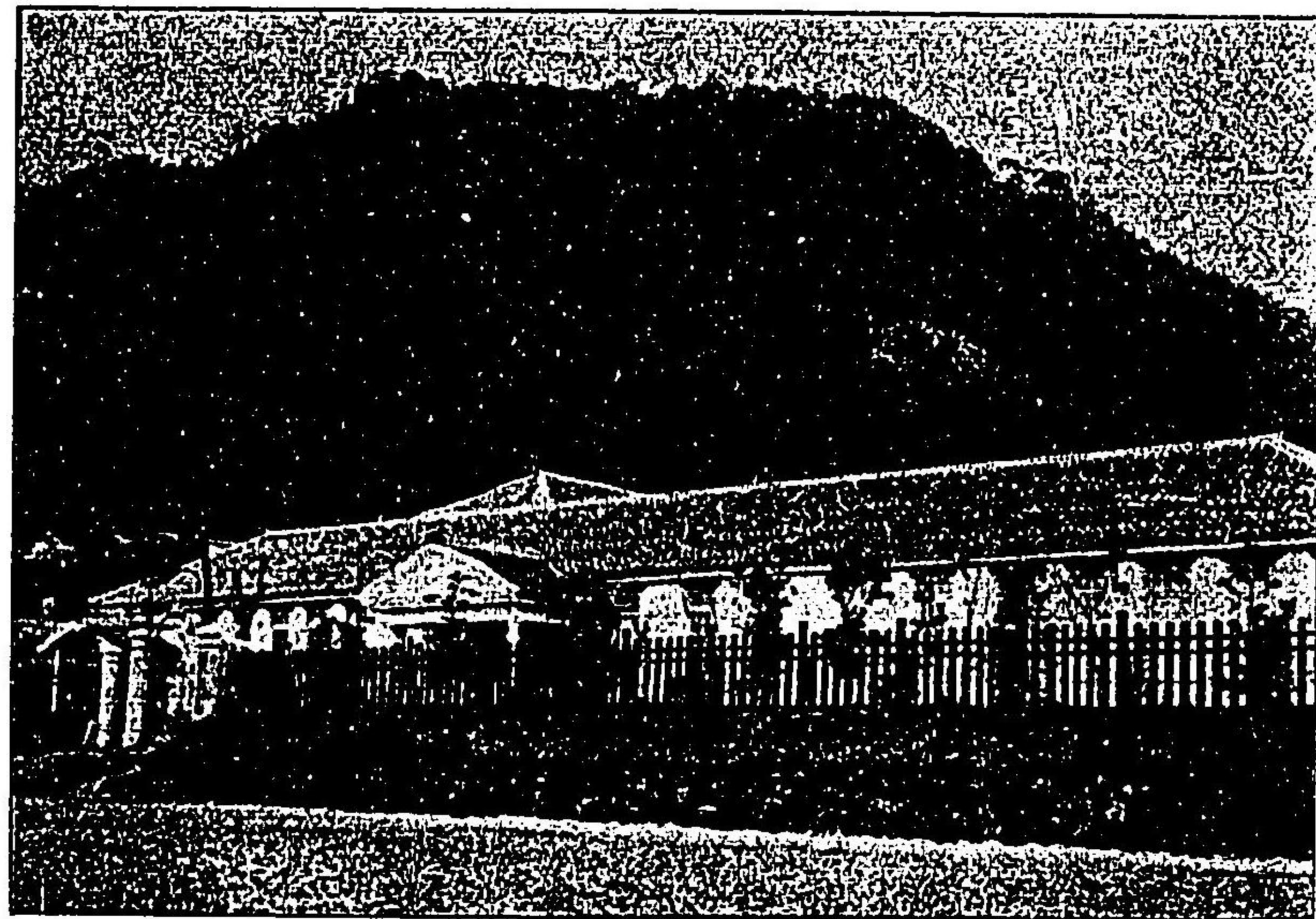
教育の發達を期せしか教育の進歩は到底一の中學校を以て満足すへきに非ず同三十二年四月第二中學校を伯耆國米子町に設置し在來の學校を第一中學校として益々規模を擴張し校舍其他の設備殆んど完備の域に達せんとするに當り同三十三年二月不幸にして第一中學校祝融の災に罹り殆んど校舍の全部を失ひ一時假教場を設くるの悲運に遭遇せしか直に復舊工事を施し同三十五年四月功を竣る之を現今の校舍とす而して不幸は第一中學校のみに止らず昨三十九年一月第二中學校亦同一の災に罹りたるも幸に教室一棟を燒失せるに止まり目下復舊工事中に屬す現時教員數二十五人生徒定員千百人にして學級數二十五なり四十年度經費豫算は三万六千六百七圓餘なりとす

女子教育

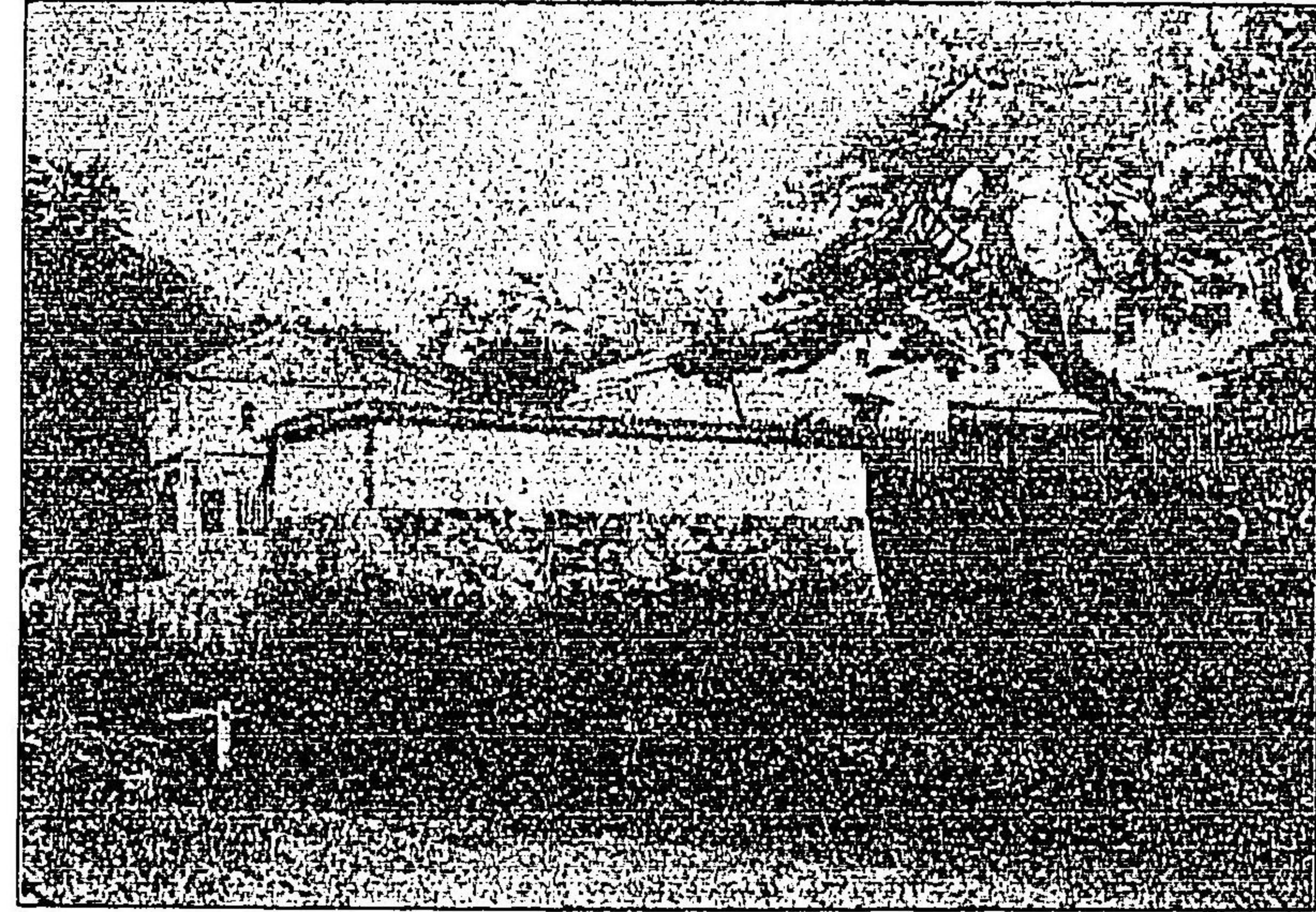
縣立高女等學校は鳥取市東町にあり本校はもと明治二十一年中私立鳥



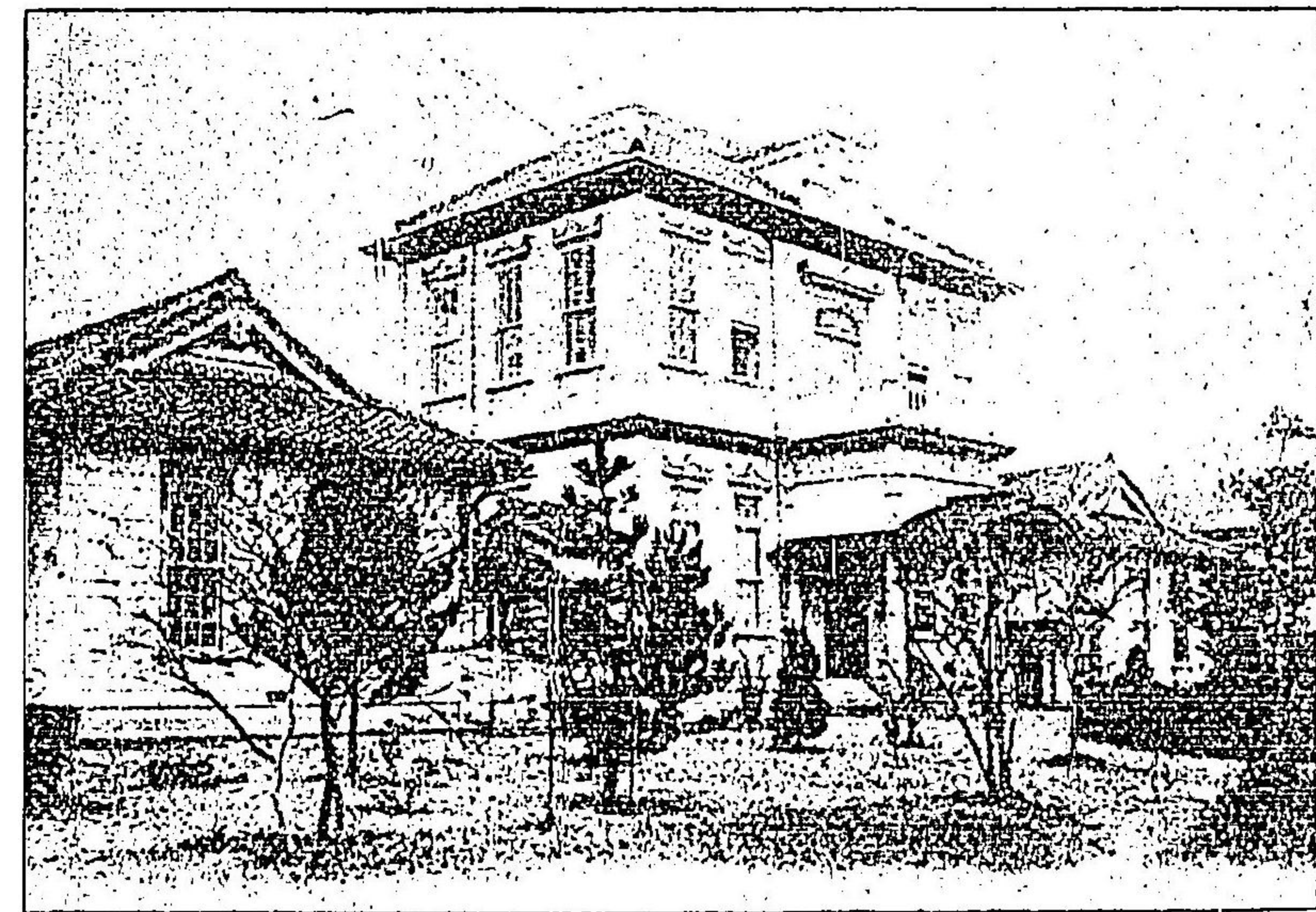
鳥取縣師範學校



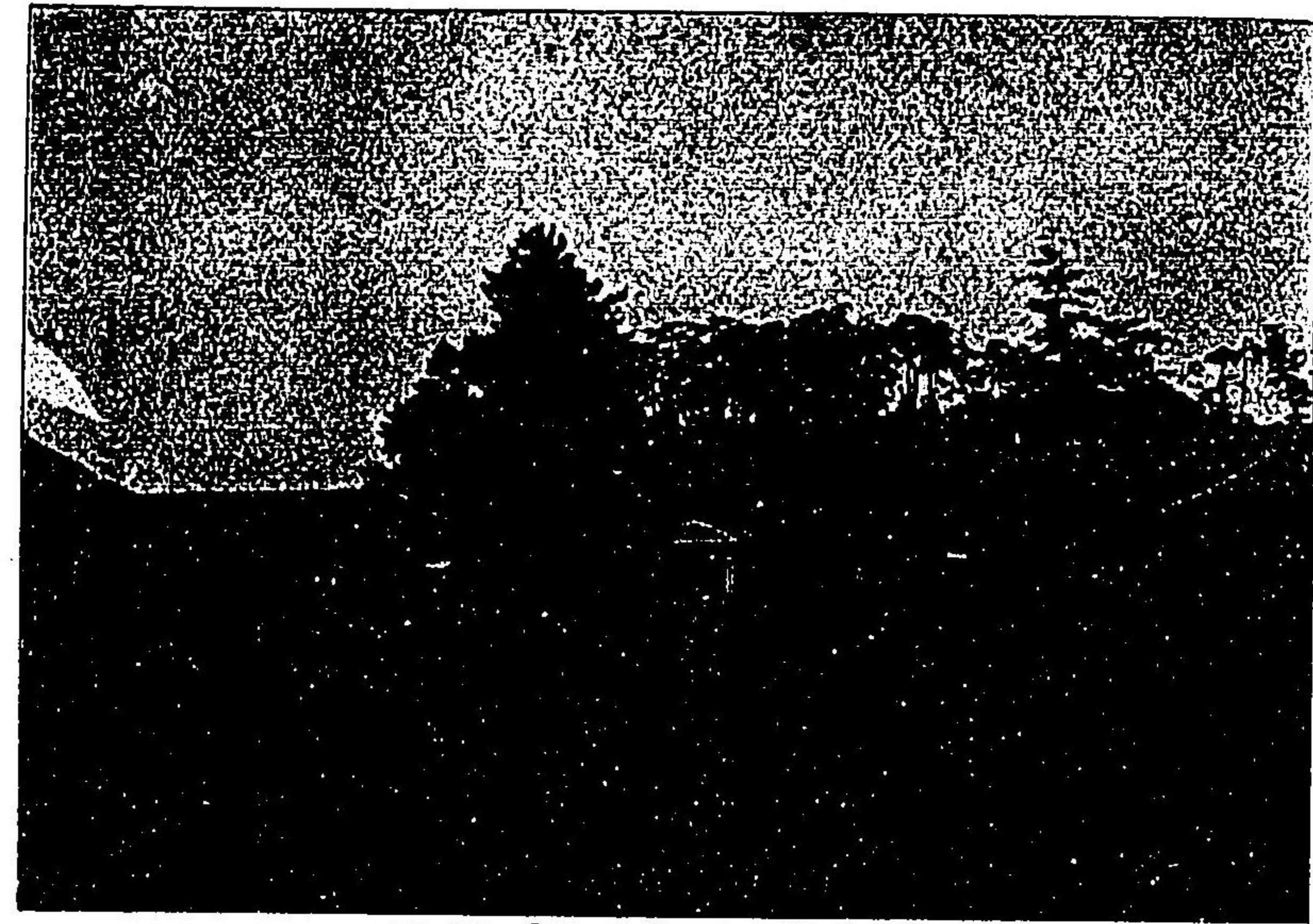
鳥取縣立高等女子學校



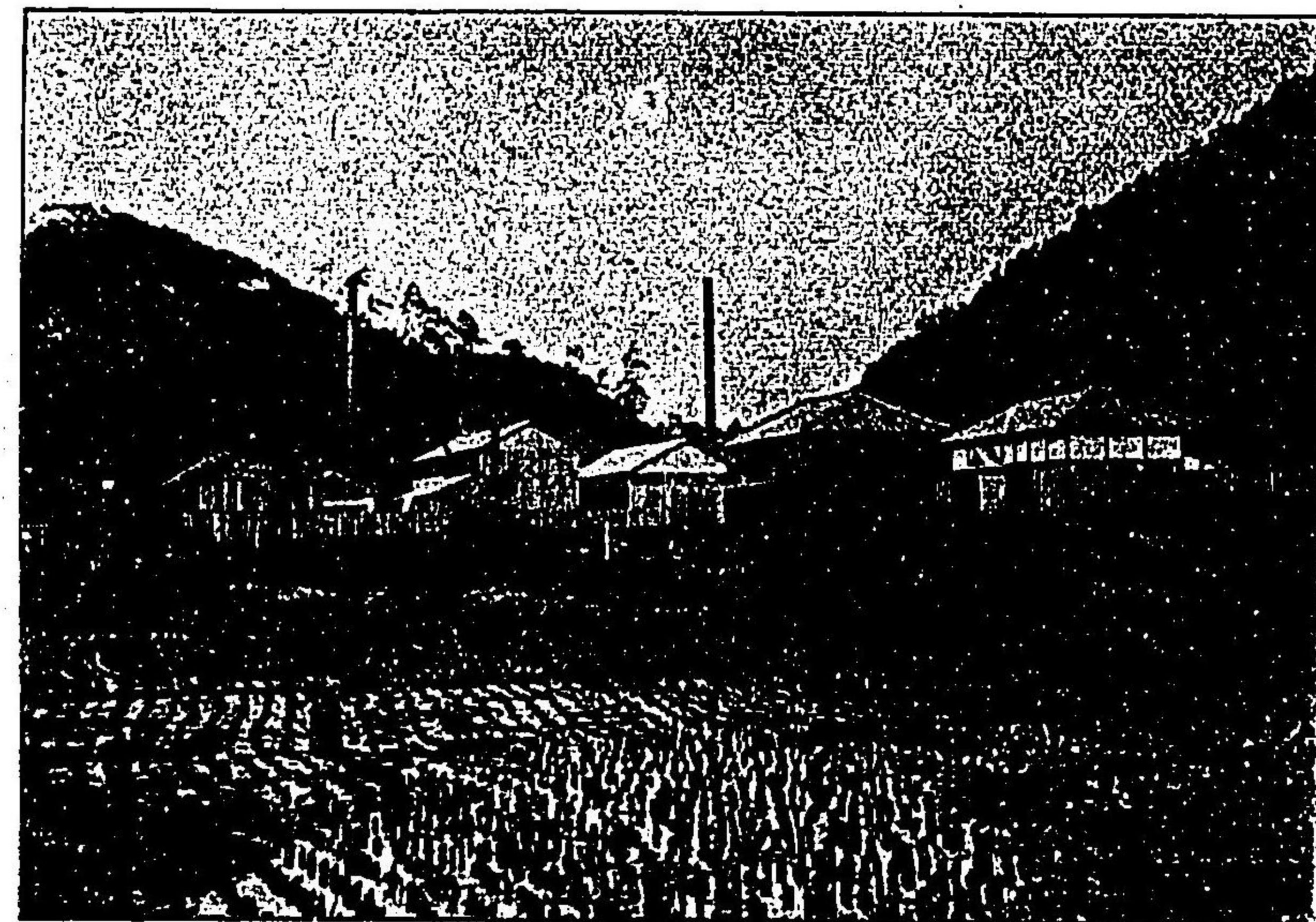
鳥取縣立第一中學校



鳥取縣物産陳列場



鳥取縣立第二中學校



合資社會米子製鋼所

取高等女學校として鳥取市江崎町に創設せられ明治三十年に至りて鳥取市立高等小學校女子部と合併し鳥取市の公立と爲し東町高等小學校女子部校舎に移轉開校せり明治卅二年高等女學校令發布せられたる爲め學級編制を改め高等小高女女子部を回復して之に復校せしむ降て明治三十四年に至り始めて縣經濟に移し茲に縣立高等女學校となれり本校職員は二十名にして生徒定員は本科四百名専修科七十五名補習科四十五名計五百二十名なり其經費は四十年豫算に依れば九千四拾圓なりとす」又高等女學校に類する學校として西伯郡立として米子町に一女學校あり本校はもと米子町の有志者の設置にかゝり明治三十九年始めて授業を開始せり生徒定員は二百名なり

又本縣に於ける小學校を卒業し若くは中途退學の女子に對し日常必須の技藝及學術を授くる目的を以て小學校に裁縫學校を附設し裁縫及普通の學科を課し女子に適切なる補習教育を施せるもの四十二校あり又實業補習學校の學科目中裁縫染織等を置くもの三十一校ありとす

實業教育

甲種程度のものに縣立農學校あり東伯郡社村に設置せらる本校はもと明治十四年の創立にして初縣下久米河村兩郡立なりしか明治十八年に至り遂に縣立となし縣立倉吉農學校と改稱せり後明治二十七年中一旦本校を廢し其の規模を縮少して簡易農學校と改めたりしか爾來漸次校務を革新し明治三十二年に至り復舊して甲種農學校となしたり當時生徒定員百名なりしも漸次其の規模を擴め現在生徒定員四百名にして内本科三百豫科百名なり外に別科を置く職員は十六人にして四十年豫算に依るときは其經常費は金一萬二千五百九十餘圓茲に本校沿革中特筆すべきものは明治二十五年中故北白川宮能久親王殿下御通縣に際し偶々臨校の榮を辱ふし進徳修業の四字を親書し賜はり次て明治三十四年故小松宮彰仁親王殿下の御通縣に際して本校を旗に國本なる二字の親書を辱ふせり又本校には明治三十四年以來年々授業料不用品賣却代を積み立て、基金となし昨年度末に於て其總高金二萬餘圓を算する

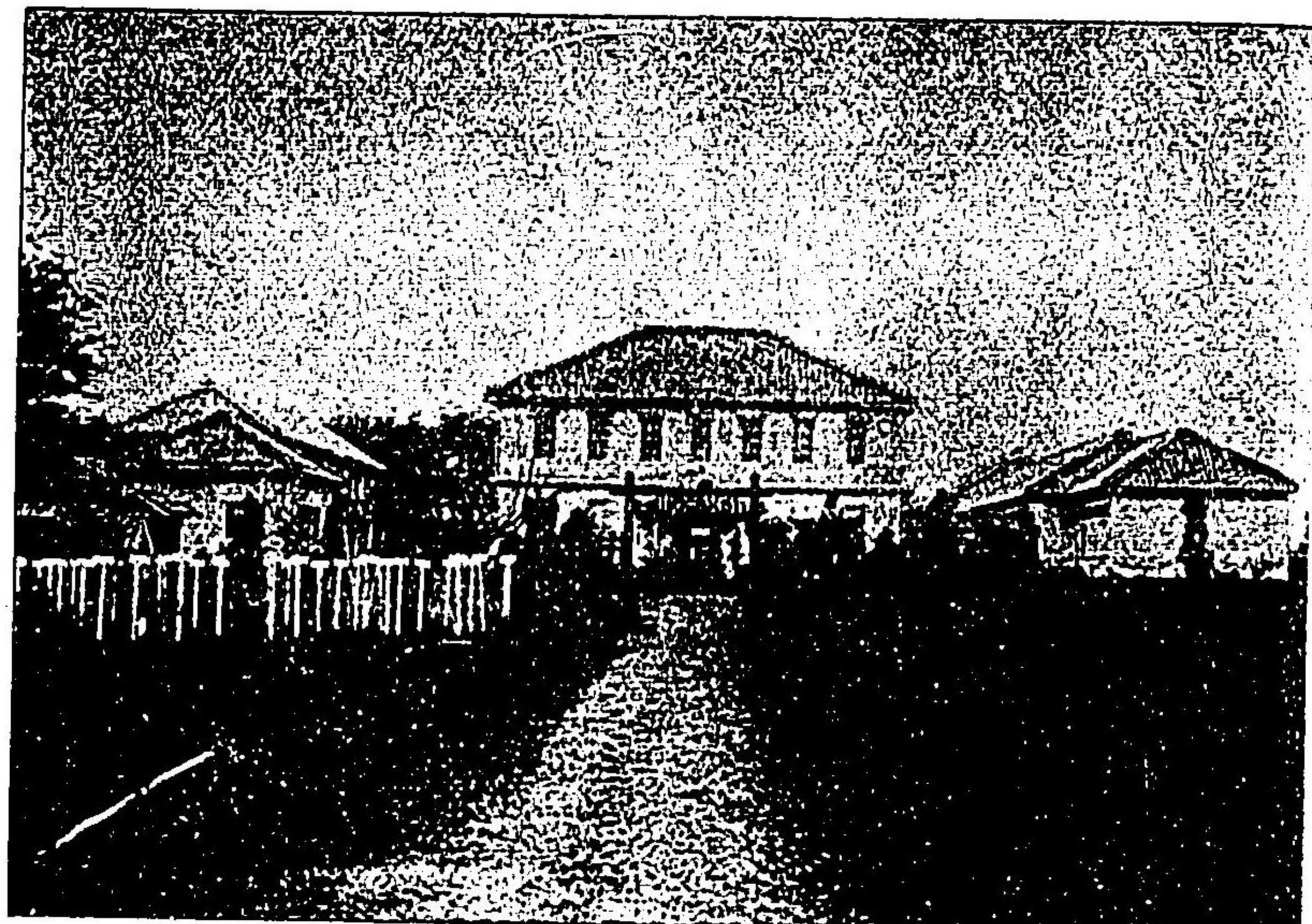
に至れり次に乙種程度のものに岩美郡に邑美農學校、法美農學校、岩井農學校、浦富水産學校あり何れも同郡立にして明治卅九年四月の創立たり此他高等小學校若くは尋常小學校に續々實業補習學校を附設するの機運に向ひ其數現在百十校に及べり而して補習學校の設けなき町村に在ては青年子弟の餘暇を利用し之か教訓をなさしむる爲攻學會なる者を起さしめ其數目下百十七の多數に達し漸次隆盛の畛域に向ひつゝあり今左に本縣再置以來に於ける毎五ヶ年及著しき變動ありし年の各縣立學校の生徒數及經費額を揭示することとせん

年度	生徒數					經費					備考
	師範學校	中學校	高等女學校	農學校	合計	師範學校	中學校	高等女學校	農學校	合計	
十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	師範學校ヲ設ケ米子
十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	米子町中學校ヲ設ケ
十八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	縣立農學校ヲ設ケ
十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	米子中學校ヲ設ケ
二十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

二十九年	九〇四	二六三	四、〇〇〇	三三	四、四〇〇	五〇	八、五五五	昨廿八年農學校ヲ改メテ簡易農學校トス
三十二年	一、〇四三	四六	三、五五五	三三	八、五五五	七九	五、三三八	米子町ニ第二中學校ヲ設ケ簡易農學校トス
三十四年	一、〇三三	七三	三、七三三	一七	二、五五五	一、二二	二、六六六	改テ甲種農學校トス
三十九年	一、〇四三	六六	二、八八四	三	一、八八四	六、五五〇	六、五五〇	縣立高等女學校ヲ設ケ本年經費ハ豫算ニ依ル

教育會

教育會は明治十六年始めて其第一回を開設せり會員は學務課員縣立及町村立學校教員及學務委員等にして當時縣立に屬し教育上緊要の事件を審議せしむ第一回教育會に於て町村教育會設置規則を定め一郡又は數郡を聯合せしめて此會を開設し以て益々教育の進歩を計れり明治二十二年に至り各郡市に私立教育會を設置し又別に因伯私立教育會なるものを起し各郡市に於けるものを同會の部會とし毎年一回の總會を開き隔月一の常集會をなし演說討論又は縣廳及郡衙の諮問に答へ其他通俗教育談話會を各所に開き會報を發刊して會員に配付する等教育上裨益を興ふる少からず



鳥取縣立農學校



鳥取縣種畜場

明治二十六年因伯私立教育總會に於て會則を改正し會務を擴張し其名稱を私立鳥取縣教育會と改む本會事業中有益なるは毎年縣下小學校教員の爲めに講習會を開催し以て新智識の注入を圖るに在り又常に各郡市教育會及其部會と聯絡を保ちて縣下教育の統一を圖らんことを期せり

勸學會

中等教育終了以上の學生にして資力に乏しき者を補助養成する機關として曩に成材社あり久松閣あり現今勸學會あり此三者は相關聯して繼續的の系統を有す抑も成材社は明治十五年在京本縣人の創立せし所にして本縣出身の學生中有望にして資力に乏しき者に學資を貸與せしか後十八年更に其事業を擴張し成材社を廢止して久松閣を興し以て學資貸與及學生寄宿の事を爲し來りたるか明治三十三年勸學會設立せらるゝに至り久松閣を解散し其事業を勸學會に移せり勸學會は實に本縣の教育を奨励し人材を養成するを以て目的とし之れか目的を達する爲漸

次左の四項を遂行するものとす(一)文武諸學校に在學せる優等生に勸學資金を贈付し又有望にして資力に乏しき中等教育修了以上の子女に學資を貸付すること(二)寄宿舎を設立して貸費生及其の他の學生を寄宿せしむること(三)書籍館を設立し有益の圖書を備置き以て會員及一般の本縣人に縦覽せしむること(四)學事に關する講習會若くは談話會を開設することにして本會は現下七十餘名の會員を有する社団法人にして侯爵池田仲博を名譽總裁とし本縣知事を會長とす又本會は明治三十三年度より向ふ十箇年間本縣及侯爵池田家より毎年金二千圓宛の補助金を受くるの約あり外に本縣より東亞同文書院派遣生費として明治三十七年度より毎年金五百圓明治四十年度より向ふ三箇年間は毎年金六百圓の補助を與へつゝあり此れが爲本年三月末に集蓄せる基本財産總額は現金六千六百四圓餘有價證券額面金一萬二千九百五十圓なり現在事業として執行せるは學資貸付なり而して創立以來貸資せし學生總數は七十九名にして中卒業せし者四十九名なり又現在貸資しつゝあるもの三十

八名なりとす

第二 兵事

兵制は舊藩祖以來定式ありしも後世山鹿流成南塘流等を交へたりしか戊辰の年に至り制を蘭式に變し又英式を用ゐたり守城隊、元英隊、驍雄隊、恒衛隊、敢擊隊、神勢隊、新國隊、新英隊、健雄隊、直衛隊、一清隊、力士隊の諸隊を編成し維新前後東京或は西京詰として警衛に當り又各方に馳驅せり明治二年十月藩政改革と共に兵制を改正し英式を以て十大隊を編制す明治三年兵部省通常備兵編隊規則に依り其兵數を減制し常備歩兵四大隊砲兵四隊とせり(歩兵八員二門)四年八月英式を變して佛式となす同年廢藩置縣の際從前の藩兵は全く之を解除し更に一大隊並に常備兵一小隊を編制す而して其一大隊は東京鎮臺に入營五年二月兵部省達に依り縣下常備兵を解除せり明治五年徵兵令の發布せらるゝや本縣は大坂鎮臺の管轄に屬す同十九年大坂鎮臺を改め第四師團と改稱せられたるも猶其管轄は改むる所なか

りし同二十九年第十師團新設と共に之が管轄に属せられ同三十年歩兵第四十聯隊の鳥取に置かるゝや本縣歩兵は此聯隊に属するに至れり明治二十一年大隊區司令部を置かるゝに當り因幡の國は姫路大隊區に伯耆國は岡山大隊區の管轄に属す同二十九年大隊を改め聯隊區となり因伯共に岡山聯隊區の管轄となる同三十一年鳥取に聯隊區司令部を置かるゝや同聯隊區の管轄に属せられたり

徵募の兵數は明治二十九年及三十九年に於て大なる増加あり他は多少の差違を示すに過ぎず今左に明治十四年本縣再置以來毎五箇年に於ける數量を掲げん

年次	本籍男數	壯丁總員	徵募人員	
			現役	補充
明治十四年	一九二、七五二	三、三二四	一〇七	一四
明治十九年	一九九、三三〇	三、八一	一二二	一、八八八
明治廿四年	二〇六、四一七	三、九八九	一七三	一、五五四
明治廿九年	二〇九、六一四	四、三二五	三四四	九五七

明治廿四年	二一七、三八九	四、六四二	四八六	一、一九九
明治廿九年	二二三、七七四	四、五二〇	六一六	一、三八七

明治二十二年海軍志願兵の徵募區を定めらるゝや當時本縣は吳鎮守府の管轄に屬し同三十四年舞鶴鎮守府の新設に當り同府の管轄に属せらるゝ志願兵の員數も年々多少の差違あり左に明治二十三年以來毎五年に於ける狀況を示さん

年次	志願者	合格者	採用者
明治廿三年	一〇六	一七	一七
明治廿八年	一〇〇	一七	九
明治卅三年	一四三	二八	二二
明治卅八年	五九五	一六三	九〇

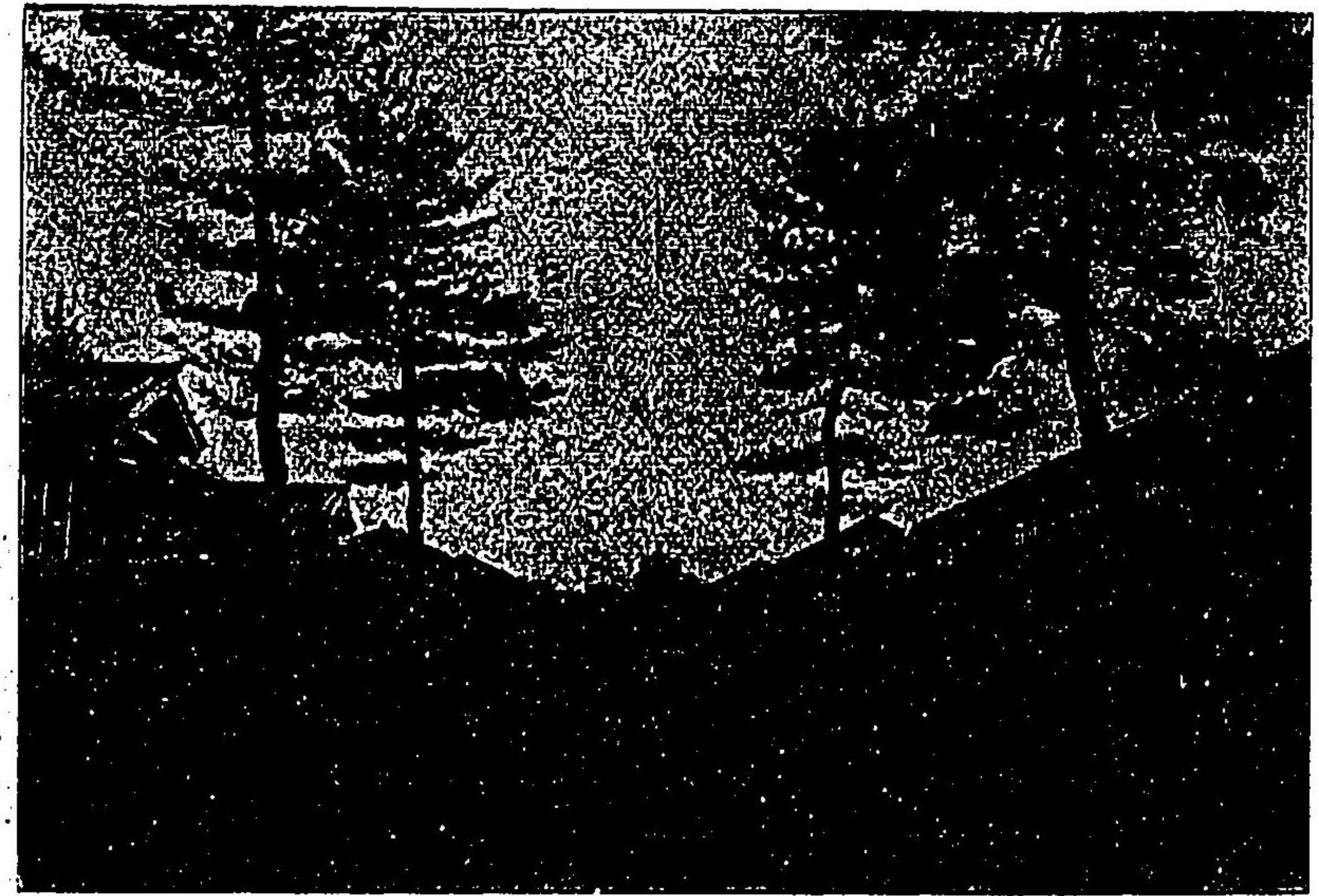
明治元年以降の各戰役に於ける戦病死者左表の如し

年別	死別		計
	死	病	
明治元年	七〇	八	七八

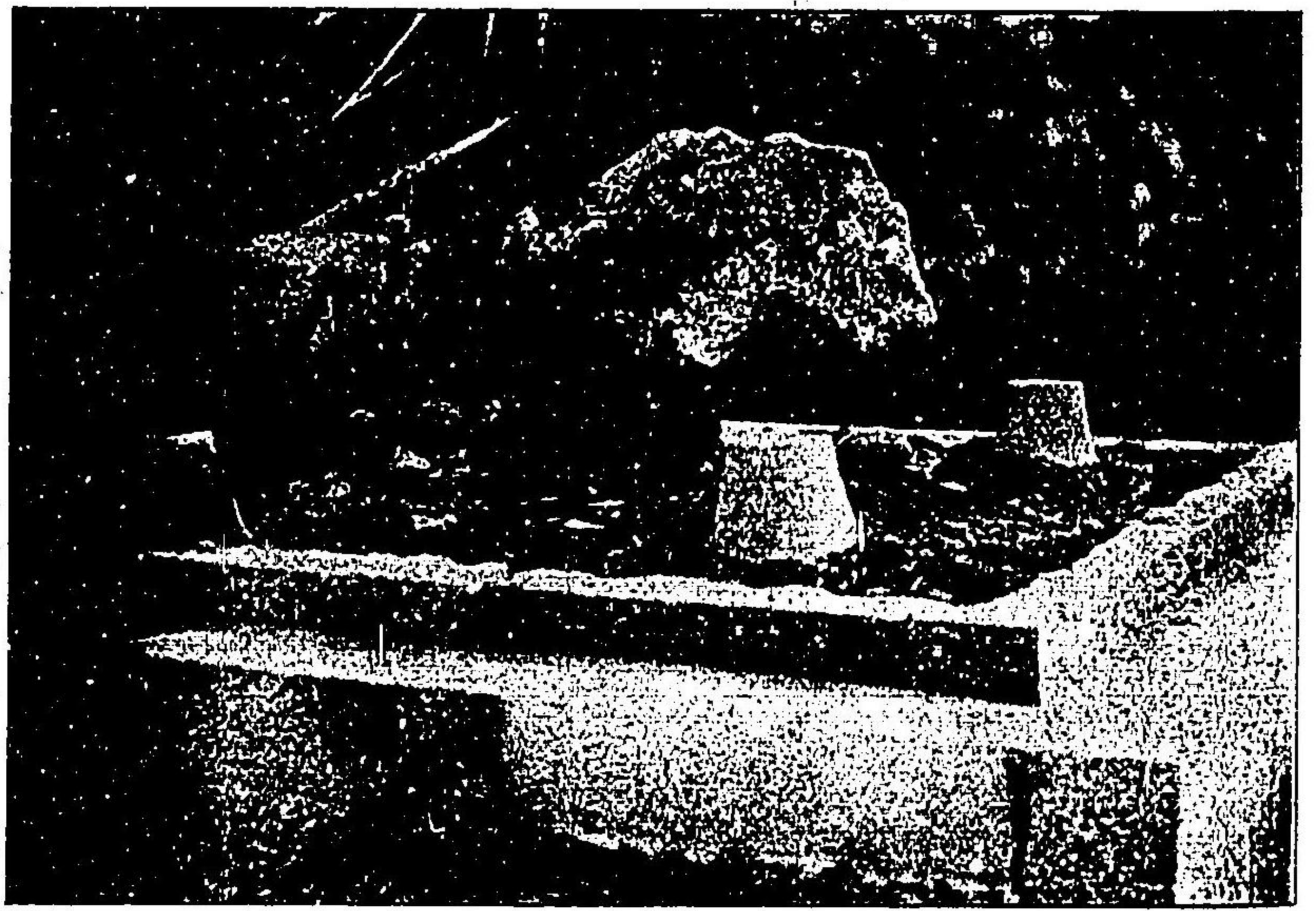
明治九年	二	二	三
明治十年	一六五	二二	一八七
明治十三年	七	二五	二二
明治十七年	五三一	二四五	七七六
明治廿七年	七五	三九一	一一六六
計			

軍馬補充部大山支部

軍馬補充部大山支部は西伯郡庄内村にあり明治三十二年中兵庫縣加東郡青野原に在りし軍馬補充部青野支部を現在の土地に移轉改稱したるなり尋て明治三十四年同支部赤碕派出所を東伯郡成寶村に置き翌三十五年又同支部旭川派出所を岡山縣眞庭郡八束村に設けたり而して同支部所用の面積は本部二千八百七町餘歩赤碕派出所九百六十六町歩餘旭川派出所二千九百四十四町歩餘にして合計七千七百四十四町歩餘なり現在繋畜馬匹數は五百五十頭にして本部に百六頭赤碕派出所に百二十一頭旭川派出所に六十六頭なりとす



軍馬補充部大山支所



馬石

第三 社寺宗教

管下に於ける社寺は舊藩政の時に在りては寺社役所を置き之を司れり往時は因伯兩州共に天台真言兩宗の隆盛を極め名山靈地多く兩宗の占領に歸せり其の後眞宗曹洞宗の兩者最も人民の歸依を引ける者の如く又徳川氏の西教嚴禁令出つる迄は鳥取附近にも洋教徒存在せしか如し醫師森元交の如き洋人接近の故に逮捕せられし事實あり神社に付きては明治元年彼の本地垂迹説に由り混淆せられたる神佛を分割し同四年官社以下縣鄉村社の等差を定めたり爾後多少の異動ありと雖此の調査は以て現在に於ける社格の基礎をなせり又同十二年神社寺院其の他の明細帳を製作せり

今社寺佛道及宗教所等の數を掲ぐれば別格官幣社一國幣社二官祭招魂社一縣社七郷社五十六村社七百三無格社八百四十九合計神社總數千六百十七にして天台三十九真言淨土各四十臨濟十四黃檗入眞宗四十二日蓮三十

七時宗三合計寺院總數四百二十にて外に境外佛堂百五十九あり猶神道説教所九十九佛教説教所六十六耶蘇教會堂十あり之れを明治七年の調査に比すれば社に於て百二十八寺に於て二十三を減少したり

第五章 勸業

第一 商業及工業

縣立物産陳列所

創立は明治二十五年十一月二日にして鳥取市東町にあり縣内外の物産を蒐集陳列し又委託販賣を取扱ひ傍ら實業に關する圖書を縦覽せしむリース手工業

本縣市街地に於ける中層社會家事經濟の狀況は其の婦女子に適當なる技藝を授くるの必要あるを認め先つリース手工業を奨励せむことを期し明治三十九年八月實業者をして之れか傳習所を米子町に開設せしむ目下傳習生三十餘名にして尙ほ志望者陸續増加の模様あり其の成績頗

る良好なるを以て漸次鳥取市其他適當の場所にも之を開設せしめむことを奨励しつつあり

羽一二重

主要産地は東伯氣高の二郡にして其の生産額一箇年約四萬圓餘原料は縣下の生産を以て餘あり販路は内國向一分外國向九分の割合にて福井市を経て佛國に輸出するもの最も多し生産の景況は時に浮沈なきにあらざるも概して進歩の傾向あり殊に戦後經營の事業として漸く振興の形勢を呈し前途有望の業に屬す

飛白

木綿飛白の産地は西伯郡及東伯郡とす西伯郡に産するものを濱の目飛白と云ひ東伯郡に産するものを倉吉飛白と云ふ濱の目飛白は出雲及美作地方に輸出す倉吉飛白は花鳥山水等の模様飛白を特長とせり染色寸尺は正確にして耐久堅牢なり一箇年産額は三萬五千七百餘反價額四萬六千四百七十五圓に達す

清酒

醸造高は縣下を通して約四萬五百七十餘石にして其の主産地は東伯及西伯の二郡とす而して各郡市に酒造組合を設け營業上の弊害を矯正し信用を保持すると共に其の事業として毎年一回清酒品評會を開き製品の優劣を明らかにし又時に麴品評會若は醸造研究所を設け又は技師を召聘して營業者に技術の指導を爲さしむる等幾多の方法を以て銳意斯業の改良發達を圖り且つ粗製濫賣の弊害を矯正せるを以て近來大に製品の品質善良となり隨て需用増加し漸次隆盛に趨きつつあり

稻扱

同品の主産地は東伯郡倉吉町にして古來其の名聲甚だ高く需用頗る多くして本縣産物中屈指の物産に屬す晚近農事の發達に伴ひ其の販路益々擴張し殆んど全國に及び更に韓國に輸出するに至る原料は洋鐵にして總て大坂より購入す同品の生産數量は縣下を通して一箇年約二萬四千餘挺にして其の價額は壹萬四千餘圓に達す其の販賣方法は各地方の

仲買商に對し卸賣を爲すを通例とし尙同製造者は毎年一度春季に於て各地方へ巡回し曩きに賣捌きたる同品の修繕を行ひ兼て競争品の有無優劣及需用の増減を調査するを例とす

砂鐵

鐵は本縣日野郡の特産たり製鐵種類は鋼、鑄及銑にして銑鐵の一部は鑄鐵として需用せられ其の多數は更に庵丁煉鐵にて製煉せらるる其の品質佳良なるものは軍用となり又造船機の用に供せらるるものあり只た近年洋鐵の爲に一部の販路を奪はれたるやの憾ありと雖も益々改良を企圖しつつあり其の一箇年の産額は殆んど二拾萬圓に達す

紙

紙は本縣の重要物産にして氣高郡及八頭郡を以て主産地とす其の製造する所の種類は美濃紙、半紙、半切紙、厚階田、薄階田、コッピ紙等にして其の産額一箇年貳拾萬圓に達す近頃重要物産同業組合法により組合を組織し改良を圖らむとするの氣運に向ひたるを以て目下教師を聘し専ら之

か改良を奨励せしめむとしつつあり

韓國貿易

明治三十三年九月西伯那境町に境貿易株式會社を創立せしめ同年度より縣費を以て其の事業を補助し専ら韓國に向て縣下物産の輸出を奨励しつつあり縣下産物の該地に輸出するもの木材、石材、綿、陶器、雜貨等にして該地より輸入するものは穀類肥料なり而して一箇年の輸出價額貳萬八百五拾貳圓餘輸入金額四萬八百拾六圓餘なり

木材同業組合

木材は縣下重要物産の一に屬す其の主産地たる八頭郡に於ては明治三十八年木材同業組合を設置し製材の粗製濫造若は濫賣を矯正すると共に新式鋸器械の使用又は舟筏路の開鑿等に依り製材の改良價額の低廉を圖り本縣著名物産たるの名聲を益々發揚せむことに努めつつあり其の結果神戸地方に於て大に弊價を高めたるを以て將來一層製材検査の規定を勵行し製品をして完全ならしめむことを期しつつあり

産業組合

明治三十三年産業組合法施行以來同組合を設立したる數二十三箇にして内信用組合十六、購買組合三、販賣組合四なり而して其の成績未だ顯著なるものあらずと雖組合當事者も稍實際の經驗を得たるの結果漸次組合の性質効用等を了解するに至り事業の遂行其の宜しきを得て當初の目的を達せむとするもの漸く多きを加ふるに至り尙ほ進んで大に事業の擴張を圖らむとするものあるの氣運に達せり

度量衡

明治二十六年度量衡法の施行以前に在りては單に管内の需用に應ずるの目的を以て僅に二名の製作免許を受けたるものありしか明治三十二年に於て定期檢定を行ふに際し舊器の使用禁止と共に益々其需用の度を高め同年度より漸次之か製作及販賣營業者を増加し現今二十四名の營業者を出せり

而して器物の製作免許者は鳥取市に三名伯耆國西伯郡に一名何れも之

か製作品の供給は獨り管内に止まらず漸次管外に需用せらるるに至り鳥取市の製作品は重に因幡以東兵庫縣下但馬地方に輸出し西伯郡米子町の製作品は伯耆以西即ち島根縣下を最とし山口廣島九州の畿部及岡山縣下に輸出し殊に鳥取製の量器木製枡は近來但馬地方に於て臨檢上大に其の成績の好果を得て頗る需用を増しつつあるの好況を呈せり

第二 農事

普通農事

農は本縣主要の生産業にして農業者戸數五萬二千餘即ち縣下現住者總戸數に對し六割五分を占め耕地面積は四萬六千餘町步地味概ね肥沃にして其の七割は水田なるを以て農業の常態は田耕經營を主と爲す故に農業者の租別は自然田耕狀態に依りて區分せらるるところとなり現在小作農業を營む者農家總戸數に對し四割一分を占め自作兼小作之に亞き自作農家最も小數に居れり而して農家一戸に對する耕地平均面積八

段九畝步に當り自作に在りては耕地三町步以上の耕作者多きに居るも小作に在りては三段步以下の借地によりて自營する者尠しとせず小作料は收穫期に於て玄米受授を以て之を爲し田一段步に對し玄米一石八斗加一段步に對し同七斗乃至一石四斗とす然れども田耕の利益は概ね薄きを以て小作者の大部分は兼業又は副業に依りて自營の補足を計れり副業の主なるものは蠶業畜産にして此の他土地の狀況に應じ労働商店漁獵製造等一樣ならず耕種の業は夙に諸般の獎勵施設に由りて漸次改良の効を奏し農作物輸載の狀態各地概ね整一に趣き年を逐ふて耕地の利用を進むるもの著しきも尙改良進歩を計るの餘地頗る多し

農業團體

系統的農會の組織は明治二十五年を以て成立を告げ爾後農會令の下に全部繼續せるもの町村農會百八十四郡市農會七縣農會一なり縣農會に對しては特に樞要の事業を指定し之か遂行條件の下に縣費補助を交付して活動に資し縣農會は又郡市農會に指定條件を附して其の施設事業

を扶翼し町村農會の事業又之れに準ず斯の如く階級的振興機關の施設方針を一貫して農業諸般の改善に盡したる結果之れか活動の實績顯著なるものは稻麥撰種法、稻定規植、綠肥栽培等の普及、農作物病虫害驅除豫防の勵行及農産物品評共進會、農事講習講習の實行等にして地廻米の改良に就きても各農會は大に力を致し之れか督勵の事業を特設し年を逐ふて好績を顯はせり又農業團體の一種として本縣立農學校修業者及縣郡若は農會特定の施設に係る農事講習會の修了者を以て組織せる農友會なるものあり常に農會の後援となりて地方農事の進運を幫助す又頃者東伯郡に於て各地主の協同に頼りて地主會の組織を挙げたり同會は専ら小作獎勵機關として小作米の調製俵裝等に就き改善を獎勵す産米改良上効益尠からざるか如し

米

米は主要農産物にして平年收穫高五十五萬石縣外輸出高十二萬石に達し其の豊凶は直接經濟界の消長に關す故に従來産米改良に力を盡せし

こと極めて多し而して現今は地廻米取締規則實施の下に専ら米製俵裝の改良を督勵し一面因伯米輸出同業組合の施設事業に據りて因伯米の品位上進を計りたるを以て神阪の市場に於ける聲價漸次有望の域に進みつつあり

因伯米輸出同業組合

重要物産同業組合法に因り因伯米の改善發達を期する目的を以て縣下を一區域となし米の輸出を爲す地主米商米仲買同運送業者を以て因伯米輸出同業組合を組織し同組合の施設事業をして縣下樞要の地二十六箇所に輸出米検査所を設置し縣外輸出米に對して米製俵裝上一定の規格に據りて検査を嚴行す其の成績極めて良好なり

農事試驗場

縣立農事試驗場は明治卅五年度岩美郡美保村に設置す耕地三町二段歩を以て事業の經營に充て主として地方農業經濟の發達を誘掖すべき方策の下に生産増殖の標準を研鑽普及するを以て目的となす隨て事業の綱

領は高尙の試験を避けて具體的應用を専らとす則ち現今施行に屬する試験項目は重要農産物八種特用及普通農産物七種副業農産物二種其他模範耕藝三種にして之れが試験區數は年を逐ふて縮少を圖り明治卅六年度に於ける八百廿一區に對し現今三百三十六區に減却し餘力を以て地方農業の進歩を扶翼し明治四十年度に於ては更に一步を進めて縣下樞要の地十四箇所を選定して重要農作物副業農作物の栽培に關する地方委託試験を施行す且同場栽培の種苗の配付農事講話實地指導印刷物配布等に依りて専ら試験成績の運用を計りつつあり又地方に於ける短期講習會の隆盛に越くと共に同場職員に是れが講師の任に當る場合爾々繁劇を加へ創業以來講習會六十九箇所に對し講習證書を附與したる數三千二百名に達し農業思想の普及に利益を與へたること頗る多し

耕地整理

本縣耕地整理の濫觴は明治二十一年にして以來獎勵誘導の效果空からず現今其の整理完了面積は三百七十四町歩にして尙施行中に屬するもの

百三十二町歩を有せり而して從來耕地整理施行の狀況は極めて良好の成績を擧ぐるを得たるも其の實行の遅々として普及俄かに期し難きを以て明治三十八年普く縣下の耕地に對して整理豫定面積の調査を遂行し尙一面に於ては耕地整理専門技術員を養成し將來の計畫に資せり本縣々農會に於ても企業の普及を容易ならしむるの目的を以て郡農會技術員を招集し更に斯業の短期講習會を開催して大に盡すところあり而して縣下耕地整理豫定面積約八千二百町歩に對しては明治四十年年度より縣費繼續事業として整理施行の順序方法を確定し既に企業初年度に屬する當該事業に對しては現今其の設備を努めつゝあり

稻作害虫驅除豫防

害虫の主なるものは二化性螟虫及浮塵子にして病害の主なるは稻熱病なり故に害虫驅除豫防法の規定に基き夙に驅除豫防の實行に力を竭し尙明治三十七年度以來縣郡市町村を通して各害虫驅除豫防委員を設置し稻作期中當該委員を部署して充分の注意を加へ荷も發生又は發生の

虞あるときは當業者を激勵して驅除豫防の實行に努むるを以て近年著しき被害あるを見ず

肥料

本縣肥料營業者は明治三十九年末現在三百十六名にして内製造販賣者百二十三、輸入販賣者五、販賣者百八十八にして三十八年中農家需用肥料の總額三十九萬八千餘圓に達す而して製造肥料の大部分は菜種油粕にして少數の骨粉及配分肥料を製造す其の額僅かに三萬千餘圓輸入肥料は韓國より砂干鰹及油粕類を輸入し其の額二千餘圓其の他の管外移入肥料は三十六萬二千餘圓の多額に昇る其供給地は北海道兵庫大阪島根東京福井山口の一道二府四縣にして主たる肥料は北海道産の鰹粕類なりしか近年に至り大豆粕各種人造肥料の需用額増加し鰹粕類は漸次其の量を減し之に代ふるに大豆粕及人造肥料を適宜施用するに至り漸次増加の傾向あるもの如し

左に三十八年輸入、製造、販賣の各肥料需用數量價額を示せば次の如し

區別	肥料の種類	數量	價額
輸入	朝鮮砂干鰹	六、五八二	二、三七〇
同	同油粕	一四、五六七	三、二八八
同	植物質肥料	一〇三、四七二	一八、五五〇
同	各種人造肥料	四六、一九〇	一一、六九〇
同	動物質肥料	一、六七〇	六六九
同	各種魚肥	五六八	一六三
販賣	北海道鰹粕類	二九七、五四六	一三七、二二八
同	各種人造肥料	三二四、六二一	七九、六五八
同	大豆粕	三九九、二三二	九八、三三三
同	各種魚肥	八二、八六九	二二、四四八
同	植物質肥料	一〇五、五三一	二二、四七七
同	動物質肥料	一、六八七	五四一
合計		一、三八四、五三五	三九八、四二五

第三 蠶絲

本縣蠶絲の事業は明治維新以來誘導改善に勉めたる結果長足の進歩を爲

し縣外輸出品中米に次ぎ主要の地位を占むるに至れり即ち明治十年に於ける繭生産額は僅かに八百九十石生絲生産額は五百三十五貫なりしも明治二十年に至りては繭に於て六千四百二十六石生絲に於て二千八百八十八貫明治三十年に至りては繭に於て一萬六千六百七十五石生絲に於て一萬一千二百五十九貫に増加を示し一昨三十八年は實に繭に於て三萬五百十二石生絲に於て一萬九千三百八十五貫に達せり昨三十九年度に於ける斯業に關し縣外より收得せる金額を概算するときは約一百五十萬圓を下らざるか如し然とも從來の桑園を改善し且蠶種の選擇蠶兒飼育法の改良産繭の一定蠶病の豫防等將來に於て猶發展すへき餘地鮮なしとせず現今施行しつつある事項につき其の状況を概記すれば左の如し

原蠶種製造及蠶種

本縣蠶業の大體は既記の如く長足の進歩を爲したりと雖其の産繭に在りては品種の雜駁を免れさりしを以て明治二十五年當時の蠶絲業組合は其の規約に依り飼育すへき種類の一定を期し青熟、小石丸、又昔の

三種とし同二十九年に至り伯陽の一種を加へ四種と爲し他の種類は之を飼育せざることをせり従て品種整定せるか如きも之れか實狀を查覈するときには單に名稱を同ふするに過ぎずして繭質に至りては尙雜駁を免れさりしか東伯蠶絲同業組合は明治三十二年因幡蠶絲同業組合は同三十三年より蠶種製造用の種繭審査會を開き以て原種を一定せむことを期したるか爲め該組合産出の繭は稍々其實を挙げむとせり然れども之れ一部組合の事業に過ぎずして縣下を通して施行するにあらざれば事業上の不利大なるを以て之を縣事業として施行するの必要を認め明治三十六年度に於ては縣立原蠶種製造所を設け(目下縣廳構内に本所を置く)縣下蠶種製造者の生産に係る種繭を提出せしめ審査の上良繭と査定せるものを購入して之を原料と爲し原蠶種を製造し各蠶種製造者に無償を以て配付し其複製種を以て一般養蠶家に販賣せしむることとし一面に於ては各蠶絲同業組合の定款に蠶種製造者たるものは必ず前記の原蠶種にあらざれば各自か製造する蠶種の原料に供用するを得ざる

の規程を挿入せしめたるが爲大に其の効果を現はし現今に在りては縣下に於ける一化性産繭全部は改良を加へたる又昔の一種に整定したり明治三十九年度に於ては更に其の組織を改め同時に規定を改正し従來蠶種製造者の請求に對しては悉く原蠶種を配付したりしも本人の提出種繭精良にして審査に合格したるときは種繭合格證明書を附與し本人に還附して原蠶種を製造せしめ審査に不合格となりしもの及種繭を審査會に提出せざりしものに對してのみ無償を以て請求の原蠶種を配付することとせり斯くの如く改正を爲したるは既往に於ける施行上の實績に依り原蠶種の總てを本所に於て製造せさるも種繭審査に依り悉く原蠶種となるべきものの原料を査定するか故に本事業の目的たる品種の統一と品質の改良を計る上に於て毫も影響する所なきのみならず事業の一進歩たるを認めたるによる縣内蠶種品位の改善せられ縣外の需用盛なる爲製造數量に於て著大なる増額を現はし本法實施の初年即ち一昨三十八年度に於ては各化性を通し原種に在りては九十二萬五千九

百二十八蛾製絲用種に在りては三萬四十八枚なりしも昨三十九年度に至りては原種に於て百六十三萬二千五百四十八蛾製絲用種に於て三萬四千五百六十四枚を示すに至れり

蠶病豫防

明治三十八年四月蠶病豫防法の實施せらるや蠶病豫防事務所を縣廳構内に支所を東伯郡倉吉町西伯郡米子町及日野黒坂村の三箇所に設け蠶病の検査消毒驅除及蠶蛆驅除に努めたり又自家用蠶種に對しては明治三十九年五月之か取締規則を發布し其事務も亦本所之を掌管することとせり

蠶糸同業組合

蠶糸同業組合は因幡國各郡市を組合區域とせるものを因幡蠶絲同業組合と稱し明治三十一年の創立に係り事務所を鳥取市に置き東伯郡を組合區域とせるものを東伯蠶絲同業組合と稱し明治三十一年の創立にして事務所を東伯郡倉吉町に、西伯郡を組合區域とせるものを西伯蠶糸

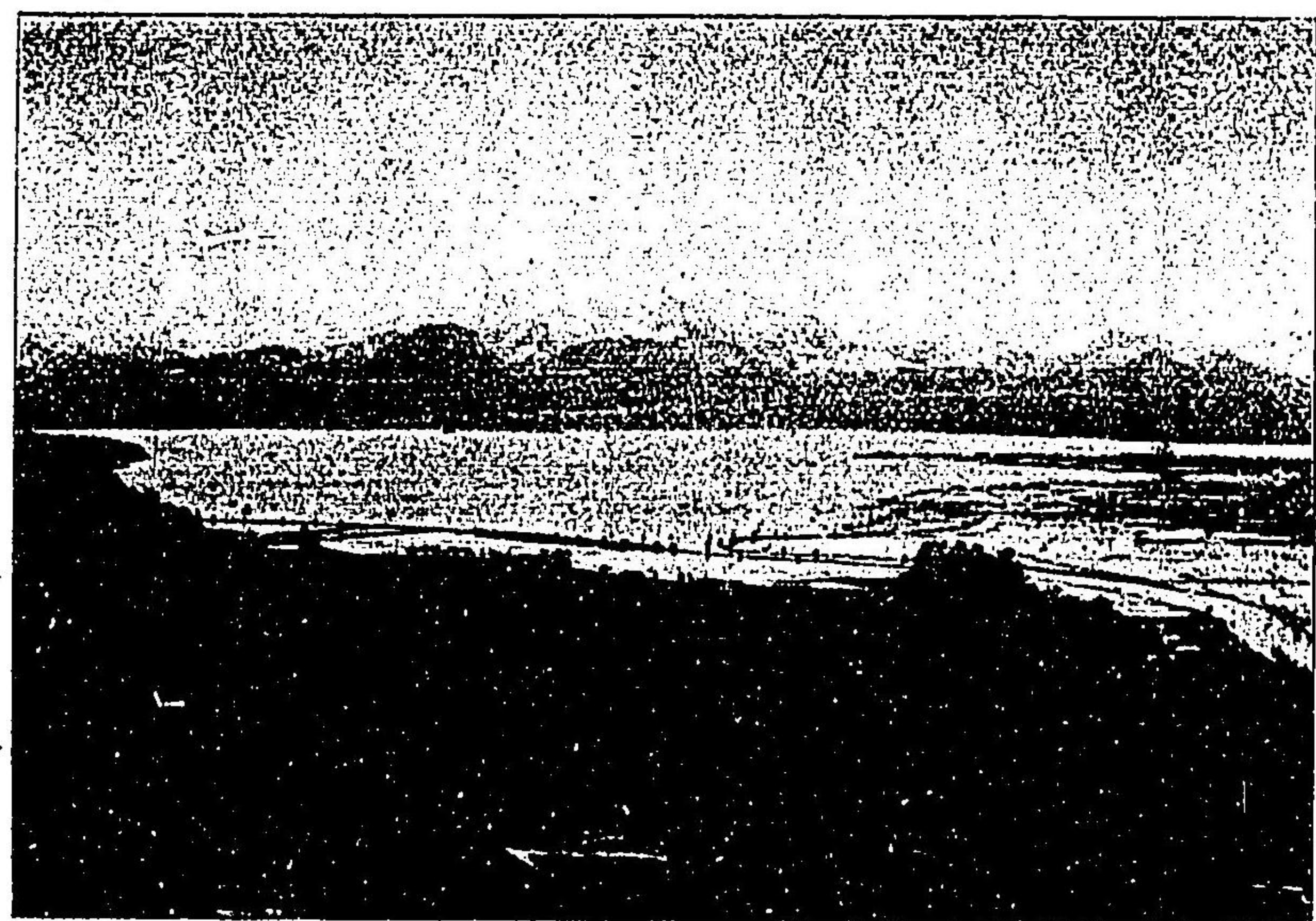
同業組合と稱し明治三十二年の創立にして事務所を西伯郡米子町に、日野郡を組合區域とせるものを日野蠶糸同業組合と稱し明治三十二年の創立にして事務所を日野郡二部村に設置す各組合を通して組合員の營業種目は蠶糸、繭、生糸商、同蠶種製造業、同販賣業、製絲業、養蠶業にして以上の四組合を以て更に蠶絲同業組合聯合會を明治三十三年鳥取市に設置せり而して各組合の事業は聯合會を除く組合内蠶絲業上に關する弊害を矯正し事業の改良發達を計るを目的とし其定款を以て施行事項を定め漸次之を實行しつつあり而して縣費補助に對し命令を以て年々繼續施行せしめつつある事項は技術者を常設し事業の指導者たらしむること、蠶蛆驅除豫防及其他の蠶病消毒を勵行すること、摸範的稚蠶共同飼育所の設置等なりとす

生絲

本縣生絲の産額は明治十九年に在りては千七百五十四貫同二十九年には九千四百二十四貫なりしか一昨三十八年に至りては一萬九千三百八



山陰製絲合名會社



東郷池

十五貫價格百拾萬九千九百七拾六圓の巨額を示すに至れり即ち既往二十箇年間に十一倍の増加なりとす而して器械製生絲一萬二千五百五十四貫は横濱を經由して其の最多數は米國に少數は佛國に輸出せられ又座繰生絲及玉絲合計六千八百三十一貫は京都を主とし内國の需用に供せらる器械生絲製産の主なるは東伯郡倉吉町西伯郡米子町及鳥取市とし猶十人以上の職工を有する工場と座繰工場とは鳥取市其の外各郡に散在す而して器械工場は二十七個所釜數千四百九十七釜職工千四百九十四人にして原動力は蒸氣力十四個所水力十二個所人力一個所繰湯は蒸氣二十個所火力七個所あり此の外足踏器械工場八個所釜數百三十二釜職工百四十二人座繰工場十九個所釜數二百七十釜職工二百八十八人又十人以下の職工を有する座繰工場二千三百五十六戸あり

本縣生絲横濱市場に於て常に頭角を現はし名聲を博しつつある所以のものは一面に於ては當事者勇進勵精の結果なりと雖抑も之れか原料たる繭質の改善及品種の一定に原因せずむはあらず而して今後小製絲場

の合同成り尙共同場返場を設備するか如き氣運を示しつつあれば將來本業の發達蓋し一層顯著なるものあらむ

第四 畜産

牛馬

縣下に於ける牛馬の蕃殖は農家の副業中最も主要なるものの一にして之れか消長は農家經濟に關すること頗る大なり明治三十九年の調査に依るときは牛三萬七千六十二頭馬三千二百二十五頭にして農家十戸に對し平均七頭六分餘に當る又牛馬一頭に對して耕作地一町一段二畝餘となるも蕃殖用は牝牛馬多くして耕作専用牛馬の不足を告ぐる故に耕作の期節に際し蕃殖の爲使役することを得ざる場合は鞍下牛と稱して之を降縣より借入れ補充するの狀態に在り

明治三十九年の調査に依るときは牛馬の生産數を九千五百六十頭牛九千一百七十五頭馬三百八十五頭此の價格二十九萬九千四百餘圓にして

世運の進歩と共に需用漸次増加し生産を以て需用を充たすに足らざるの狀況なるか故に價格は逐年昂騰し明治二十年の交牝一頭僅かに八圓内外のもの昨今に至り三十圓以上の高價を示すに至る而して明治三十七年以來縣立種畜場を創設し海外より優良なる種牝牛を購入して民有牝牛に種附を行ひ又明治三十八年以來種牝馬の糶場を設けて舊慣の賣買法を改め販路の擴張を圖りたる等各種の方面より獎勵の結果斯業界は非年ならずして長足の進歩を見るに至るへし

牛馬頭數

年次	内種		外種		合計	
	牝	計	牝	計	牝	計
明治三十六年	三,四〇〇	三,四〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	一一,四〇〇	一一,四〇〇
明治三十七年	三,〇〇〇	三,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	一二,〇〇〇	一二,〇〇〇
明治三十八年	八,〇〇〇	八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇
平均	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二六,〇〇〇	二六,〇〇〇

馬

年次	事項		計	事項		計	事項		計
	牝	牡		牝	牡		牝	牡	
明治三十六年	2,155	1,255	3,410	1,050	1,050	2,100	1,310	3,410	
明治三十七年	2,255	1,255	3,510	1,050	1,050	2,100	1,410	3,510	
明治三十八年	2,255	1,255	3,510	1,050	1,050	2,100	1,410	3,510	
平均	2,183	1,253	3,436	1,050	1,050	2,100	1,336	3,436	

牛馬生産頭數

年次	馬	牛	合計
明治三十六年	3,410	1,255	4,665
明治三十七年	3,510	1,255	4,765
明治三十八年	3,510	1,255	4,765
平均	3,436	1,253	4,689

牛乳表

表中*印ハ山羊ニ屬スルモノ

年次	事項	乳用牛頭數		搾乳高	價額
		内種	外種		
明治三十七年		1,150	1,150	1,150	1,150
明治三十八年		1,150	1,150	1,150	1,150
平均		1,150	1,150	1,150	1,150
明治三十五年	*	1,150	1,150	1,150	1,150
明治三十六年	*	1,150	1,150	1,150	1,150
明治三十七年	*	1,150	1,150	1,150	1,150

種牡牛

種牡牛は種牡牛取締規則(縣令)に依り資格標準を定め之に合格したるものにあらざれば種附をなさしめ且毎頭種附牝牛數を指定して亂交尾を防止せり故に種牡牛を逐年改良せられ不良なる内國種は殆んど見る

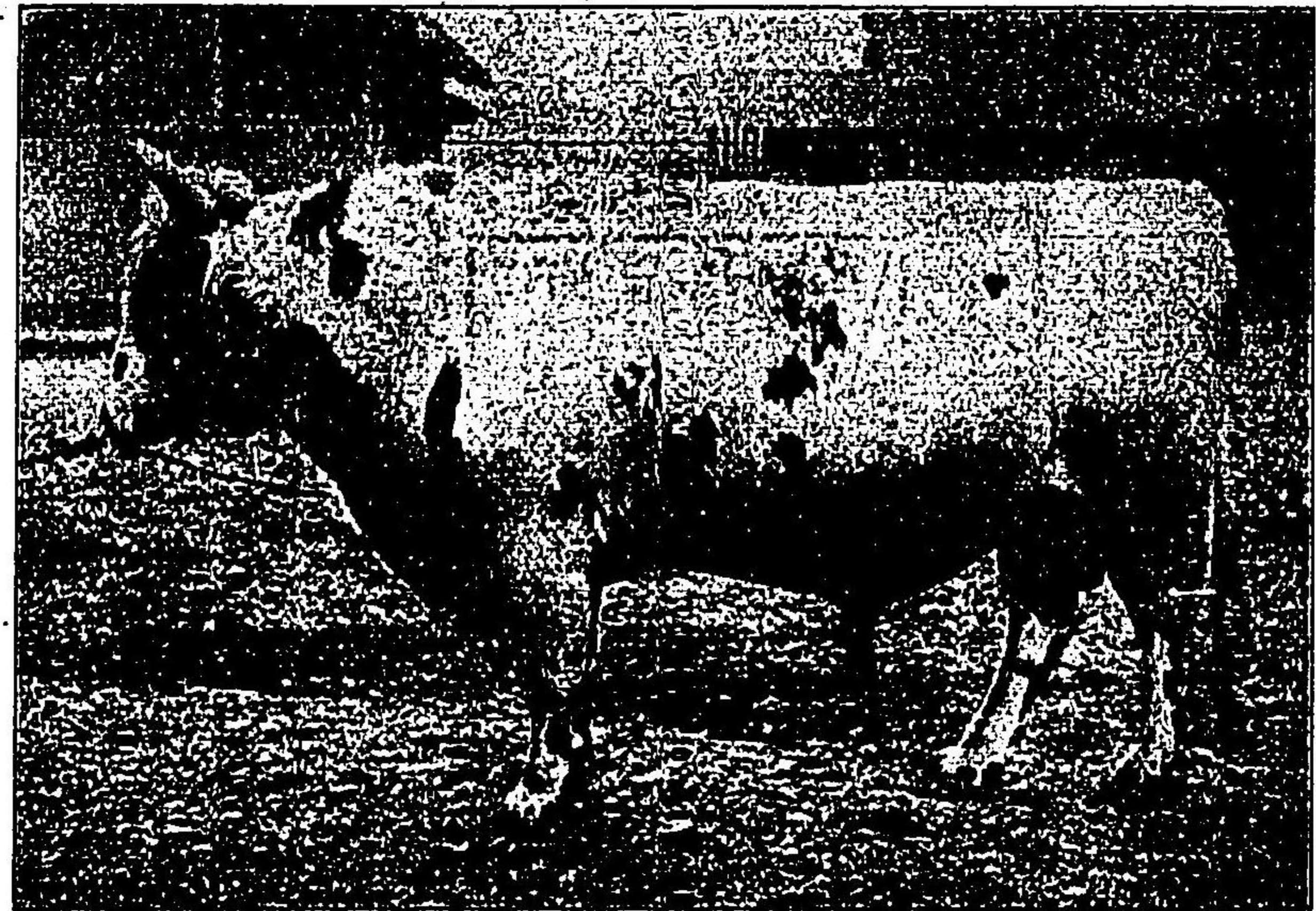
を得ず概ね雑種となり優良なる體格を具へたるもの増加するに至り轉近著しき増減なく明治三十九年の種牝牛數は三百二十二頭とす

種牝馬

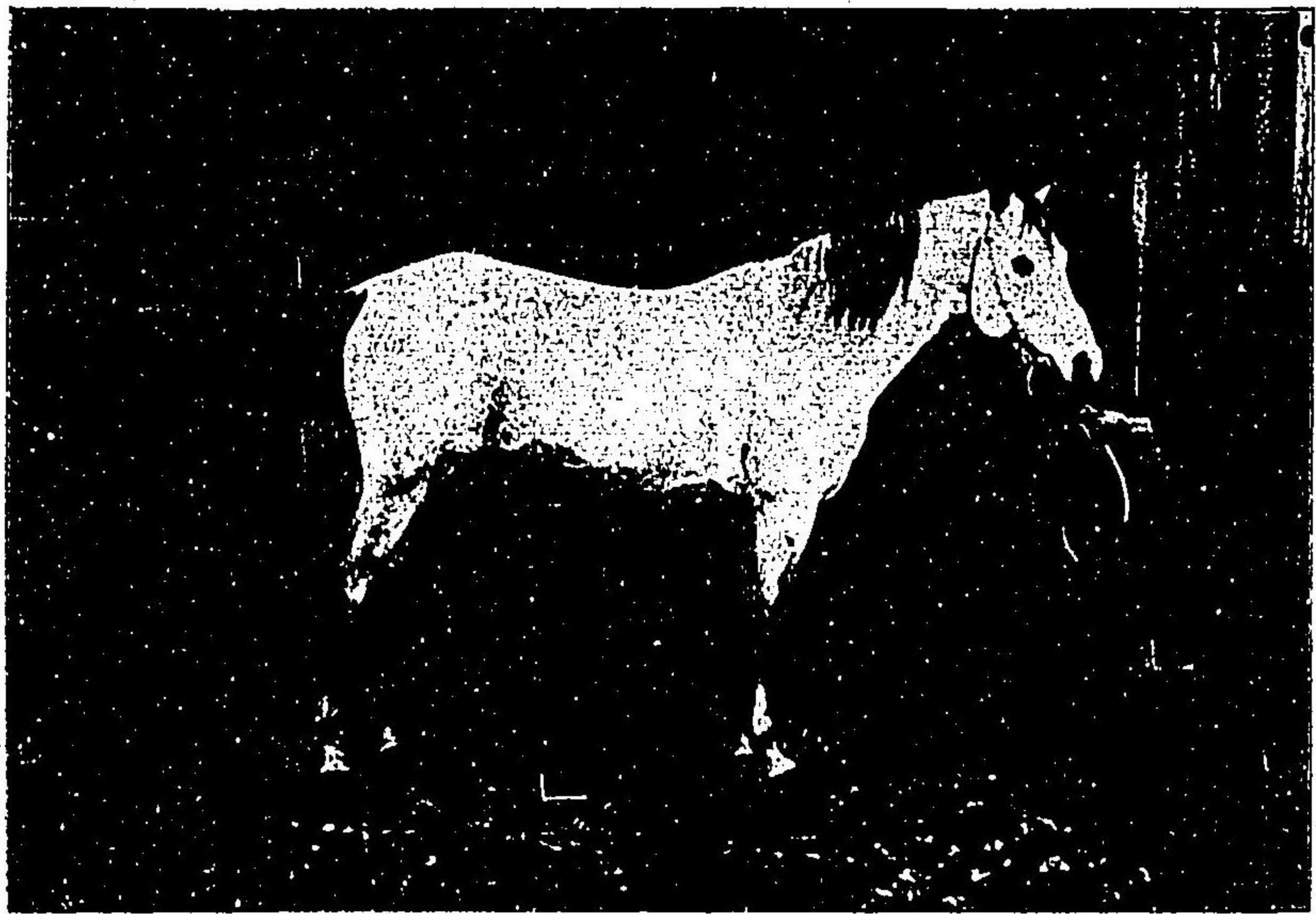
種牝馬は種牝馬検査法に依り検査を勵行せるか故に漸次其の改良を加へ今や全く雜種のみにして更に内國種なく斯業の進歩と共に優良のもの増加し明治三十九年の合格頭數は十一頭を出たすに至れり

縣立種畜場

明治三十六年十一月種畜の蕃殖民有牝牛の種附を専らとし傍ら酪業の試験及牧草の試作並講習講話等を行ひ斯業の模範を示さん爲本場を創立し次て明治三十七年八月因幡分場を設置し交尾期に至れば縣下各所に臨時種附支所を設け民有牝牛に種附せしに當事者は争ふて之を希望し在來種牛は漸次改良せられ講習講話を開設するもの亦續出し爲に大に畜産思想普及し斯業發展の基礎となれり今同場の位置種牛及事業の概況を舉ぐれば左の如し



(牛種畜場) 號 スロク、ンドルゴ



(馬愛軍特ルセッタス) 號 番

位置

本場 東伯郡社村大字大谷村(同郡倉吉町ヨリ約一里)
因幡分場 縣立農事試験場構内(縣廳を距る八丁)
種牛(四十年三月現在)

一種牡牛六頭

短角種	一頭
濠洲短角種	二頭
ブラウン、スキッス種	一頭
エーヤンシャー種	二頭

一番殖用牝牛二頭

短角種	一頭
ブラウン、スキッス種	一頭
ブラウン、スキッス種	一頭

一牡犢一頭

計 九頭

備考以上の外試験用として購入したる雜種二頭あり
民有牝牛種附及産犢表

年 度	種 類	頭 数	種 別	産 價	備 考
明治三十七年	短角種 エーヤシヤ種	二一	六頭	三九頭	産價の比率は種別数に對し五分八厘強さす
明治三十八年	短角種 エーヤシヤ種 ブラウシ、スワッス種	一三一	一七頭	一〇三	同上比率五分八厘強さす
明治三十九年	短角種 エーヤシヤ種 ブラウシ、スワッス種	一一三	三三頭	未詳	明治四十年に至らざれば産出せざるに付産價は未定さす

産牛馬組合

産牛馬組合法に依り組織したる同組合六箇あり從來組合経費は概ね組合員飼養の牛馬頭數に賦課徴收したるも徴收困難にして事業振はさりしか憤駒賣買取締規則の發布により糶場にて賣買者は評價したるものに對し手數料の徴收を許し組合経費に充てしむることとなしたるを以て組合財政の基礎確立し事業は益々活動せんとするの氣運に向ひ目下各組合とも主として左の事業に就き施設經營せり而して各産牛馬組合の氣脈を通し業務上の方針を畫一ならしめん爲め産牛馬組合法に依り明治三十九年産牛馬組合聯合會を組織するに至れり

- 一、牛馬品評會開設
- 二、憤駒糶場開設
- 三、優等牛馬及種牡牛馬の獎勵補助
- 四、種牡牛馬取締の督勵
- 五、牧場開設獎勵
- 六、野草の改良及牧草の栽培獎勵
- 七、講習講話會開設
- 八、牛馬市場の開設獎勵

憤駒糶場

從來牛馬賣買の惡弊多く生産者の不利益を受くること甚たしきを以て明治三十八年縣令を以て憤駒賣買取締規則を發布し産牛馬組合をして縣下十六箇所に憤駒の糶場を開設せしめ産出の憤駒は總て該糶場に於て賣却し若し賣却せずして自ら育成せんとするものと他日賣却上の參考に資せん爲め評價を爲さしめたるに其の成績良好にして當業者の利

益尠なからざるのみならず多数の牝駒を一場の下に集むるの結果自然
牝駒の品評會を形成し當業者をして斯業に對する智識を喚起し改良心
を催進したること鮮少なからず
糶場位置及明治三十九年に於ける同場成績は左の如し

(一) 牝駒糶場位置

鳥取市東品治村 岩美郡岩井村大字岩井宿 八頭郡船岡村大字船岡村 八頭郡若櫻村大字若櫻宿 八頭郡智頭村大字智頭宿 氣高郡豊實村大字野坂村	氣高郡正條村大字濱村 東伯郡竹田村大字今泉村 東伯郡社村大字大谷村 東伯郡赤碓町 西伯郡御來屋町 西伯郡米子町大字勝田町	西伯郡法勝寺村大字法勝寺宿 日野郡濤口村大字濤口宿 日野郡根雨村大字根雨宿 日野郡宮内村大字三笠村
--	---	--

(二) 明治三十九年牝駒糶場實績表

糶場數	牝駒	入場頭數	賣評買價	頭數	賣評買價	額
-----	----	------	------	----	------	---

計	一六	九、四〇五	二、八七九	八八、三二五・三三		
	駒	三九七	六、五二六	一九〇、四二八・四八五		
	牝	九、八〇二	一〇五	三、七二〇・〇〇〇		
			二九二	一〇、二七八・九〇〇		
			九、八〇二	二九二、七五二・七〇八		

牛馬市場

當業者の自宅に於て賣買するは弊害多きを以て市場に於ける賣買を奨
勵せむとするの趣旨に基き牛馬市取締規則(縣令)により許可したる市場
は左記の通りにして其の取引數漸次増加し當業者自宅賣買は漸く減少
せむとするの狀況なりとす

牛馬市場位置

鳥取市東品治村 岩美郡岩井村大字岩井宿 八頭郡用瀬村大字用瀬宿 八頭郡船岡村大字船岡村	東伯郡上灘村大字圓谷村 東伯郡竹田村大字久原村 西伯郡大山村大字大山村 西伯郡長田村大字東上村	西伯郡淀江村大字西原村 西伯郡御來屋町 日野郡黒坂村大字黒坂宿 日野郡印賀村大字寶谷村
--	--	--

八頭郡若槻村大字若槻宿
東伯郡赤碓町
東伯郡社村大字大谷村

西伯郡法勝寺村大字法勝寺宿
西伯郡手間村大字天菟宿
西伯郡米子町大字勝田町

日野郡宮内村大字三登村
日野郡根雨村大字根雨宿
日野郡瀧口村大字瀧口宿

大山牛馬市場

大山牛馬市場は寶曆年間の創設にして爾後毎年春秋二季大山神社の祭日を機として之を開くを恒例と爲し連綿今日に涉りて年次旺盛を呈し毎回本縣産牛馬の該市場に上るもの極て多く加之四國九州其の他近府縣より營業者群集して賣買交換頗る活潑なり明治三十八年同市場へ入場頭數馬三千五百一十四頭にして此の内其の取引を了したるもの百七十三頭馬一千一の多きに達し人畜雜沓の壯觀他に其の比類を見ず

畜牛結核病検査

明治三十四年畜牛結核病豫防法發布せられ洋種雜種及乳用牛は總て検査を行ふこととなりし爲營業者に之等畜牛を續々賣却するの傾向ありしも畢竟該法の趣旨を誤解せるに起因せるを以て畜産講習講話等種々

の方面より該法の趣旨を會得せしめたるの結果漸次洋種及雜種を歓迎するに至れり

年次	検査場所數	検査畜牛數
明治三十六年度	二十六箇所	一、一七四頭
明治三十七年度	六十九箇所	五、〇三〇
明治三十八年度	六十一箇所	二、五〇八〇

第五 漁業

漁業の狀態

縣下一市六郡中海に接するもの岩美氣高東伯西伯の四郡にして其東部は兵庫縣に接し西部は内海を包て島根縣に隣す此の沿岸四十有餘里の間漁業に従事するもの五十七町村五千七百有餘戸に及へり而して舊來本縣に於ける漁業は釣漁網漁の二種別にして其の釣漁に従事するものは沖合十數里に出漁し専ら漁業に依て生計を營むと雖網漁業に依る所

計

六九、三二七

六〇、六九五、〇〇〇

遠洋漁業

遠洋漁業獎勵の爲縣費補助により漁場の探検を促したるも明治三十六年度より同三十八年度迄は之に従事する者毎年二名にして鱒、鯛、鰯、明太魚漁業に過ぎざりしか明治三十九年度より之が補助規程を定め其漁業種類を鱒、鯛、延縄、鱒、玉筋、魚、地、曳、網を限り其の濫りに多岐の種類に涉ることを防ぎ且漁具の構造及其の設備に對し一定の率を以て補助するの方針を取り更に之を促したる結果同年度に於て七名の出漁者を出すに至れり今後尙獎勵を怠らざるに於ては益々斯業の發達を見るに至るへし

漁業取締

漁業の取締に就ては明治十八年湖川漁業取締規則を發布し明治三十六年之を改正し四つ張地、曳網、鵜川以上湖川、斧網、手繰網、打瀬網以上海面を許可漁業とし築連、翼索、網目六節以上の曳網、川干、鵜使、船張網以上湖川の漁業を禁止し鮑、鮎、鮭、鱒、石、花、菜、イ、ギ、スの採捕期を制限し其の他漁場時期

及漁法に關する禁止制限事項を定め又遊漁に對する種類を制限して漁業者を保護し以て蕃殖保護の途を講せり

水産試験場

縣立水産試験場は明治三十三年の創設に係り専ら漁撈試験に従事し舊來地方に施行せざる漁法、期節及餌料の適否を試み其の成績は之を一般當業者に報し以て斯業發達の機關と爲せり本場創立以來の試験事業及成績を掲ぐれば左の如し

試験事業	施行年度	成績之梗概
鱒延縄餌料試験	自三十三年度 至三十四年度	本試験は鱒延縄餌料不足補充の爲新餌料の發見を目的とし其の成績良好にして鰓、吹貝のノ最適當なるを發見せり
鱒巻網漁業試験	自三十四年度 至三十八年度	本試験は鱒巻網漁法の研究に在り其の成績非常に良好にして縣下全般に普及し今日に至つては殆んど鱒巻網漁業の面目を一新せり
鱒網漁業試験	自三十四年度 至三十五年	本試験は在來の約漁業に對し網漁業に改良して其の收支如何を研究したるに其の結果網漁業の頗る有利なるを實驗し忽ち全般に普及せり
鮎延縄漁業試験	自三十四年度 至三十五年	鮎に年によりて非常に沿海に群來することあるを以て延縄を以て之の漁業を試験せし其の結果不良に了れり
鱒延縄餌料試験	自三十四年度 至三十七年度	本試験は在來餌料甚高價なるを以て安價に且得安き新餌料を發見するに在りて其結果諸種の有益なる餌料を發見し大に當業者を利せり

玉筋魚刺網漁業試験	自三十四年度 至三十九年度	〔本試験は玉筋魚刺網の試験にして其の成績良好且輕便の漁具なるを以て地方漁者の好評を得漸次普及せむとすつあり〕
鯛延繩餌料試験	自三十六年度 至三十七年度	〔本試験は鯛餌料の研究にあり沿海砂底に棲息する蝶子蟹が非常の好餌料たるを發見し當業者に多大の利益を興へたり〕
鯛延繩漁業試験	自三十七年度 至三十九年度	〔在來縣下に於て鯛漁業をせざる秋冬季以外に該漁獲なきや試験したるに其の成績良好にして夏季五六月の交は秋季に劣らざる漁獲あるを發見せり〕
鮭流網漁業試験	自三十七年度 至三十八年度	〔本試験は鮭流法の研究に在り其の結果頗る佳良にして目下續々新規創業者を出しつあり〕
丸子魚巻刺網漁業試験	自三十八年度 至三十八年度	〔本試験は丸子魚流法の研究に在り試験の結果頗る良好にして漸次當業者に傳播しつあり〕
鯛延繩漁業試験	自三十八年度 中	〔本試験は膠坂國沿海に於て鯛漁業を爲し漁獲物は網生洲に放棄して時々内地に運搬販賣するの目的にして成績良好なり〕
鮭巻刺網漁業試験	三十八年度	〔本試験は丸子魚巻刺網を鮭漁に兼用の目的を以て之を試験に従事せしめ鮭の習性に適應せざるを發見せり〕
鮭網試験	三十九年度	〔鮭漁に巻刺網の不適當なる結果總網を以て之を試験せしに其の成績良好なるが如きも未だ試験中に屬す〕
各種網詰試験	自三十三年度 至三十四年度	〔本試験は適當と認むる水産物原料を以て經濟的の研究を爲すに在りしに中途にして休止し成績を得るに至らざりし〕
煮干製法保存試験	三十四年度	〔本試験は煮干製法の改良及保存上の試験にして其の成績佳良なり〕
干鰯製造試験	三十四年度	〔本試験は干鰯製造法の改良にして其成績良好なり〕
乾海苔製造試験	三十四年度	〔本試験は東京淺草海苔の製法に倣ひ之を試験し傍ら當業者に傳習せしめしに在來製に比し稍々良好の製品を得るに至れり〕
牡蠣移植試験	自三十三年度 至三十六年度	〔本試験は縣下西伯郡中海に廣島縣下産牡蠣を移植するにありしに收穫價はさるを發見せり〕

海苔養殖試験

三十四年度

〔本試験は縣下に海苔の人工養殖法を創始せむとするの目的なりしに成績不良なり〕

前記の如く創業以來實施せし試験事項は十九種にして内漁業試験十三種製造試験四種養殖試験二種就中鯛巻網、鯛網、鮭流網、鯛餌料及丸子魚巻刺網の各試験は何れも好成績を挙げ一般當業者に傳播しつあり又短期水産講習會の如きも一年一聽講者の數を増し開設十五回聽講者六百九十九人證書授與者四百五十四人に及び其の結果は漸次事業の上に顯われ試験事業と共に當事者に與へたる所の利益は鮮少ならざるへし

漁業水産組合

從來縣令を以て漁業組合を設置せしめたりしか明治三十五年及同三十六年度に於て新たに漁業法により七十八箇所に漁業組合を設置せしめたり又水産組合は因幡沿海水産組合及中海水産組合の二なるも漁業水産各組合共に創立日淺く未だ著しき活動を見ずと雖將來漁業發達と共に益々有益の機關たるに至るへし

第六 林業

保安林

明治三十年森林法の發布に依り保安林として取締れるもの壹萬壹千百貳拾七町參段參畝步にして本縣林野面積の拾六分の一に當れり内壹萬百八拾餘町步は水源涵養林にして保安林の九割を占む

之を各郡市に區分すれば東伯郡最も多く五千參拾七町步日野郡貳千五百六拾七町步西伯郡千參百貳拾四町步八頭郡壹千百貳拾五町步氣高郡五百六拾六町步岩美郡四百五拾貳町步島取市五拾貳町步なり

保安林現在表の一 (明治三十八年度調査)

種別	保		林		野		計
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
土砂防止林	四	三・一八〇	一	〇・〇〇〇	—	—	四
飛砂防止林	二	三三・〇〇〇	—	—	—	—	二
水害防備林	五	一三一・〇〇〇	—	—	—	—	五
計	一一	一七七・一八〇	一	〇・〇〇〇	—	—	一二

種別	保		林		野		計
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
防風林	一	六・八八	—	—	—	—	一
湖沼防備林	一	二・九〇	—	—	—	—	一
狹路防止林	一	三・六八	—	—	—	—	一
環石防止林	八	一五・九三	—	—	—	—	八
水源涵養林	一	一〇・七〇	三	一・三三	—	—	四
魚目標林	四	九・〇〇	—	—	—	—	四
日標林	九	三・二〇	—	—	—	—	九
密生林	—	—	—	—	—	—	—
風致林	七	二〇・七〇	—	—	—	—	七
計	二二	一〇七・〇九	三	一・三三	—	—	二五

保安林現在表の二 (明治三十八年度末調査)

所別	有別	箇所	面積	
			箇所	面積
國有	林	—	—	—
御料	林	—	—	—
部料	林	—	—	—
公有	林	一四七	—	—
計	林	—	—	—

社寺林	一九三	五一・二〇一・〇〇
私有林	一、二六八	三、六三三・五七二・〇〇
準森林	六三	六四・三二一・〇〇
計	二、二六八	一一、二七三・三〇〇・二五

縣有摸範林

本縣全面積の七割二歩は林野にして拾七萬五千町歩に及ぶ然るに是等の林野は稀に鬱蒼たる天然林なきにあらざるも多くは濫伐に委し合理的の作業林は極めて稀なり故に此大面積にして一箇年の伐木収入は僅に四拾壹萬圓に過ぎず是を以て一は林野整理の摸範を現實に示し一は縣有財産造成の目的を以て明治三十七年摸範林を設置せり
其の設計の概要は面積壹千町歩を杉三、檜二の喬林作業とし之を縣下三箇所に分置し最初拾五箇所を以て植樹を終り七十五年間を以て本事業を完成せんとす
板井原摸範林は日野郡根雨村大字板井原宿にあり西伯郡米子町を距る

九里半出雲街道を挾んで其の左右に跨り板井原宿を圍繞せる連屬地にして明治三十七年度より五百町歩を目的として植栽を開始す
富澤摸範林は八頭郡富澤村大字波多村及社村大字江波村に跨る一團地にして一半は千代川支流新見川の上流約二里他の一半は安藏谷の奥部にして鳥取市を距る約十里明治三十八年度より二百五十町歩を目的として植栽を開始す
明治摸範林は八頭郡明治村字北村にあり國道河原驛を距る三里曳田川の上流にして明治三十九年度より二百五十町歩を目的とし植栽を開始す

縣有摸範林植栽計畫表

摸範林別	杉		檜		合計	
	面積	本數	面積	本數	面積	本數
板井原摸範林	三〇〇町	一、四九六、四〇〇本	二〇〇町	一、三三一、六〇〇本	五〇〇町	二、七二八、〇〇〇本
富澤摸範林	一五〇	七四八、二〇〇	一〇〇	六一五、八〇〇	二五〇	一、三六四、〇〇〇

明治三十三年	一五〇	七四八、二〇〇	一〇〇	六一五、八〇〇	二五〇	一、三六四、〇〇〇
計	六〇〇	二、九九二、八〇〇	四〇〇	二、四六三、二〇〇	一、〇〇〇	五、四五六、〇〇〇

郡立樹苗圃

林業奨励の爲各郡をして樹苗を養成せしめ郡内殖林希望者に配付し具體的に奨励の實を擧ぐるの目的を以て明治三十五年より十三箇年間繼續事業として郡立樹苗圃を設置せしめ縣費を以て之か繼續補助をなせり初年度に於て養成したる苗木は百九十五萬本にして爾後毎年二三百萬本を下らず今猶繼續設置せるは四郡に止まるも奨励の效果見るべきものあり

郡殖林附町村殖林

永遠の利益を期し且強固なる財産の基礎を造成せしむる爲縣下公共團體の基本財産林及戦時紀念林等奨励の結果著しく殖林事業の勃興を來し明治三十七八年間に於て戦時紀念林として植栽せるもの二百餘町歩に上る其の他基本財産林學校樹栽林等の面積は三千町歩に及び一箇年

の造林面積六百五十餘町歩に至る左に之を表示す

基本財産林模範林學校演習林學校樹栽林 (明治三十八年度末)

所有別	基本財産林	模範林	學校演習林	學校樹栽林
町村有	町村有	町村有	町村有	町村有
計	一、七〇一	二、三三六、八〇〇	一、〇〇〇	一、九一
計	一、七〇一	二、三三六、八〇〇	一、〇〇〇	一、九一

山林植栽表

年別	植栽面積					合計
	檜	杉	松	雑木	其他	
明治三十五年	五一・九	三九八・五	二〇二・三	—	二一・七	六七四・四
明治三十六年	四一・九	三八八・六	一九三・九	—	七・四	六三一・八
明治三十七年	五四・五	二七三・四	四二・五	—	四・一	三七四・五
明治三十八年	五六・五	四六三・四	一三三・七	三・七	一一・二	六四八・五

第七 氣象

測候所

明治十六年縣下西伯郡境町に創設す同二十五年氣象臺測候所條例施行細則の實施と共に二等測候所として制規の氣象事務を遂行せり又管内樞要の地二十箇所を指定し主として氣温及び雨雪量等に就きて委託觀測を行はしめ測候所に於て之れか管理を爲し縣下氣象事務を統一し且之れか調査に依る年報及び月報を刊行して其の成績を發表し又毎に縣下沿海地方十九箇町村へ氣象警報を發して其の沿海事業に貢獻することこの利益尠しとせず而して同所の發する毎翌日の地方天氣豫報は鳥取市に通報して一般周知の方法に出るのみならず春蠶期及秋穫期各四十日間を期し縣下樞要の地十五箇所に通報を爲して地方産業の利益に資する等年を逐ふて氣象應用の實を有効に進め來れり

第六章 財政

地方公共團體の經費は年を逐ふて増加の傾向あり然るに三十七八年戰役に際し國稅に著しき増加を來したる爲地方公共團體に於ては事業の中止又は繰延を爲す等専ら經費の節約を圖りたるを以て三十七三十八兩年度に於て大に減少したりと雖平和克復後は各種の事業稍や勃興せると其の他緊縮せる經費の増加膨脹したるとに因り三十九年度に於ては著しき増加を見るに至れり今左に地方財政に關する表を掲ぐ

諸稅負擔歩合表

年次	直接國稅		縣稅		市町村稅		水利租合費		合計	
	總額	平均一戸一人	總額	平均一戸一人	總額	平均一戸一人	總額	平均一戸一人	總額	平均一戸一人
三十四年度	5,850,000	1,250	1,250,000	2,625	1,000,000	2,125	1,000,000	2,125	3,250,000	7,000
三十五年度	5,850,000	1,250	1,250,000	2,625	1,000,000	2,125	1,000,000	2,125	3,250,000	7,000
三十六年度	5,850,000	1,250	1,250,000	2,625	1,000,000	2,125	1,000,000	2,125	3,250,000	7,000
三十七年度	5,850,000	1,250	1,250,000	2,625	1,000,000	2,125	1,000,000	2,125	3,250,000	7,000
三十八年度	5,850,000	1,250	1,250,000	2,625	1,000,000	2,125	1,000,000	2,125	3,250,000	7,000

縣費累年比較表 (五箇年)